

障害者総合支援法等審査事務研究会報告書

障害福祉サービス等の給付費等にかかる
審査支払事務の効果的、効率的な
実施について

～国保連合会への審査機能の追加に向けて～

平成 28 年 12 月 28 日

公益社団法人 国民健康保険中央会

はじめに

障害者総合支援法につきましては、平成 25 年 4 月より施行され、その附則第 3 条において施行後 3 年を目処に見直すこととされており、その見直しに向けた検討が「社会保障審議会障害者部会」において進められてきました。平成 27 年 12 月 14 日にその報告書（「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて」）がとりまとめられ、その中で、「市町村による給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、現在支払事務を委託している国民健康保険団体連合会について、審査を支援する機能を強化すべきである」との提言がなされました。その後、国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）に給付費の審査を委託することを可能とする旨の規定が盛り込まれた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が、平成 28 年 5 月 25 日に成立しました。これを受け、本会においては、障害福祉サービス等にかかる給付費等の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、審査機能の強化に向けた具体的な検討を行うことを目的として、「障害者総合支援法等審査事務研究会（以下、「本研究会」という。）」を設置しました。

本研究会では、厚生労働省から示された障害者総合支援における「審査」の定義を踏まえ、市町村等審査事務実態調査の結果等を参考に、平成 28 年 5 月より 12 月にかけて計 6 回に亘り、精力的にご議論いただきました。その結果、障害者総合支援における新たな審査支払事務のあり方として、国保連合会と市町村等の審査の役割分担を整理いただいた上で、より効果的・効率的な審査支払事務の実施に向けた対応についてとりまとめていただきました。本研究会において、自治体、国保連合会、学識経験者、厚生労働省のお立場から忌憚のないご意見をいただいた委員の皆様、また、市町村等審査事務実態調査にご協力いただきました自治体、国保連合会の皆様に対し、心より感謝申し上げます。

新たな審査支払事務の実施に向けては、「確実な台帳情報の整備」や「事業者への周知」等、当該事務を実施する関係機関が連携して取り組みを進める必要があります。関係機関の皆様におかれましては、障害福祉サービス等にかかる給付費等の「正しい請求、正しい支払」の実現に向けて、今後とも引き続きご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

公益社団法人 国民健康保険中央会
理事長 原 勝 則

目 次

1. 本研究会設置の背景	1
2. 給付費等の審査事務の現状と課題	3
2.1 給付費等の点検・審査事務の概要	3
2.2 市町村等審査事務実態調査による現状と課題.....	11
2.3 給付費等の審査支払事務にかかる現状と課題の整理.....	14
3. 新たな審査支払事務の実施内容	17
3.1 基本的な考え方	17
3.1.1 障害者総合支援等における「審査」について	17
3.2 請求時の機能強化	19
3.2.1 事業所の請求事務と請求時の機能強化策との関係	19
3.2.2 請求時の点検機能強化	20
3.2.3 事業所台帳情報参照機能の追加	24
3.3 一次審査等の実施	25
3.3.1 国保連合会の事務点検の現状	25
3.3.2 仮点検の活用	28
3.3.3 一次審査の実施	29
3.3.4 点検内容の拡充	33
3.3.5 「警告」から「エラー」への段階的な移行	34
3.3.6 査定の導入	35
3.4 一次審査結果資料等の作成	47
3.4.1 一次審査結果資料の作成	47
3.4.2 審査事務にかかる事務処理マニュアルの作成	54
3.5 台帳情報整備の改善	55
3.5.1 台帳整備の現状と問題点	55
3.5.2 台帳情報整備期間の前倒し	57
3.5.3 台帳情報等参照機能の追加	58
3.5.4 台帳整備にかかる事務処理マニュアルの作成	59
3.6 自治体職員等への研修	60
3.6.1 自治体・国保連合会新規担当職員等への研修	60
3.6.2 事業者への研修	62
4. 新たな審査支払事務のあり方（まとめ）	63
4.1 国保連合会と市町村等の審査の基準（役割分担）	63
4.2 新たな審査支払事務の全体概要	65
4.3 新たな審査支払事務の実施に伴う効果等	69
4.4 新たな審査支払事務の実施に向けた対応スケジュール策定時の留意点.....	71

4.5 新たな審査支払事務に向けた関係機関の対応.....	74
4.6 新たな審査支払事務の実施に向けた今後の主要検討課題.....	75
4.6.1 確実な台帳情報整備の実施	75
4.6.2 サービス提供事業所への情報提供と十分な周知	75
4.6.3 ヘルプデスクの体制強化	75
4.6.4 「警告」から「エラー」への段階的な移行	76
4.6.5 支給量管理の統一化を前提とした査定の導入	76
4.6.6 国保連合会の体制強化等	76
4.7 新たな審査支払事務の実施に向けた具体的な検討事項.....	77
参考 1：障害者総合支援法等審査事務研究会について.....	79
参考 2：一次審査の実施に向けた警告コードに対する対応方針.....	83

【用語の説明】

用語（五十音順）		説明
カ行	仮点検	国保連合会の支払等システムにおいて、事務点検（※）とほぼ同等の点検処理を事前に行うことができる機能。事務点検前（1～10 日頃）に、その時点までに受け付けた請求情報と国保連合会に登録された台帳情報を用いて点検処理を行う。事務点検と同様に処理結果は、点検処理結果票等に出力され、出力結果を基に市町村等やサービス提供事業所と台帳情報及び請求情報の確認が早期に行える。 ※審査機能追加後においては、「一次審査」という。
	簡易入力システム	障害者総合支援の給付費等の請求において、請求情報を作成し、電子請求受付システムに送信を行う、国保中央会提供のシステム。
サ行	支給決定	介護給付費等の支給を受けようとする障害者または障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けなければならない（障害者総合支援法第 19 条）。市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働大臣が定める期間においてサービスの量（以下「支給量」という。）を定める。障害者等が、障害福祉サービス提供事業所から障害福祉サービス等を受けたとき、これに要した費用について支給量の範囲内で介護給付費等が支給される。 障害児支援についても同様（児童福祉法）。
	事業所台帳	都道府県等が指定したサービス提供事業所の情報が登録された台帳（データベース）で、事業所の基本情報とサービス情報（サービス提供体制や加算等の届出内容の情報）がある。
	事前チェック	国保連合会で実施する事務点検結果を基に、審査前に市町村等で点検エラーリスト等の内容を確認し、台帳情報の修正やサービス提供事業所との調整を行うことを指す。
	支払等システム	国保連合会が市町村等から委託を受け、介護給付費・訓練等給付費等及び障害児通所給付費・入所給付費等の支払に関する事務処理の効率化と平準化を図ることを目的とした、全国の国保連合会で稼働する標準システム。電子請求受付システムから請求情報を取り込み、事務点検を行い、市町村等審査結果に基づき市町村等に給付費等を請求し、サービス提供事業所に給付費等の支払を行う。 その他、高額障害福祉サービス等給付費等の算定処理や統計処理等を行うことができる。
	事務点検	国保連合会において、都道府県・市町村から提供されたサービス提供事業所や受給者の情報を基に、受給資格や請求明細書等の記載誤りの有無、報酬の算定ルールに合致しているか、さらには提供されたサービス内容が支給決定の範囲内であるか等を機械的にチェックすること。
	受給者台帳	市町村等が支給決定した受給者の情報が登録された台帳（データベース）で、受給者の基本情報（障害支援区分や利用者負担上限額、各種減免等の基本情報）と支給決定情報（受給者の決定サービスや支給期間等の支給決定内容の情報）がある。
	請求情報	サービス提供事業所から国保連合会へ毎月 10 日までに提出される請求に関する情報。 請求書／明細書情報、サービス利用計画作成費請求書／計画相談支援給付費請求書情報、障害児相談支援給付費請求書情報、サービス提供実績記録票情報、利用者負担上限額管理結果票情報がある。
タ行	電子請求受付システム	事業所がインターネットを経由して送信した請求情報を受け付け、支払決定額通知書等を通知するシステム。事業所からの請求情報は、電子請求受付システムから関係する国保連合会に配信される。
	取込送信システム	障害者総合支援の給付費等の請求において、簡易入力システム以外のシステム（市販の事業所業務管理ソフトウェア）で請求情報を作成した場合に、作成した請求情報を取り込み、電子請求受付システムに送信を行う、国保中央会提供のシステム。

1. 本研究会設置の背景

障害福祉サービス関係費は、利用者数の増加等により、この10年間で2倍以上となっている。

こうした中、障害者総合支援法施行3年後の見直しに向けて、社会保障審議会障害者部会にて検討が進められ、平成27年12月14日にその報告書がとりまとめられた。その中で「市町村による給付費等の審査を効果的・効率的に実施できるよう、現在支払事務を委託している国民健康保険団体連合会について、審査を支援する機能を強化すべきである」との提言がなされた。

本提言の内容を踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、平成28年5月25日に可決成立した。同改正法では、市町村及び都道府県（以下、「市町村等」という。）が実施する障害福祉サービスや障害児支援（以下、「障害福祉サービス等」という。）の給付費等の「審査及び支払に関する事務」について、現在、支払事務を委託している国保連合会に、審査も委託することができることとする旨の規定（平成30年4月施行）が盛り込まれた。これを受け、市町村等による給付費等の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、審査機能の強化に向けた具体的な検討を行うことを目的として、国民健康保険中央会（以下、「国保中央会」という。）に本研究会が設置された。

本研究会においては、平成28年5月から検討を開始し、現状の障害福祉サービス等の給付費等に対する審査支払事務について、以下の5つの論点に整理した。

- ・事業者の請求にかかる事項
- ・国保連合会の一次審査等にかかる事項
- ・市町村等の審査事務にかかる事項
- ・審査用資料にかかる事項
- ・台帳整備にかかる事項

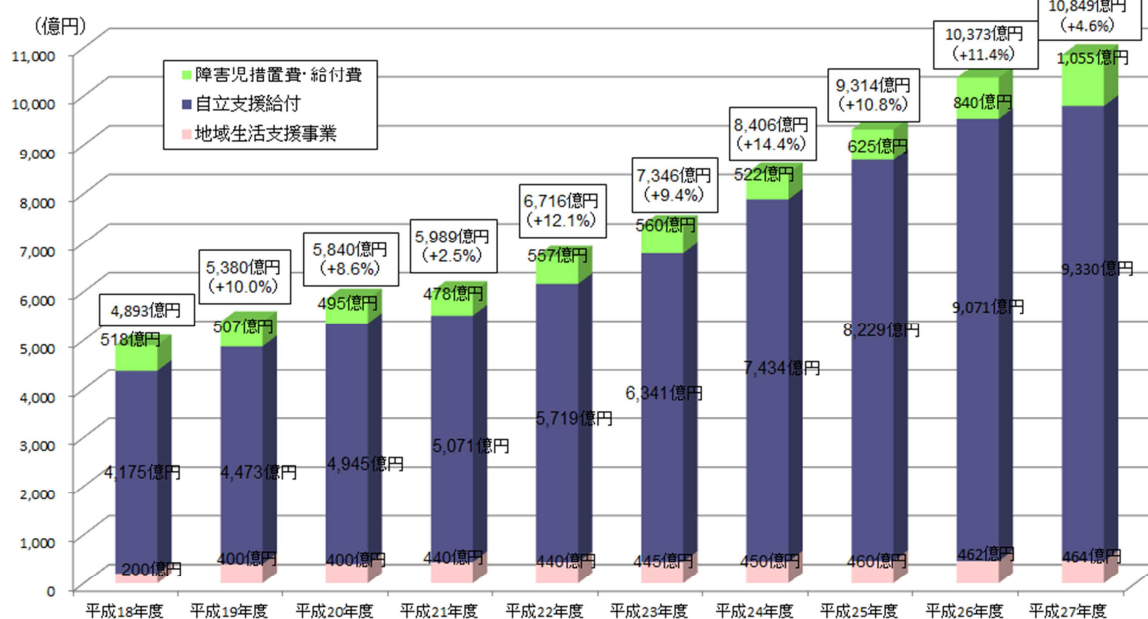
その上で、市町村等審査事務実態調査において12団体の市町村等に対するヒアリング調査の他、市町村等アンケート調査、国保連合会アンケート調査を実施するとともに、6回にわたって検討を行い、国保連合会への審査機能の追加に向けて、本報告書に取りまとめた。

今後、平成30年4月に予定されている改正法施行に向けて、本報告書に基づき、具体的な見直し内容等の実施について、厚生労働省、都道府県、市町村、国保連合会等の関係機関が連携し、取り組みを進めていくことを期待するものである。

図表 1-1 障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。



(注1) 平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注2) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

出展：厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課／企画課監査指導室「障害保健福祉関係主管課長会議資料」平成28年3月8日

2. 給付費等の審査事務の現状と課題

2.1 給付費等の点検・審査事務の概要

(1) 障害者総合支援給付事務の全体概要

障害者総合支援にかかる現行の給付事務の全体概要を示す。

サービス利用者が障害福祉サービス等を利用するための支給申請からサービス利用後の給付費等の請求・支払までの全体の流れは、図表 2-1 に示すとおりである。

障害福祉サービス等の利用を希望する障害者、または障害児の保護者（以下、「障害者等」という。）は、市町村等に障害福祉サービス等の支給申請を行い、支給決定を受け、サービス提供事業所と利用契約を締結の上、障害福祉サービス等の提供を受ける。

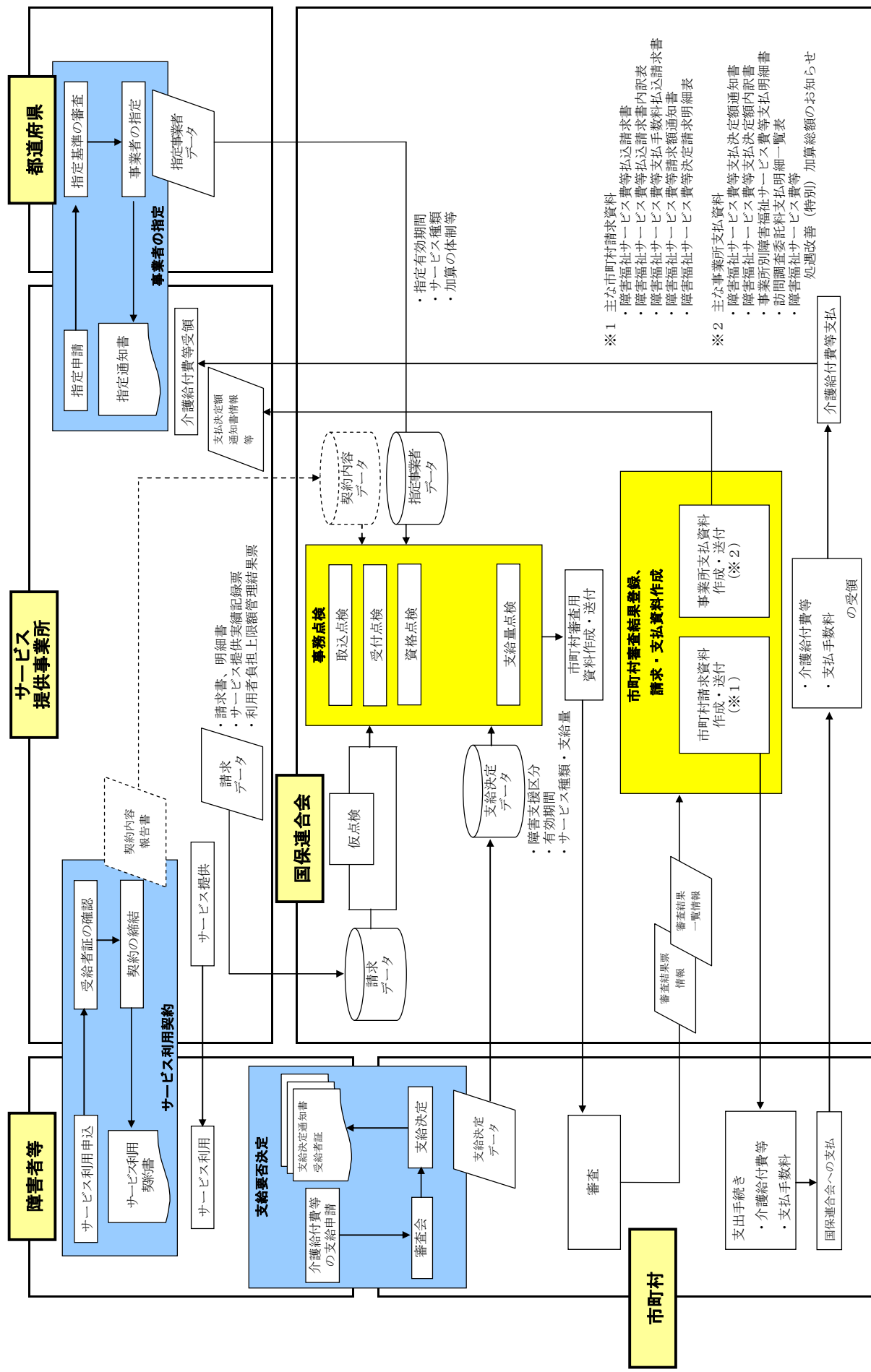
サービス提供事業所は、サービス提供の翌月に介護給付費・訓練等給付費等の請求情報を作成して、国保連合会に提出する。

国保連合会は、サービス提供事業所より提出された請求情報に対して、都道府県より提供されたサービス提供事業所に関する体制等の情報や市町村等より提供された支給決定等に関する情報等と突合し、請求情報の事務点検を行い、市町村等に事務点検結果の情報（審査用資料）を提供する。

市町村等は、国保連合会から提供される市町村等審査用資料を基に給付費等の審査を行い、審査結果を国保連合会に提出する。

国保連合会は、市町村等審査結果に基づき、市町村等あてに介護給付費・訓練等給付費等の請求を行い、サービス提供事業所に介護給付費・訓練等給付費等の支払を行う。

図表 2-1 障害者総合支援にかかる給付事務の全体概要

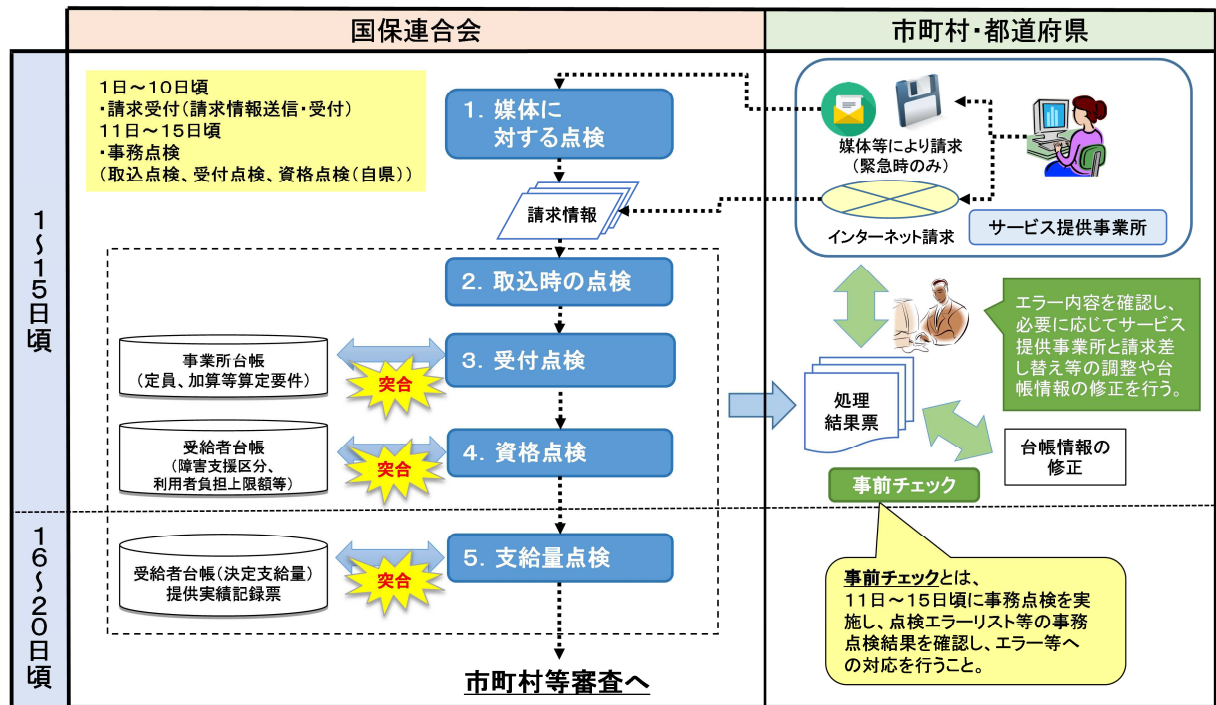


(2) 国保連合会の事務点検

国保連合会の事務点検では、市町村等からサービス提供事業所や受給者の情報の提供を受け、受給資格や請求明細書等の記載誤りの有無、報酬の算定ルールに合致しているか、さらには提供されたサービス内容が支給決定の範囲内であるか等を確認している。

国保連合会の事務点検の処理の流れを示すと、以下のとおりとなっている。

図表 2-2 国保連合会の事務点検の流れ



No	点検名	点検内容	点検実施時期
1	媒体に対する点検	ファイルが読み取り可能であることを確認する。	磁気媒体として受領したファイルを媒体取込機能にてシステム内に取り込む際に実施する。
2	取込時の点検	レコードフォーマット及び桁数等、データベースに取り込むための最低限の確認を行う。	伝送、または媒体取込機能により蓄積されたファイルをデータベースに取り込む際に実施する。
3	受付点検	主に請求情報内の整合性確認及び市町村台帳、事業所台帳等と突合し、事業所の体制や報酬算定ルールの確認を行う。	取込時の点検後に実施する。
4	資格点検	主に受給者台帳と突合し、受給資格を確認する。	自県受付の自県受給者分は、受付点検後に実施する。 他県受給者分は、他県交換（請求）の請求情報を受信後に実施する。
5	支給量点検	サービス提供量が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限額が正しく管理されていることを確認する。 また、サービス提供実績記録票との突合による点検を実施する。	受付点検及び資格点検終了後に実施する。

国保連合会での事務点検の結果は、「正常」「警告」「エラー」に区分され、市町村等に提供される。

図表 2-3 事務点検結果の区分

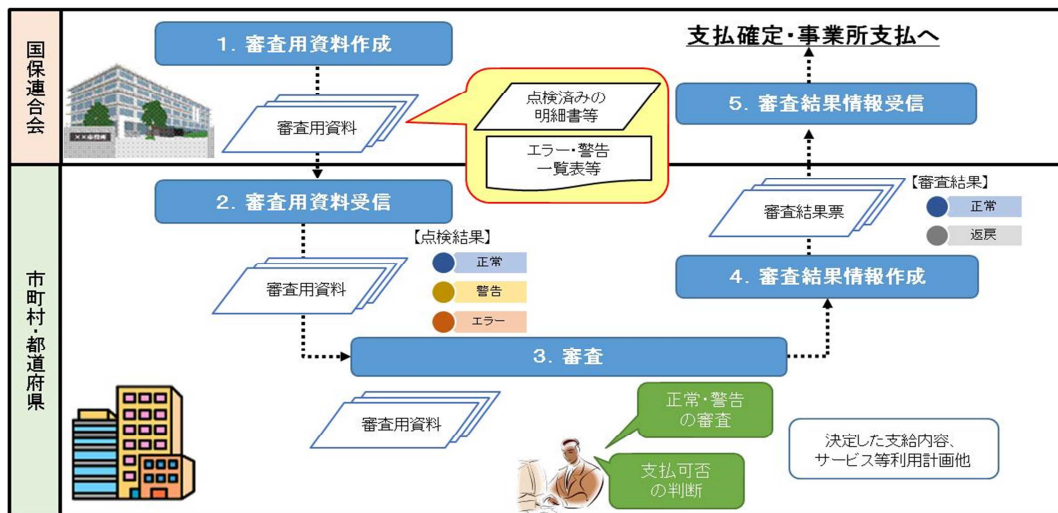
No	点検結果	内容
1	正常	点検でエラーがない場合に設定し、支払処理が可能となる。
2	警告	国保連合会が保有する情報では、「正常」と判断できない場合に設定する。 なお、警告分については、市町村等審査の結果、「返戻」にしない限り、支払処理が可能となる。
3	エラー	記載誤りや不備、各種台帳とのチェックでエラーが発生した場合に設定する。返戻対象となり支払処理は行わない。

(3) 市町村等審査

市町村等では、国保連合会から提供された審査用資料（点検済みの明細書等情報、エラー・警告一覧表等）を基に給付費等の審査を行い、最終的な支払可否を判断し、審査結果を国保連合会に提出する。

市町村等審査の流れと審査用資料の帳票を以下に示す。

図表 2-4 市町村等審査の流れ



No	業務	内容	実施者
1	審査用資料作成	受け付けた請求書等情報の受付点検・資格点検・支給量点検を実施後、市町村等審査用資料情報（※）を作成し、市町村等へ送信する。 ※点検済みの請求明細書等の情報、エラー・警告一覧表等	国保連合会
2	審査用資料受信	国保連合会で作成した市町村等審査用資料情報を受信する。	市町村等
3	審査	受信した市町村等審査用資料情報、市町村等にて管理している情報（決定した支給内容やサービス等利用計画等）を基に審査を行う。	市町村等
4	審査結果情報作成	市町村等審査結果情報を作成し、国保連合会へ送信する。	市町村等
5	審査結果情報受信	市町村等にて作成した市町村等審査結果情報を受信する。	国保連合会

図表 2-5 市町村等審査用資料の帳票一覧

No	帳票名	概要
1	事務点検結果票	国保連合会での点検結果（正常、エラー、警告）の件数及び給付費等の情報
2	エラー一覧表	国保連合会での点検において、点検結果がエラーとなった請求情報の一覧情報
3	警告一覧表	国保連合会での点検において、点検結果が警告となった請求情報の一覧情報
4	支給量オーバーチェックリスト	決定支給量が超過している対象者の請求情報の一覧情報
5	時効却下リスト	請求時効となる過誤申立書情報の一覧情報
6	請求時効該当確認リスト	消滅時効に該当する各種請求情報の一覧情報

図表 2-6 市町村等審査用資料【事務点検結果票】

(ID:R11420)

障害者総合支援

事務点検結果票

平成28年 5月 受付分

〇〇〇国民健康保険団体連合会

市町村番号 131016
市町村名 千代田区

障害福祉サービス費等

		受付件数	正案件数 (内警告件数)	エラー一件数	給付費		自治体助成分 請求額	高齢障害福祉 サービス費
給付費	(共同生活除く)	31,046	(30,097 4,304)	949	4,038,865,015		0	
	(共同生活)	2,034	(1,955 253)	79	377,430,490		0	
	特定障害者特別給付費	3,469	(3,384 432)	85	37,361,872			
地域相談支援給付費		266	(256 3)	10	3,181,504			
計画相談支援給付費		3,743	(3,686 22)	57	58,781,933			
特例給付費		0	(0 0)	0	0		0	0
特例計画相談支援給付費		0	(0 0)	0	0			
地域生活支援事業等		7,052	(6,922 6,526)	130	250,587,392			
過誤調整			-1,697		-215,082,492		0	0
計		44,141	(41,219 11,108)	1,225	4,551,125,714		0	0
サービス提供実績記録票		34,869	33,710	1,159				
利用者負担上限額管理結果票		256	223	33				

図表 2-7 市町村等審査用資料【エラー一覧表】

[illegible]

圖表 2-8 市町村等審査用資料【警告一覽表】

[illegible]

図表 2-9 市町村等審査用資料【支給量オーバーチェックリスト】

[illegible]

図表 2-10 市町村等審査用資料【時効却下リスト】

[illegible]

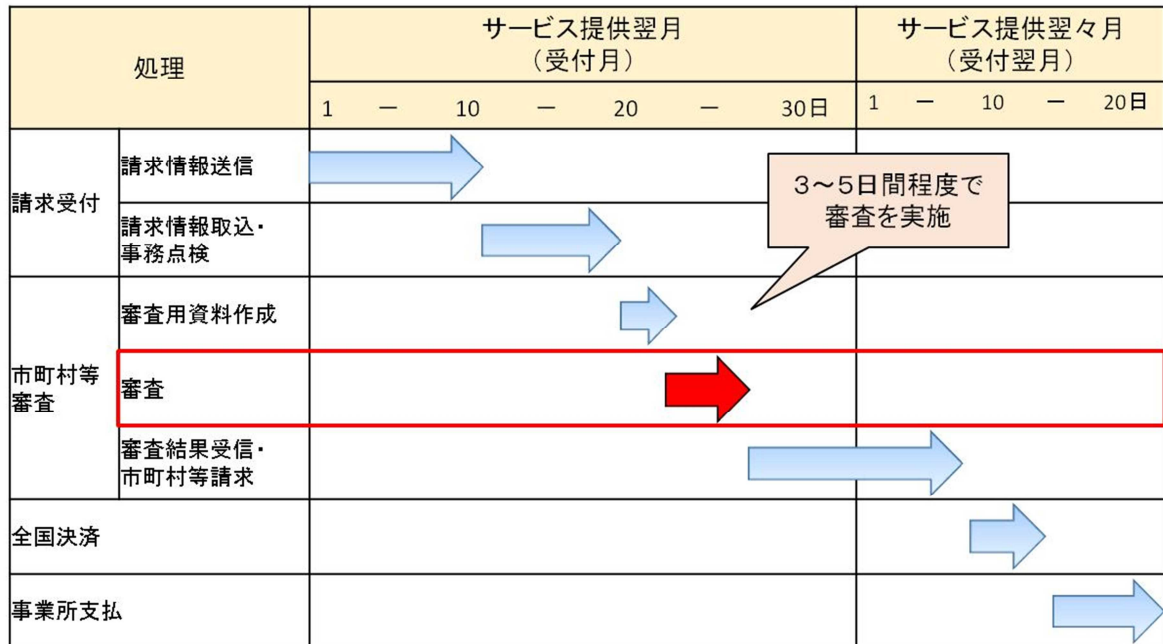
図表 2-11 市町村等審査用資料【請求時効該当確認リスト】

[illegible]

(4) 事務処理日程

サービス提供事業所は、請求情報をサービス提供翌月の10日までに国保連合会に提出し、国保連合会は、サービス提供翌々月の15日を目途にサービス提供事業所に給付費等の支払を行う。この間の市町村等における審査期間は、下図に示すように3～5日間程度となっている。

図表 2-12 標準的な事務処理日程



2.2 市町村等審査事務実態調査による現状と課題

審査機能の強化に向けた具体的な検討に資するため、市町村等における給付費等の審査事務の現状や課題等を把握することを目的に、平成28年7月から8月にかけて以下の調査を実施した。

(1) 市町村等ヒアリング調査

市町村等における障害福祉サービス等の給付費等にかかる審査事務の現状や課題を詳細に把握すること、また具体的な審査事務の実施内容を把握することを目的として、積極的に審査に取り組まれている7市町村を選定し、現地でのヒアリング調査を実施した。また、ヒアリング対象市町村の関係団体を含めた審査事務（または審査支援事務）の運用実態を把握するため、2都道府県及び3国保連合会に対してもヒアリングを実施した。

主なヒアリング内容は、以下のとおりである。

図表 2-13 主なヒアリング内容

項目	内容
審査事務等の現状と課題	➤ 審査前の事前チェックにおいて、各自治体では国保連合会より提供される処理結果票を基に、事業所台帳と受給者台帳の不備によるエラーの解消を優先して対応している。 ➤ エラーの発生件数が少ない県では、国保連合会の事務点検で発生した事業所の請求誤りによるエラー等について、国保連合会が市町村や都道府県と連携して事業所に請求差し替えの調整を積極的に実施しており、それによって審査前に多くのエラーを解消している。逆に、エラーの発生件数が多い県は、台帳不備の解消が精一杯で事業所への請求差し替え等の調整まで行う余裕がない状況にある。 ➤ 市町村によっては、国保連合会の事務点検で発生したエラー対応に追われているため、警告まで対応しきれないことがある。 ➤ 審査システムを導入している市町村では、国保連合会が提供する審査用資料とは別に独自のチェックにより請求誤りを検出し、返戻や過誤の判断を行っている。
審査機能強化に向けた意見・要望	➤ エラー一覧表・警告一覧表に関して、メッセージの見直しや項目を追加し、わかりやすくしてほしい。 ➤ 審査を行う際に参考にできるマニュアルを整備してほしい。 ➤ 同一日・同一利用時間帯のチェック、複数月にまたがる加算のチェックなどチェック項目を追加してほしい。 ➤ 月途中で台帳更新があった場合も適切にチェックできるようにしてほしい。

(2) 市町村等アンケート調査

市町村等における障害福祉サービス等の給付費等にかかる審査事務の現状や課題を定量的及び概括的に把握することを目的として、全国の市町村等を対象とし、市町村等アンケート調査を実施した。1,658の団体より回答を得て、調査票の回収率は93.5%となった。

市町村等アンケート調査結果をまとめると、以下のとおりである。

図表 2-14 市町村等アンケート調査結果のまとめ

項目	内容
審査事務等の現状と課題	➤ 大規模自治体では、事前チェックや審査等の事務に複数名で対応しているが、小規模自治体になると1人の職員が請求審査以外の事務も兼務していることが多く、異動等による事務の引継ぎにも困難をきたしており、審査マニュアルの整備や新任職員向け研修会の要望が多い。また、審査前の事前チェック、審査、審査後の事後チェックの中で、最も負担を感じる事務として「審査」を挙げた自治体の割合が高く、市町村等が判断する警告の範囲を極力限定してほしいという意見が多くみられた。 ➤ 審査前の事前チェックは約80%の団体で実施している。事前チェックの実施内容として、受給者台帳の修正はほとんどの団体で実施しているが、事業所台帳の修正については50%程度、事業所への請求差し替え等調整は65%の団体で実施している。 ➤ 市町村等審査においては、「審査用資料を活用」している団体は全体として60%あるものの、「審査用資料以外に独自のチェックを実施」とする回答も30%あり、「国保連合会の点検結果どおり」とする回答は10%程度となっている。政令指定都市や中核市、特別区といった大規模自治体では、「審査用資料以外に独自のチェックを実施」の回答が多くなっているのが特徴的である。
審査機能強化に向けた意見・要望	➤ 国保連合会で保有する事業所台帳情報や受給者台帳情報は多くの市町村等では参照できないことに加え、国保連合会の事務点検の処理結果票や市町村等審査用資料の限られた情報のみでは、エラーの内容や原因を特定するのに時間がかかることを多くの自治体が意見として挙げている。 ➤ 独自の点検・審査を行う審査システムを導入している団体の割合が55%程度あり、国保連合会の事務点検でエラーや警告にならない請求があるとの意見も多く、審査機能の追加にあたっては国保連合会でチェックしてほしいとの意見が挙げられた。 ➤ 事業者の請求事務にかかる理解不足による誤りも多く、事業者向けの請求の手引きや研修会の開催等の要望も多く見られた。

(3) 国保連合会アンケート調査

国保連合会による障害福祉サービス等の給付費等にかかる審査支援事務の現状と課題を把握することを目的として、全国の国保連合会を対象とし、国保連合会アンケート調査を実施した。47 団体より回答を得て、調査票の回収率は 100%となった。

国保連合会アンケート調査結果をまとめると、以下のとおりである。

図表 2-15 国保連合会アンケート調査結果のまとめ

項目	内容
事務点検等の現状と課題	➤ 仮点検については、11 団体で実施している。実施していない主な理由としては、「台帳整備が不十分で、その時点で点検を行う意義が少ない」、「スケジュールに余裕がない」等が挙げられている。 ➤ 受給者台帳エラーの修正に時間がかかり、事務点検期間中の修正が間に合わず、結果的にエラーで返戻となるケースがある。 ➤ 事務点検期間中の請求情報修正・差し替え等の調整は、国保連合会 47 団体全てで実施している。ただし、差し替え等の調整を行った件数については、国保連合会によって異なり、「10～30 件未満」が 14 団体と最も多く、「100 件以上」も 12 団体ある。 ➤ 市町村向け研修会・説明会については、25 団体（53%）が実施している。新規事業者向け研修会・説明会は 7 団体（15%）、新規事業所以外の研修会・説明会は 14 団体（30%）が実施している。
審査機能強化に向けた意見・要望	➤ 市町村等と国保連合会の台帳情報の齟齬を解消するために、国保連合会で保有する受給者台帳を市町村等でも閲覧できるようにしてほしい。 ➤ 事業所側の入力誤り等によるエラーについては、オンライン請求時に確認・修正できるような仕組みを構築してほしい。 ➤ 担当者が使えるような参考事例集や担当者レベルの勉強会等があると良い。 ➤ 請求編、事業所台帳編、受給者台帳編、審査編のエラー対応マニュアルを作成・整備してほしい。

2.3 給付費等の審査支払事務にかかる現状と課題の整理

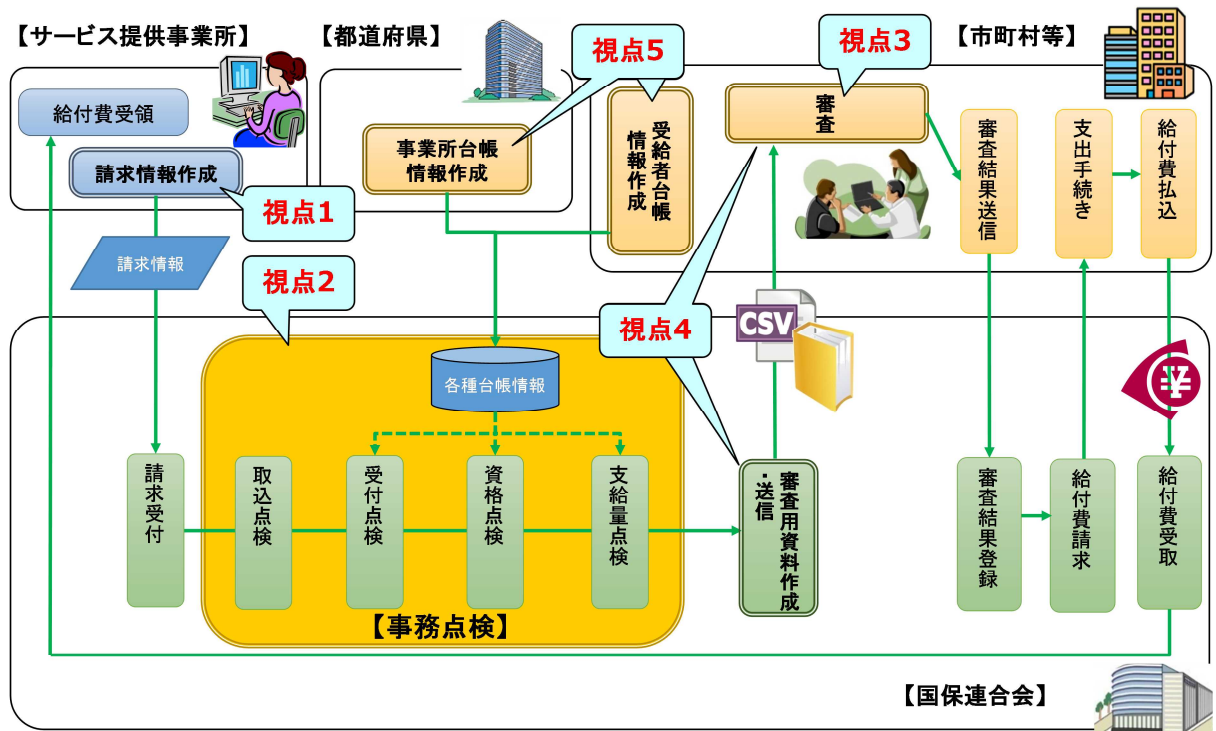
現在の障害福祉サービス等における給付費等の審査支払事務について、問題となっている事項を検討した結果、5つの視点に集約し、現状と課題を整理したうえ、課題に沿って検討することとした。

図表 2-16 給付費等の審査支払事務にかかる現状と課題の整理

No	視点	現状・問題点	検討課題
1	事業者の請求にかかる事項	①事業者の単純ミスによる返戻がみられる。 ②請求件数・返戻件数の増加に伴い、事業所等からの問い合わせも増加している。 ③事業者の制度内容や請求方法についての理解が十分とはいえない。また、同一事業者が繰り返しミスすることが多く、その都度、事務指導を行わざるを得ない。	①事業所等が請求する際に利用する電子請求受付システムなどのチェック機能を拡充してはどうか。 ②事業所等に対して、制度内容や請求方法に関する周知や研修は十分に行われているか。集団指導等のような研修を行ってはどうか。
2	国保連合会の一次審査（※）等にかかる事項	①請求情報に誤りがあるが、国保連合会の事務点検においてエラーや警告にならないものがある。 ②チェック機能を補強するためのシステムを市町村等で独自に導入している。頻繁な制度改正等に伴うシステム改修費用が市町村等では負担となっている。	①国保連合会での事務点検機能について、さらなる拡充・強化をしてはどうか。また、国保連合会と市町村等の審査の役割分担をどのようにするか。
3	市町村等の審査事務にかかる事項	①職員体制の確保が難しい。 ②審査期間が短い。 ③請求件数の増加に伴い、警告件数も年々増加している。 ④制度が頻繁に変わり、複雑なものとなってきている。 ⑤市町村等審査の事務負担が大きく、事務点検結果について十分な確認・チェックができない。	①事務点検の結果、警告としているものをエラー・査定へと移行し、警告の件数を減らすことはできないか。 ②重点的に確認が必要な警告を区別してはどうか。 ③市町村等職員に対する周知や研修は十分に行われているか。
4	審査用資料にかかる事項	①エラー・警告の内容が複雑でわかりにくく、原因の特定に時間がかかる。 ②エラー・警告に対処する事務処理の方法を示す資料が整備されていない。	①審査用資料の内容をわかりやすくしてはどうか。 ②審査をするための標準的な事務処理マニュアルを作成してはどうか。
5	台帳整備にかかる事項	①台帳登録に関する点検エラーの内容がわかりにくく、修正に時間を要している。 ②制度改正・報酬改定時の台帳整備が追いつかず、台帳登録漏れ・登録内容の誤りが生じている。 ③国保連合会に登録している台帳情報と市町村等が管理している台帳情報に齟齬が生じていることがある。	①国保連合会への台帳登録にかかるわかりやすい事務処理マニュアルを作成してはどうか。 ②国保連合会の自庁分の台帳情報を市町村等で閲覧できるようにしてはどうか。

※審査機能追加前（現行）においては、「事務点検」という。

図表 2-17 審査支払事務の流れと課題整理の視点



3. 新たな審査支払事務の実施内容

3.1 基本的な考え方

3.1.1 障害者総合支援等における「審査」について

障害者総合支援法においては、障害福祉サービス等の給付費等にかかる審査について、以下のとおり規定されている。

図表 3-1 障害者総合支援法の関連条項【抄】

○障害者総合支援法

（介護給付費又は訓練等給付費）

第二十九条

1～5 （略）

6 市町村は、指定障害福祉サービス事業者等から介護給付費又は訓練等給付費の請求があったときは、第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準及び第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準（施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

7 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項 に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができる。

8 （略）

また、国保連合会において実施する「審査」については、厚生労働省から以下の定義が示された。

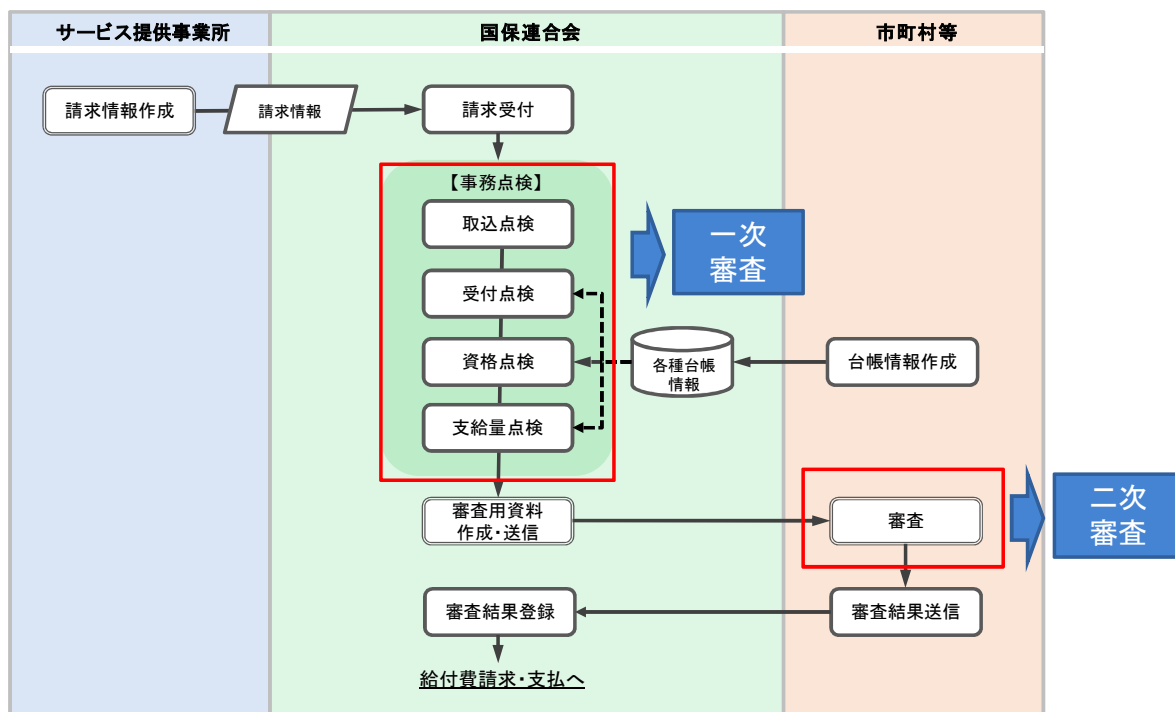
図表 3-2 国保連合会における「審査」

○国保連において実施する「審査」とは、自治体が支給決定したサービス量や内容についての妥当性や適否を判断するものではなく、支給決定の内容を前提として、受給資格や請求書の記載誤りの有無、報酬の算定ルールに合致しているか、さらには提供されたサービス内容が支給決定の範囲内であるか等を客観的に判定することを意味する。また、国保連だけでは判断できない場合には、引き続き、自治体が責任をもって判断することとする。

※障害保健福祉関係主管課長会議 社会・援護局障害保健福祉部企画課／企画課監査指導室提出資料（平成 28 年 3 月 8 日）

この「定義」を踏まえ、国保連合会における審査（以下、「一次審査」という。）は、根拠が明確であり機械的に判断できる範囲で行うことを前提とする。この審査において判断できないものについては警告とし、従来どおり市町村等における審査（以下、「二次審査」という。）にて判断する。

図表 3-3 審査の流れ



検討にあたっては、審査機能追加に伴うシステム面、運用面への影響等を勘案しながら、対応案をまとめる。

さらに、対応案の実施にあたっては、都道府県、市町村、サービス提供事業所、国保連合会等の多くの関係機関への影響が考えられるため、関係機関の理解と協力を得られるよう、段階的な実施を図るなど、円滑な実施が可能な方策とする。

3.2 請求時の機能強化

3.2.1 事業所の請求事務と請求時の機能強化策との関係

都道府県等はサービス提供事業所が都道府県等に対して行った指定申請の内容を審査し認可、指定を行うとともに、指定したサービス提供事業所の情報を国保連合会の事業所台帳に登録する。

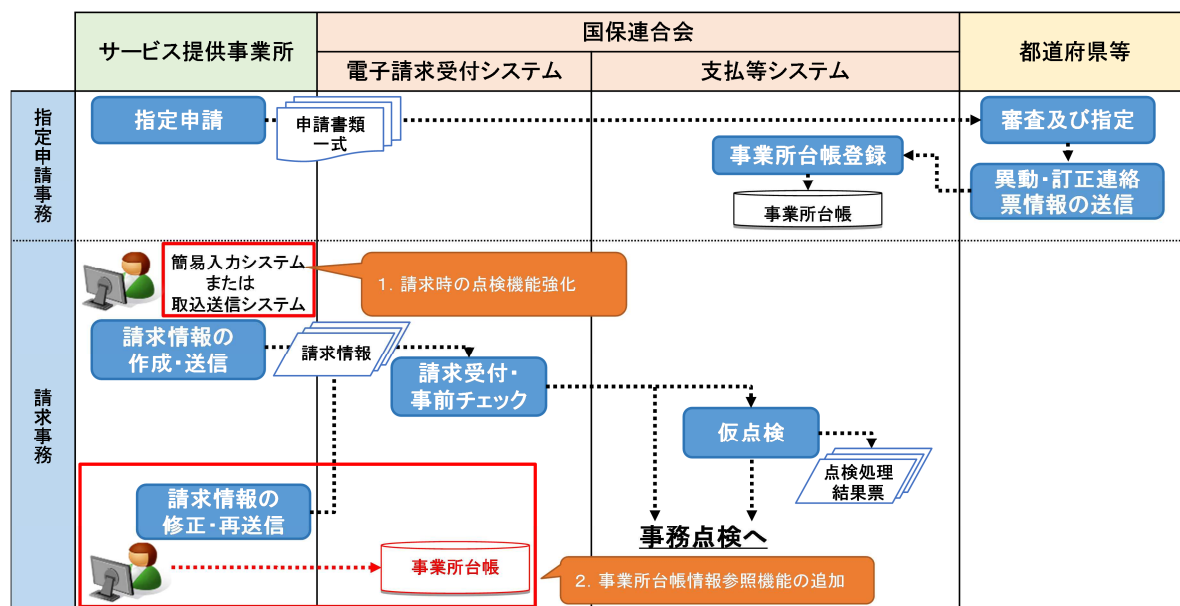
サービス提供事業所は、利用者へサービスを提供した後、簡易入力システム等にて請求情報を作成・送信する。国保連合会は、電子請求受付システムにて請求受付・事前チェックを行い、その結果正当となった請求情報について、支払等システムにて仮点検・事務点検を行う。ただし、仮点検の実施状況は国保連合会により異なっている。

仮点検・事務点検にて出力される点検処理結果票等を基に、国保連合会は必要に応じてサービス提供事業所・都道府県等と調整を行い、サービス提供事業所は請求情報の修正・再送信、都道府県等は台帳情報の修正を行う。

サービス提供事業所より提出される請求情報の精度を向上し、市町村等及び国保連合会の審査事務の負担を軽減するため、以下の対応について検討した。

1. 請求時の点検機能強化
2. 事業所台帳情報参照機能の追加

図表 3-4 指定申請から請求事務の流れ



3.2.2 請求時の点検機能強化

(1) 請求時の点検機能の現状

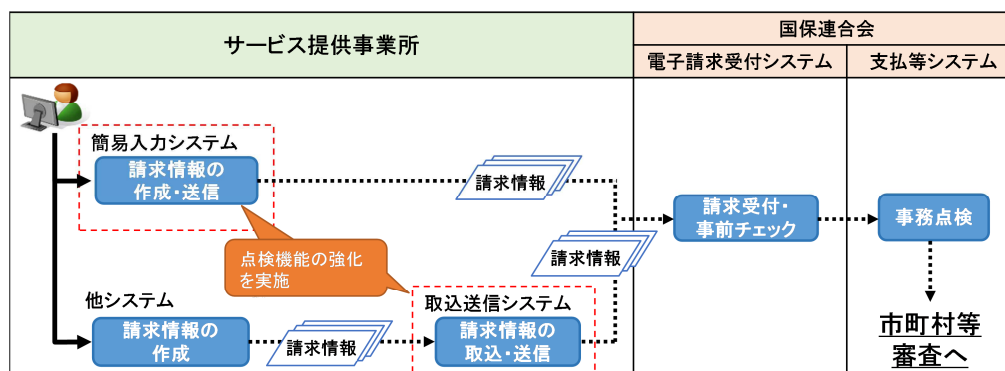
全国のサービス提供事業所の半数程度が簡易入力システム（国保中央会提供）を利用し、残りのサービス提供事業所は市販の請求ソフト等を利用して作成した請求情報を取込送信システム（国保中央会提供）を介して、電子請求受付システムに送信している。

簡易入力システムでは請求情報を作成する際に、請求情報の整合性や各種台帳情報との突合等の点検を実施しており、一方、取込送信システムでは他システムで作成した請求情報をシステムに取込む際に、最低限の点検を実施している。

国保連合会の支払等システムで実施している事務点検（エラーコード単位で計 943 コード）について、簡易入力システム及び取込送信システムでの点検実施状況は、図表 3-6 のとおりである。

簡易入力システムでは、一部実施済分の点検が 43 コード、未実施分が 120 コードである。取込送信システムでは、未実施分の点検が 853 コードであり、その内、簡易入力システムにおいて実施済、または一部実施済である点検が 710 コードである。

図表 3-5 国保連合会への請求イメージ



図表 3-6 簡易入力システム及び取込送信システムにおける点検実施状況

システム	国保連合会の支払等システムで実施している点検の実施状況 (エラーコード単位)			
	実施済	一部実施済	未実施	計
簡易入力システム	780	43	120	943
取込送信システム	89	1	853	943

簡易入力システムでの点検の実施状況 (エラーコード単位)		
実施済または一部実施済	未実施	計
710	143	853

(2) 請求時の点検機能強化について

国保連合会の一次審査で発生する警告やエラーを未然に防止するため、サービス提供事業所が利用する簡易入力システム、取込送信システムについて、図表 3-7 で示す点検機能の強化を行うことが有効であると考えられる。

図表 3-7 簡易入力システム、取込送信システムに対する点検機能強化の対応方針

No	システム	対応方針
1	簡易入力システム	現在、国保連合会で実施している事務点検のうち、簡易入力システムで未実施及び一部しか実施していない点検項目について、可能な範囲で点検機能を強化する。
2	取込送信システム	簡易入力システムで実施している点検項目のうち、取込送信システムで未実施の点検項目について、可能な範囲で点検機能を強化する。 ただし、台帳情報との突合を行う点検項目については、事業所や受給者の情報をシステムに登録する必要があるため、事業所の負担が増えるため、点検機能の拡充対象外とする。

①簡易入力システムの点検強化

簡易入力システムに関して、国保連合会の事務点検で実施している点検（エラー・警告）について点検実施状況を示すと、以下のとおりとなっている。

図表 3-8 簡易入力システムにおける点検実施状況（事務点検で発生するエラー）

No	点検対象の請求情報	合計	実施状況				点検不可
			実施済	一部実施	未実施		
1	請求書・請求明細書	264	230	12	12		10
2	サービス提供実績記録票	196	192	2	2		0
3	計画相談支援給付費請求書等	17	16	0	0		1
4	上限額管理結果票	15	9	1	3		2
5	その他・共通	59	42	1	2		14
合計		551	489	16	19		27

図表 3-9 簡易入力システムにおける点検実施状況（事務点検で発生する警告）

No	点検対象の請求情報	合計	実施状況				点検不可
			実施済	一部実施	未実施		
1	請求書・請求明細書	266	184	24	49		9
2	サービス提供実績記録票	120	104	3	13		0
3	計画相談支援給付費請求書等	3	3	0	0		0
4	上限額管理結果票	1	0	0	1		0
5	その他・共通	2	0	0	0		2
合計		392	291	27	63		11

これらの図表の太枠内の「一部実施」及び「未実施」の項目について、点検強化を検討していくこととする。強化対象の点検項目について国保連合会の事務点検で発生している件数を集計すると、図表 3-10、図表 3-11 のとおりである。これらのエラーや警告について事業所の請求時に点検を行うことで、請求情報の不備を早期に検出し、エラーや警告の発生抑止につながることを期待できる。

図表 3-10 簡易入力システムの点検強化対象のエラー発生状況

No	点検対象の請求情報	一部実施している点検項目	エラー件数 (一部実施分)	未実施である 点検項目	エラー件数 (未実施分)	エラー件数 (合計)
1	請求書・請求明細書	12	59,835	12	975	60,810
2	サービス提供実績 記録票	2	3,625	2	0	3,625
3	計画相談支援給付費 請求書等	0	0	0	0	0
4	上限額管理結果票	1	3,226	3	14,283	17,509
5	その他・共通	0	0	2	71,819	71,819
合計		15	66,686	19	87,077	153,763

図表 3-11 簡易入力システムの点検強化対象の警告発生状況

No	点検対象の請求情報	一部実施している点検項目	警告件数 (一部実施分)	未実施である 点検項目	警告件数 (未実施分)	警告件数 (合計)
1	請求書・請求明細書	24	422,007	49	456,098	878,105
2	サービス提供実績 記録票	3	76,167	13	34,103	110,270
3	計画相談支援給付費 請求書等	0	0	0	0	0
4	上限額管理結果票	0	0	1	1,089	1,089
5	その他・共通	0	0	0	0	0
合計		27	498,174	63	491,290	989,464

②取込送信システムの点検強化

取込送信システムにおける未実施分の点検の内、簡易入力システムの点検において実施済、または一部実施済である点検（計 710 コード）を点検種類毎に分類すると図表 3-12 のとおりとなっている。「1. 請求情報内の整合性チェック」及び「4. 単位数表マスタとの突合チェック」に分類される点検（計 421 コード）について、点検強化を検討していくこととする。

図表 3-12 取込送信システムによる新規点検の実施の有無

No	点検種類	点検数 (エラー コード 単位)	実施有無 (○：新たに 点検実施 －：点検実施 見送り)	実施を見送る理由
1	請求情報内の整合性チェック	361	○	
2	請求情報間の整合性チェック	47	－	取込送信システムでは1件の請求情報での送信も可能であることから、請求情報の送信時に点検を行う現在の仕組みでは請求情報間の点検が実施できないため。
3	各種台帳との突合チェック	242	－	台帳との突合チェックを実施するためには、事業所台帳や受給者台帳の情報を取込送信システムに登録する必要があり、事業所の事務負担が増えるため。
4	単位数表マスタとの突合チェック	60	○	
合計		710		

計 421 コードの点検について新たに点検を実施

取込送信システムを利用しているサービス提供事業所の内、国保連合会の事務点検にてエラーや警告が発生しているサービス提供事業所数を点検種類毎に集計した結果は以下のとおりとなっている。

取込送信システムで「1. 請求情報内の整合性チェック」及び「4. 単位数表マスタとの突合チェック」にかかる点検を新たに追加した場合、エラーについては約 1,200 事業所、警告については約 10,700 事業所が、取込送信システムの点検時に前倒しで請求不備を検出できるようになることが期待できる。

図表 3-13 新規点検実施による効果（参考）

No	点検種類	当該点検種類のエラーが発生している事業所数	当該点検種類の警告が発生している事業所数
1	請求情報内の整合性チェック	1,122	6,139
2	請求情報間の整合性チェック	3,879	9,430
3	各種台帳との突合チェック	7,481	20,282
4	単位数表マスタとの突合チェック	77	4,595
合計		12,559	40,446

※1つの事業所の請求情報に複数種類のエラーが発生している場合、点検種類毎に事業所数を重複して集計しているため、集計結果は参考値という位置づけである。

3.2.3 事業所台帳情報参照機能の追加

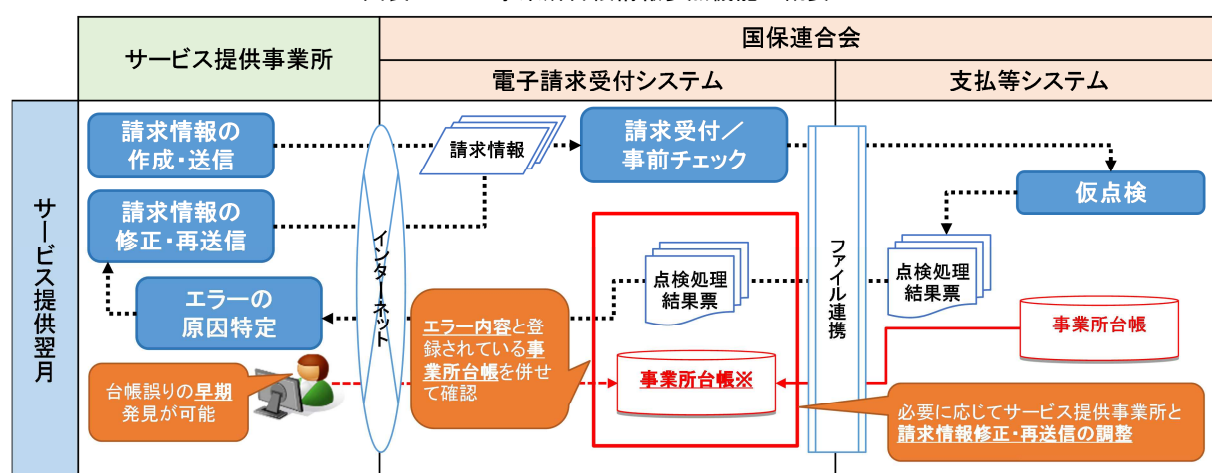
国保連合会で実施する事務点検にて発生する警告やエラーの主要な原因として、請求情報と国保連合会に登録されている事業所台帳の内容との不一致が挙げられる。

このとき、サービス提供事業所が国保連合会に登録されている事業所台帳（自事業所の届出内容）を把握できていないことがある等の理由から、国保連合会の事務点検にて発生する警告やエラーの原因を特定し、対応するために時間を要していることや問い合わせが増加しているという課題がある。

したがって、サービス提供事業所にて請求情報に対する警告やエラーの原因を特定しやすくするため、国保連合会に登録されている事業所台帳情報（自事業所分の台帳情報のみ）を参照できるような仕組みを構築することが考えられる。

事業所台帳情報をサービス提供事業所が参照できるようにした場合の概要は、以下のとおりとなっている。

図表 3-14 事業所台帳情報参照機能の概要



※支払等システムは情報セキュリティ上、外部ネットワークからは遮断された環境で利用しているため、各事業所から事業所台帳の直接の参照はできない構成となっている。

そのため、各事業所からは外部ネットワークに接続できる電子請求受付システムの環境下（改ざんや不正アクセス等を防止する情報セキュリティ対策が施されたエリア）に事業所台帳の複製を配置して参照させることが考えられる。

3.3 一次審査等の実施

3.3.1 国保連合会の事務点検の現状

(1) 事務点検の現状

現在、国保連合会では支払等システムを利用して、市町村等での審査を支援するために事務点検を実施している。

各点検におけるチェック項目数は、以下のとおりとなっており、受付点検におけるチェック項目数が最も多く、エラーでは全体の約 47%、警告では約 75%を占めている。

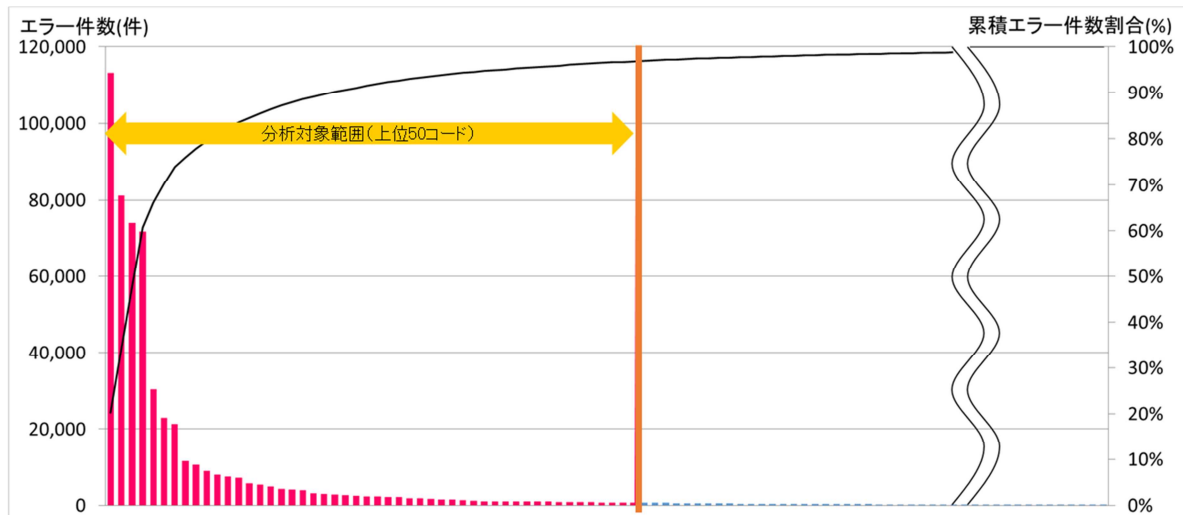
図表 3-15 事務点検におけるチェック項目数

No	点検名	点検内容	点検実施時期	チェック項目数	
				エラー	警告
1	媒体に対する点検	ファイルが読み取り可能であることを確認する。	磁気媒体として受領したファイルを媒体取込機能にてシステム内に取り込む際に実施する。	—	—
2	取込時の点検	レコードフォーマット及び桁数等、データベースに取り込むための最低限の確認を行う。	伝送、または媒体取込機能により蓄積されたファイルをデータベースに取り込む際に実施する。	883	0
3	受付点検	主に請求情報内の整合性確認及び市町村台帳、事業所台帳等と突合し、事業所の体制や報酬算定ルールの確認を行う。	取込時の点検後、点検を実施する。	1,750	1,364
4	資格点検	主に受給者台帳と突合し、受給資格を確認する。	自県受付の自県受給者分は、受付点検後、実施する。 他県受給者分は、他県交換（請求）の請求情報を受信後、点検を実施する。	1,068	279
5	支給量点検	サービス提供量が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限額が正しく管理されていることを確認する。 また、サービス提供実績記録票との突合による点検を実施する。	受付点検及び資格点検終了後、点検を実施する。	8	185
	合計			3,709	1,828

(2) エラー・警告の発生状況と傾向

事務点検におけるエラーコードは、現在総数で 551 コードあり、平成 27 年度（平成 27 年 4 月受付～平成 28 年 3 月受付分）中に 1 件以上のエラーが発生したのは 279 コード（約 59 万件）である。上位 10 コードで発生件数の約 78%（約 46 万件）を占め、上位 50 コードでは発生件数の約 95%（約 56 万件）を占めている。

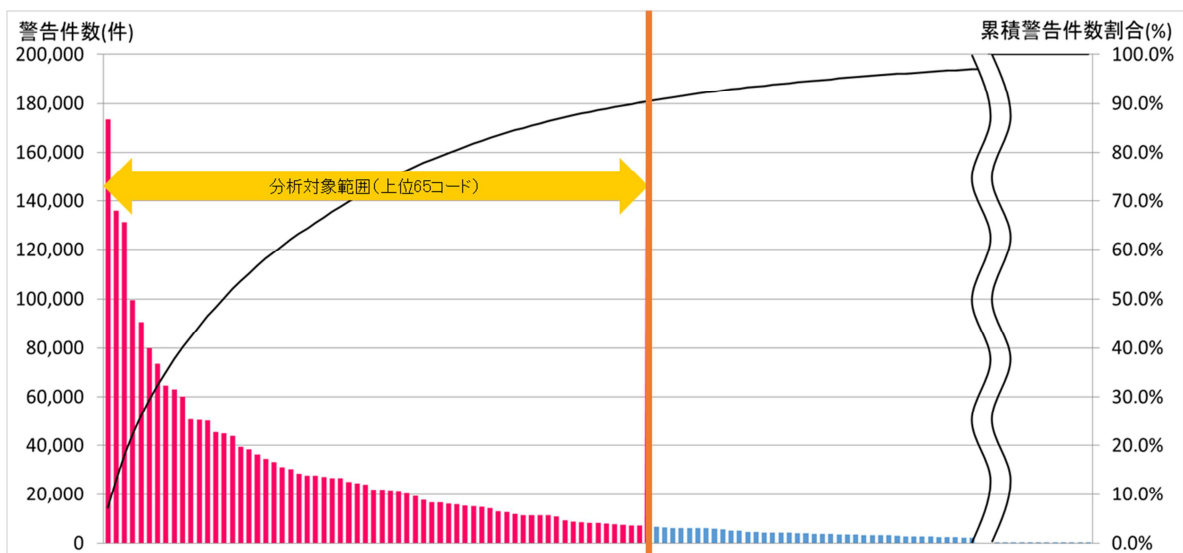
図表 3-16 エラーコードごとのエラー件数の累積割合（平成 27 年度）



※エラーについて、平成 27 年 4 月受付～平成 28 年 3 月受付分をエラーコード毎に集計

一方、警告コードについては総数で 392 コードあり、平成 27 年度中に 1 件以上発生した警告は 302 コード（約 240 万件）である。上位 25 コードで発生件数の約 65%（約 157 万件）を占め、上位 65 コードでは発生件数の約 92%（約 220 万件）を占めている。

図表 3-17 警告コードごとの警告件数の累積割合（平成 27 年度）



※警告について、平成 27 年 4 月受付～平成 28 年 3 月受付分を警告コード毎に集計

国保連合会で実施している事務点検について、チェック内容から 11 区分に分類し、エラーの上位 50 コード、警告の上位 65 コードを対象に、エラーや警告の発生状況を集計した結果は、以下のとおりとなっている。

エラー発生率が最も高いのは「K 請求情報等の重複チェック」の 1.2% (209,747 件) であり、次に「E 受給者の要件チェック」の 0.9% (149,727 件) となっている。

警告発生率が最も高いのは「D 事業所台帳等との整合性チェック」の 5.0% (882,489 件) であり、次に「B 決定支給量のチェック」の 2.3% (406,863 件) となっている。

警告について、市町村等の審査にて返戻となった件数が最も多いのは「D 事業所台帳等との整合性チェック」の 59,006 件であり、次に「G 利用者負担上限月額等の整合性チェック」の 44,552 件となっており、警告に対する返戻割合は、「G 利用者負担上限月額等の整合性チェック」が 24.3%で最も高い。

図表 3-18 チェック区分別エラー・警告の発生状況

分類	受付件数	連合会点検による エラー件数 (H27.4~28.3)		連合会点検による 警告件数 (H27.4~H28.3)			
			エラー 発生率		警告 発生率	内、返戻件 数	警告に対す る返戻割合
A 帳票の存在チェック	17,613,299	81,099	0.5%	261,118	1.5%	15,232	5.8%
B 決定支給量のチェック		0	—	406,863	2.3%	25,400	6.2%
C サービス提供量等のチェック		0	—	106,016	0.6%	6,780	6.4%
D 事業所台帳等との整合性チェック		18,925	0.1%	882,489	5.0%	59,006	6.7%
E 受給者の要件チェック		149,727	0.9%	124,005	0.7%	13,365	10.8%
F 同一日の複数加算算定時の制約チェック		0	—	100,208	0.6%	3,989	4.0%
G 利用者負担上限月額等の整合性チェック		82,992	0.5%	183,512	1.0%	44,552	24.3%
H その他帳票内の整合性チェック		0	—	81,309	0.5%	6,130	7.5%
I 補足給付のチェック		4,023	0.0%	76,007	0.4%	10,006	13.2%
J 各種加算要件等のチェック		20,570	0.1%	40,461	0.2%	6,070	15.0%
K 請求情報等の重複チェック		209,747	1.2%	0	—	0	—
総計	17,613,299	567,083	3.2%	2,261,988	12.8%	190,530	8.4%

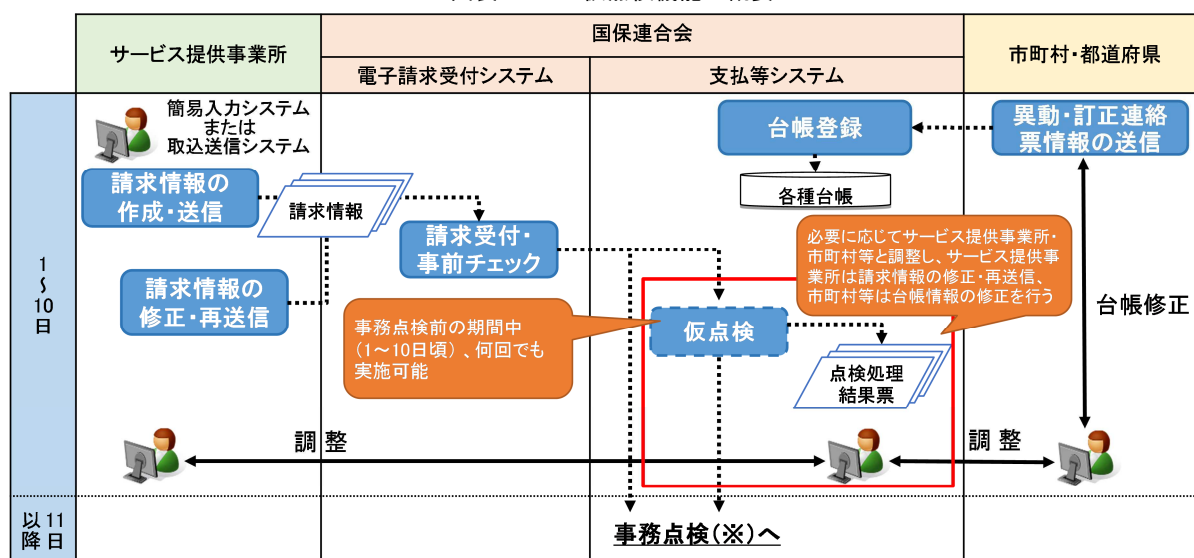
※エラー・警告について、平成 27 年 4 月受付～平成 28 年 3 月受付分をチェックの分類毎に集計

3.3.2 仮点検の活用

国保連合会の支払等システムには、事務点検とほぼ同等の点検処理を事前に行うことができる仮点検機能がある。

仮点検機能を活用することにより、事務点検前（1～10日頃）に、その時点までに受け付けた請求情報と登録された台帳情報を用いて、点検処理（支給量点検を除く。）を行うことができ、事務点検と同様に処理結果は点検処理結果票等として出力されるため、出力結果をサービス提供事業所等へ送付し、請求情報の修正等を依頼することができる。また、仮点検は事務点検前の期間中（1～10日頃）、何回でも実施可能であることから、修正された請求情報を用いて、再度仮点検を実施することができる。

図表 3-19 仮点検機能の概要



「市町村等審査事務実態調査」の結果、仮点検を実施している国保連合会は11連合会と全体の1/4程度に留まっており、実施していない理由として「台帳整備が不十分であり、その時点で点検を行う意義が少ない」、「スケジュールに余裕が無い」、「本点検のみで十分対応できる」等が挙げられている。

現在は、請求情報の受付期限（10日）までに国保連合会の台帳情報を整備しきれない場合があり、国保連合会の事務点検において、台帳情報との不一致による警告やエラーが発生している。

そこで、一次審査が円滑に運用するまでの間、国保連合会での一次審査で発生する警告やエラーの件数を抑えるため、台帳情報が早期に整備されていることを前提として、仮点検を活用することで、検出した警告やエラーの内容をサービス提供事業所へ提供することにより、請求情報の誤りが早期に発見できると考えられる。仮点検の結果を基に請求情報の修正並びに差し替え等を実施することでサービス提供事業所からの請求がより正確なものになり、警告やエラーの発生が抑止され、返戻件数の低減が期待できる。

また、仮点検を活用しやすくするため、仮点検機能を今後、拡充（点検内容を絞った点検の実施等）していくことも考えられる。

3.3.3 一次審査の実施

国保連合会における一次審査（機械的審査）実施に向けた取り組みとしては、以下の対応を行うことが考えられる。

図表 3-20 一次審査に向けた対応方針

警告	警告からエラーに移行	事業所台帳や受給者台帳との不一致等、明らかにデータ間に不整合があるものについては、警告からエラーに移行する。
	チェック要件等の見直し	現在行っている事務点検について、よりきめ細かくチェックできるようチェック要件を細分化する等、チェック内容の見直し等を行う。なお、インターフェースの見直しが必要なものについては、平成30年4月制度改正・報酬改定に留意し検討を行う。
	警告区分の追加	機械的に判断がつかないものについては、引き続き警告のままとする。 ただし、市町村等での審査を効率的に実施するため、返戻割合が高いもの等、市町村等において特に確認が必要となる警告を「警告(重度)」として区別する。 <警告(重度)の基準> ・市町村等の確認が必要と考えられるもの(特例措置があるもの) ・返戻率15%以上
正常	新たなチェックの追加	国保連合会で実施した事務点検では正常とされたものの、市町村等審査により返戻となったもの等について、新たにチェックを追加する。
エラー	査定の導入	国保連合会で実施する一次審査(機械的審査)においてエラーとなる請求情報について、すべて返戻として処理せず、支払可能な分については、減額した上で支払ができるよう新たに「査定」という仕組みを検討する。

(1) 警告としているチェックの見直し

警告・エラーの発生傾向の現状分析を踏まえ、現在、警告としているチェックについて、以下の方針による対応が考えられる。

図表 3-21 現在警告としているチェックの見直し

チェック分類		対応方針	備考
A. 帳票の存在チェック	①上限額管理結果票の存在チェック ②実績記録票の存在チェック ③契約情報の存在チェック ④日数情報の存在チェック	①警告（重度）とする。ただし、上限額管理事業所においては、上限額管理結果票提出の責務を果たしていないため、エラーに移行する。 ②エラーに移行する。ただし、提出された実績記録票の内容に不備があるケースについては、警告（重度）とする。 ③まずは制度としての取扱いを検討し、その結果を踏まえて再度対応方針を検討する。 ④エラーに移行する。	<①について> エラーに移行すると、関係事業所の請求について、請求誤りがない場合についても返戻となってしまう、影響が大きいと想定されるため、警告（重度）とする。
B. 決定支給量のチェック	①サービス提供量、契約支給量と決定支給量のチェック ②契約支給量と決定支給量のチェック ③サービス提供量と決定支給量のチェック ④サービス実績量と決定支給量のチェック ⑤サービス提供量と契約支給量のチェック ⑥支払済分を含むサービス提供量と契約支給量のチェック	①エラーに移行する。 ②警告のままとする。 ③エラーに移行する。 ④エラーに移行する。 ただし、日中活動サービスについては、利用日数特例の期間内であれば正常とする。 ⑤警告のままとする。 ⑥警告のままとする。	<①③④について> 決定支給量の範囲内では支払を可能とするよう可能な範囲で査定し、処理することを検討。 <②⑤⑥について> 契約支給量に関するチェックは月による変動、またはやむを得ない場合等も考慮した方がよいと考えられるため、警告のままとする。
C. サービス提供量等のチェック	①1回当たりの最大提供量チェック ②サービス提供日数チェック ③サービス提供量の整合性チェック ④日数・回数等の整合性チェック	①エラーに移行する。 ②【通所系サービス】 エラーに移行する。 【入所系サービス】 エラーに移行する。 ③エラーに移行する。 ④エラーに移行する。	<③について> 決定支給量の範囲内では支払を可能とするよう可能な範囲で査定し、処理する。
D. 事業所台帳等との整合性チェック		【ケース1】 各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーに移行すべき内容、警告（重度）とすべき内容を整理する。 【ケース2～ケース5】共通 インタフェースの見直しを含め、チェック要件の見直し等を検討する。 ・ケース2：指定管理者制度により普通地方公共団体から委託を受け、サービスを提供している場合、当該加算を算定できる。 ・ケース3：本体報酬と加算の定員区分に関する考え方が異なる。（PA31、PA69） ・ケース4：本体報酬と加算の対象利用者数が異なる。（PB46） ・ケース5：システムでは開所時間減算の対象となる日が特定の日であるかどうか判断できない。（PB53）	

チェック分類		対応方針	備考
E. 受給者の要件チェック	①受給者の支給決定有効期間等チェック	①エラーに移行する。(EG61、EG63を除く。)以下については個別対応を行う。 ・EG61(資格:該当サービスが支給決定有効期間外の契約です)及びEG63(資格:契約内容に該当する支給決定が存在しません)については、契約情報の取扱い方針確定後、再度対応方針を検討する。	
F. 同一日の複数加算算定時の制約チェック	①施設外支援実施時の食事提供加算、訪問支援特別加算の算定チェック ②食事提供加算と欠席時対応加算の同日算定チェック ③移行準備支援体制加算算定時の訪問支援特別加算、食事提供加算及び欠席時対応加算の同日算定チェック ④入院・外泊時加算、退院・退所月加算等の同日算定チェック	①～④共通 インタフェースの見直しを含め、チェック要件の見直しを検討する。	
G. 利用者負担上限月額等の整合性チェック		警告(重度)とする。 ただし、上限額管理事業所における不整合な請求等については、エラーに移行する。	エラーに移行すると、関係事業所の請求について、請求誤りがない場合についても返戻となってしまう、影響が大きいと想定されるため、警告(重度)とする。
H. その他帳票内の整合性チェック	①算定時間数のチェック ②実績記録票の光熱水費のチェック ③実績記録票の食費のチェック ④サービス提供年月のチェック ⑤サービス開始日・終了日のチェック ⑥加算の算定日数等のチェック	①チェック要件の見直しを検討する。上限時間を超えている場合、エラーに移行する。 ②警告(重度)とする。 ③警告(重度)とする。 ④エラーに移行する。 ⑤エラーに移行する。 ⑥エラーに移行する。ただし、市町村等が個別に認めるケースがある場合については、警告(重度)とする。	<②③について> システムでは判断できないケースもあり、市町村等での確認が必要と想定されるため、警告(重度)とする。
I. 補足給付のチェック	①実績記録票内の整合性チェック ②請求明細書と受給者台帳等との整合性チェック ③サービス提供年月のチェック	①～③共通 エラーに移行する。	
J. 各種加算要件等のチェック		各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーに移行すべき内容、警告(重度)とすべき内容を整理する。	

現在、警告としているチェックについて、上記の対応方針に基づいた見直し内容を適用し、平成 27 年度の警告件数を集計し直すと、以下ようになる。

また、エラーコード毎の対応方針は「参考 2 一次審査の実施に向けた警告コードに対する対応方針」のとおりである。

なお、平成 27 年度の実績として 1 件以上発生している警告コード（302 コード）の内、平成 28 年 10 月サービス提供分の請求に対して、点検を実施している警告コード（293 コード）を対象にしている。

図表 3-22 警告コードの見直しに伴う件数の変化（平成 27 年度分の集計値）

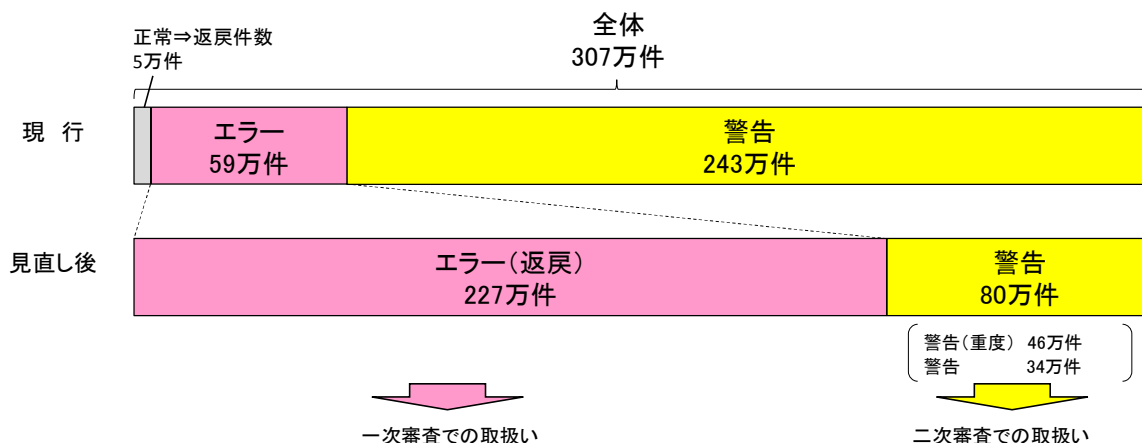
分類		現行 (H27.4～H28.3)		見直し後				
		受付件数	警告コード数	連合会点検による警告件数	区分	警告コード数※	警告件数※	構成比
A	帳票の存在チェック	17,613,299	7	263,687	エラー	6	119,621	45.4%
					警告(重度)	4	119,553	45.3%
					警告	1	24,513	9.3%
B	決定支給量のチェック		11	413,279	エラー	8	152,605	36.9%
					警告(重度)	0	0	0.0%
					警告	3	260,674	63.1%
C	サービス提供量等のチェック		32	120,570	エラー	32	120,570	100.0%
					警告(重度)	0	0	0.0%
					警告	0	0	0.0%
D	事業所台帳等との整合性チェック		91	955,580	エラー	90	811,981	85.0%
					警告(重度)	17	143,599	15.0%
					警告	0	0	0.0%
E	受給者の要件チェック		12	129,992	エラー	10	60,122	46.3%
					警告(重度)	1	10,605	8.2%
					警告	2	59,265	45.6%
F	同一日の複数加算算定時の制約チェック		12	103,852	エラー	9	53,350	51.4%
					警告(重度)	7	50,502	48.6%
					警告	0	0	0.0%
G	利用者負担上限月額等の整合性チェック		12	184,580	エラー	10	95,961	52.0%
					警告(重度)	7	88,619	48.0%
					警告	0	0	0.0%
H	その他帳票内の整合性チェック		47	116,652	エラー	41	69,151	59.3%
					警告(重度)	8	47,501	40.7%
					警告	0	0	0.0%
I	補足給付のチェック		17	89,268	エラー	17	89,268	100.0%
					警告(重度)	0	0	0.0%
					警告	0	0	0.0%
J	各種加算要件等のチェック		52	56,143	エラー	49	55,609	99.0%
					警告(重度)	3	534	1.0%
					警告	0	0	0.0%
総計		17,613,299	293	2,433,603	エラー	272	1,628,238	66.9%
					警告(重度)	47	460,913	18.9%
					警告	6	344,452	14.2%

※同一のエラーコードで「見直し後の区分」が複数分かれるものについては、警告コード数にそれぞれ加算している。また、「見直し後の警告件数」については、均等に按分して件数を計上している。

※エラー・警告について、平成 27 年 4 月受付～平成 28 年 3 月受付分をチェックの分類毎に集計

警告からエラーへの移行により、国保連合会の一次審査にてエラー（返戻）として処理される件数は、59 万件から 227 万件（+168 万件）となり、市町村等で確認が必要となる警告件数は 243 万件から 80 万件（▲163 万件）となる。また、市町村等審査において特に確認が必要となる警告（重度）の件数は 46 万件となり、警告件数全体の約 60%と推計される。

図表 3-23 警告コードの見直し後のエラー・警告件数の推計



※エラー・警告について、平成 27 年 4 月受付～平成 28 年 3 月受付分を基に集計

3.3.4 点検内容の拡充

市町村等審査事務実態調査より、現在、国保連合会の事務点検で実施できていないチェックについて、チェック内容を強化してほしいという意見を踏まえ、機械的にチェック可能なものについては、チェック内容を拡充することが考えられる。

チェック内容の拡充にあたって、まずは基本的に単月でチェックできるものを拡充対象とするのが適当であり、複数月に跨った算定要件に関するもの、運用の見直し、または制度改正等が必要なものについては、今後、段階的に拡充していくことを検討する。

点検内容の精緻化に向け、拡充する必要がある点検内容としては以下の内容が考えられる。

図表 3-24 点検の拡充内容

No	チェック項目	チェック内容	対応方針
1	基準該当事業所の報酬に対する算定要件チェック	基準該当事業所の場合、加算によっては算定できないものがあるため、算定可否をチェックする。	基準該当事業所において算定可能な各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーとすべき内容、警告（重度）とすべき内容を整理する。
2	請求明細書と実績記録票の回数の整合性チェックの強化	請求明細書と実績記録票について、整合性があることをチェックしているが、より厳密に行うようチェックの範囲を拡張する。 （請求情報間の本体報酬の回数の整合性、加算の回数が本体報酬の回数以下であること等）	＜通所系サービス＞ 請求情報間での不整合のためエラーとする。 ＜入所系サービス＞ 警告（重度）とする。 ※入所日及び退所日に本体報酬が算定できないケースについて、システムでは判断できないため。
3	受給者台帳（支給決定情報）の参照範囲の見直し	月途中で台帳更新を行った場合、月全体の台帳情報を有効な台帳とするように参照範囲を見直す。	インターフェースの見直しを含め受給者台帳（支給決定情報）の参照範囲を最新から月全体の参照へ見直した上で、台帳情報との不整合についてはエラーとする。
4	各種加算にかかる算定要件チェックの強化	国保連合会に提出される請求情報や台帳情報に含まれていないため、チェックできない内容について、インターフェースの見直し（項目追加等）を行い、各種加算（送迎加算、事業所内相談支援加算等）の算定要件にかかるチェック内容を拡充する。	各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーとすべき内容、警告（重度）とすべき内容を整理する。
5	同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェック	同一受給者が同一日・同一利用時間帯に複数のサービスを利用していないことをチェックする。	警告（重度）とする。 ※同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため。
6	同一世帯における複数児童の上限額管理チェック	同一世帯に障害児が複数おり、同一の保護者が支給決定を受けている場合の上限額管理結果票を伝送にて受信できるようにし、請求明細書との整合性をチェックする。	インターフェースの見直しを行った上で、警告（重度）とする。 ※エラーとすると、関係事業所の請求について、誤りがない場合でも返戻となってしまう、影響が大きいと想定されるため。
7	計画相談支援給付費請求書等のモニタリング日チェック	計画相談支援給付費請求書等について、支給決定期間に対するモニタリング日が妥当であることをチェックする。	インターフェースの見直しを行った上で、台帳情報との不整合のためエラーとする。 ※ただし、モニタリング予定月の翌月請求については警告（重度）とする。
8	上限額管理対象外受給者の利用者負担額のチェック	上限額管理対象外の受給者に対して、複数事業所を利用している場合、利用者負担上限月額を超えていないことをチェックする。	警告（重度）とする。 ※利用者負担上限月額を超過した場合、どの事業所からの請求が正しいかをシステムでは判断できないため。

3.3.5「警告」から「エラー」への段階的な移行

チェック項目の見直し・追加に関しては、全ての対応を一度に行うとサービス提供事業所をはじめ関係機関において混乱を招く恐れがあるため、平成 30 年度以降、段階的に移行することを検討する必要がある。

具体的には、第一段階は請求情報の整合性チェックについて「エラー（返戻）」へ移行した後、各種台帳情報との突合による整合性チェックについては、台帳情報の整備期間を十分に設けた上で移行することが考えられる。

新たに追加するチェックについては、まずは警告、または警告（重度）とし、国保連合会における審査が定着した上で、「エラー（返戻）」へ移行することが考えられる。

図表 3-25 「警告」から「エラー」への段階的移行

「警告」から「エラー（返戻）」への移行時期	移行対象	
第一段階	・各種請求情報の整合性チェック	137コード
第二段階	・各種台帳との整合性チェック(※)	135コード

移行時期	対応内容等	
第一段階	事業所等への周知	エラー（137コード）
第二段階	事業所等への周知／各種台帳整備	エラー（135コード）

※現在の国保連合会の支払等システムにおいて、国保連合会に登録されている台帳情報を市町村等へ提供する機能がある（csv ファイル形式）。

3.3.6 査定の導入

(1) 障害者総合支援における査定の基本的な考え方

国保連合会で実施する一次審査（機械的審査）においてエラーとなる請求情報について、すべてを返戻として処理せず、支払可能な分については減額した上で支払ができるよう、新たに「査定」という仕組みを導入することが考えられる。ただし、導入にあたっては、本研究会における各委員からの意見を踏まえ、諸課題について十分に検討する必要がある。

【障害者総合支援において査定を導入する場合の基本的な考え方】

- ・ 請求されたサービス提供量が決定支給量を超える場合、受給者台帳（支給決定）の決定支給量を基準としてサービス提供量を減らし、単位数の減単位を行う。
- ・ 決定支給量の登録誤り等によりサービス提供事業所からの請求が査定された場合、再審査を行う。

図表 3-26 支給決定にかかる関係条文（障害者総合支援法）

○障害者総合支援法

（介護給付費等の支給決定）

第十九条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けなければならない。

2～5 （略）

（支給要否決定等）

第二十二條（略）

2～6 （略）

7 市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。

8 （略）

（介護給付費又は訓練等給付費）

第二十九条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）若しくは障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

2 （略）

査定の導入による効果と課題を整理すると、以下のとおりである。

図表 3-27 査定導入の効果と課題

対象者	効果	課題
サービス 提供事業所	➤ エラーにより請求金額が全額返戻になる場合と異なり、査定後の請求金額が一部支払われる。	➤ 査定内容に不服がある場合、市町村や都道府県との調整が必要になることから、再請求に手間がかかる。
都道府県 市町村 国保連合会	➤ 査定後の金額で支払いが行われるため、より適切な額で給付費等を支給することができる。	➤ 新たに再審査の対応が必要になる。 ➤ 台帳誤りによる査定が発生した場合、再審査申立の対応が必要になる。 ➤ サービス提供事業所からの問い合わせが多くなる。

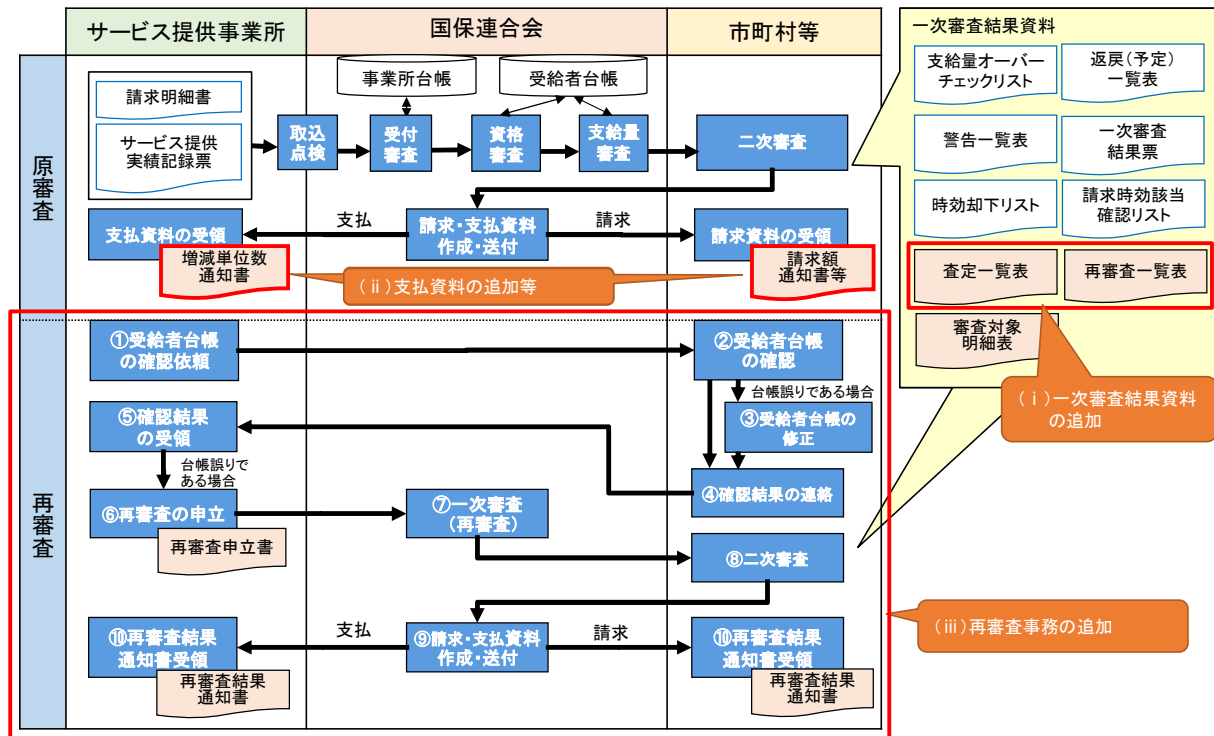
【その他の課題】

- ・複数の事業所がサービスを提供しており、サービス提供量の合計が決定支給量を超える場合、どの事業所のサービス提供量を減らしてよいか判断できない等の理由から、査定を行うのは難しい。
- ・査定後の単位数を再計算する場合、率による加算等、再計算が困難なケースがある。
- ・査定前と査定後の請求情報を別途管理する必要があるため、システムへの影響が非常に大きい。
- ・1件1件の請求に対して単位数を再計算する必要があるため、システムでの処理時間が増加する。
- ・査定によりサービス提供量を減らした場合、サービス提供実績記録票の取り扱いを検討する必要がある。

(2) 障害者総合支援における査定の事務フロー

障害者総合支援において査定を導入した場合の事務フローとして以下が適当と考えられる。

図表 3-28 障害者総合支援における査定の事務フロー



(i) 一次審査結果資料の追加

- ・国保連合会の一次審査の結果、査定（減単位）となった請求情報を市町村等へ通知するための資料として、「査定一覧表」を一次審査結果資料に追加する。
- ・国保連合会の再審査の結果、容認または原審どおり（一次審査結果のとおり）となった請求情報を市町村等へ通知するための資料として、「再審査一覧表」を一次審査結果資料に追加する。

(ii) 支払資料の追加等

- ・国保連合会の資格審査により査定された請求情報や市町村等の確認結果をサービス提供事業所へ通知するための支払資料として、「増減単位数通知書」を追加する。
また、市町村等に対する請求資料についても、査定額等の情報を追加する。

(iii)再審査事務の追加

- ・査定内容に不服がある場合、サービス提供事業所から再審査申立を受け、再審査を行う。

図表 3-29 再審査事務の流れ

No	作業項目	作業者	内容
1	受給者台帳の確認 依頼	サービス提供事業所	市町村等に対し、受給者台帳に登録されている決定支給量の確認を依頼する。
2	受給者台帳の確認	市町村等	受給者台帳に登録されている決定支給量を確認する。
3	受給者台帳の修正	市町村等	受給者台帳に登録されている決定支給量が誤っている場合、正しい決定支給量に修正する。
4	確認結果の連絡	市町村等	サービス提供事業所に対し、受給者台帳の確認結果を連絡する（受給者台帳に登録されている決定支給量を修正した場合、修正が完了した旨の連絡を含む）。
5	確認結果の受領	サービス提供事業所	市町村等より、受給者台帳の確認結果を受領する。
6	再審査の申立	サービス提供事業所	国保連合会に対して「再審査申立書」を作成し、再審査の申立を行う。
7	一次審査(再審査)	国保連合会	サービス提供事業所からの再審査申立を受け、再審査を行う。
8	二次審査	市町村等	市町村等にて「再審査一覧表」を基に、国保連合会の再審査結果を確認する。
9	請求・支払資料作成・送付	国保連合会	サービス提供事業所や市町村等に対し、「再審査結果通知書」により再審査の結果を通知する。
10	再審査結果通知書受領	サービス提供事業所・市町村等	国保連合会より、「再審査結果通知書」を受領する。

(3) 障害者総合支援における査定の範囲

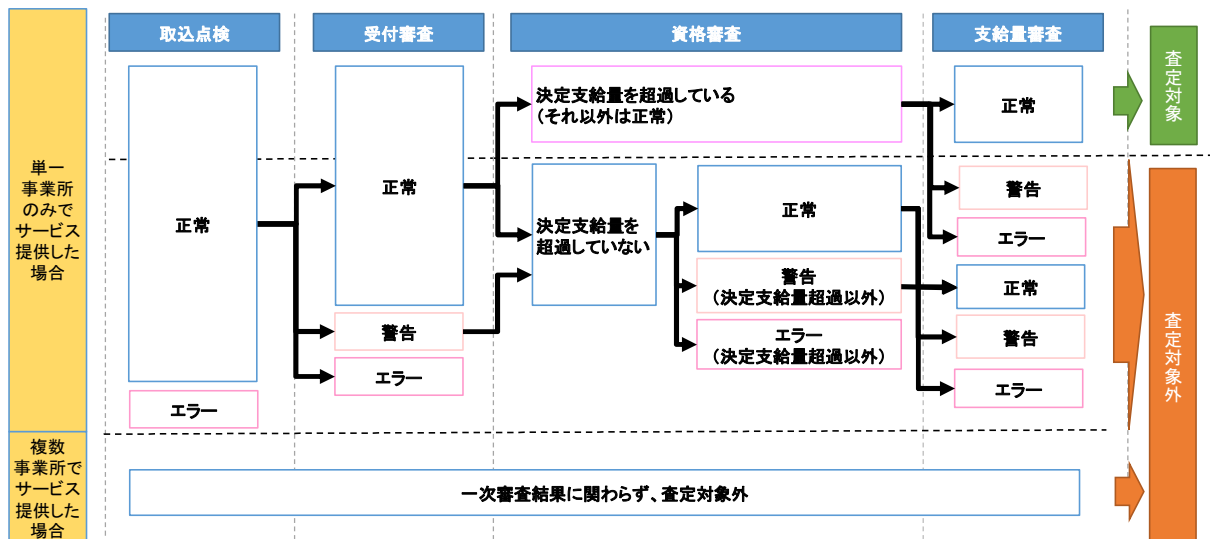
査定の範囲については、査定の導入による課題を踏まえると、以下のように整理することができる。

①査定の範囲（査定対象となる請求について）

国保連合会の一次審査における受付審査までに正常と判断された請求情報の内、資格審査における受給者台帳に登録されている決定支給量と請求明細書のサービス提供量の突合チェックにおいて、決定支給量超過となった請求情報について査定を行う。ただし、受付審査までにエラーや警告と判断された請求情報については、査定対象外とする。

また、単一の事業所のみがサービスを提供しており、サービス提供量が決定支給量を超える場合、査定を行う。複数の事業所がサービスを提供しており、サービス提供量の合計が決定支給量を超える場合、システムではどの事業所のサービス提供量を減らしてよいか判断できないため、査定対象外とする。

図表 3-30 障害者総合支援における査定の範囲



②査定の範囲（査定対象となる報酬について）

国保連合会における一次審査の結果、査定の対象となった場合、障害者総合支援における査定は決定支給量を基準としてサービス提供量を減らし、減単位を行うことを想定していることから、算定された報酬の性質によって、査定対象となる報酬と査定対象外となる報酬に分類される。

【査定対象】

- ・決定支給量の範囲内で算定する報酬（基本報酬や基本報酬と併算定する体制等の加算）
- ・算定されたその他の報酬を基に、一定の加算率を乗じるため、算定単位数が変動する報酬

【査定対象外】

- ・決定支給量に関係なく算定可能な報酬（個別の支援に対する加算）

図表 3-31 例：居宅介護サービスにおける報酬ごとの査定対象

算定報酬	報酬概要	査定対象
基本報酬	決定支給量の範囲内で算定する報酬 ※決定支給量からの超過算定分について、減単位を行う	対象
・利用者負担上限額管理加算 ・初回加算 ・緊急時対応加算 ・喀痰吸引等支援体制加算 ・福祉専門職員等連携加算	決定支給量に関係なく、個別の支援に対して算定可能な報酬 ※査定対象の請求であっても、減単位を行わない	対象外
・特定事業所加算 ・特別地域加算 ・福祉・介護職員処遇改善（特別）加算	算定されたその他の報酬を基に、一定の加算率を乗じるため、算定単位数が変動する報酬 ※決定支給量に関係なく算定可能な報酬ではあるが、査定によりその他報酬（居宅介護の場合は、本体報酬）が減単位された場合、結果的に該当報酬の算定単位数が変動するため、査定対象の報酬（査定により減単位される報酬）として扱う	対象

査定については、サービス種類ごとに以下の支給量単位区分を基準に行うことが考えられる。

図表 3-32 査定における支給量単位区分

サービス区分	サービス種類	決定サービスコードの支給量単位区分
障害福祉サービス	訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）	時間
	短期入所	日数
	重度障害者等包括支援	単位数
	日中活動サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援）	日数
	居住系サービス（療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助）	日数
障害児支援	通所系サービス（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）	日数
	入所系サービス（福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援）	日数

※障害福祉サービスにおける計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援、障害児支援における障害児相談支援のサービスについては、査定対象外とする。

決定支給量チェックでエラーに移行予定の警告件数（平成 27 年度の累計で約 18.6 万件）のうち、査定対象となるエラーコードの警告件数は、約 5.6 万件である。このうち、前述の対象外となるものを除くと約 3 万件（推計）が査定に該当し、受付件数全体の 0.2%に相当する。

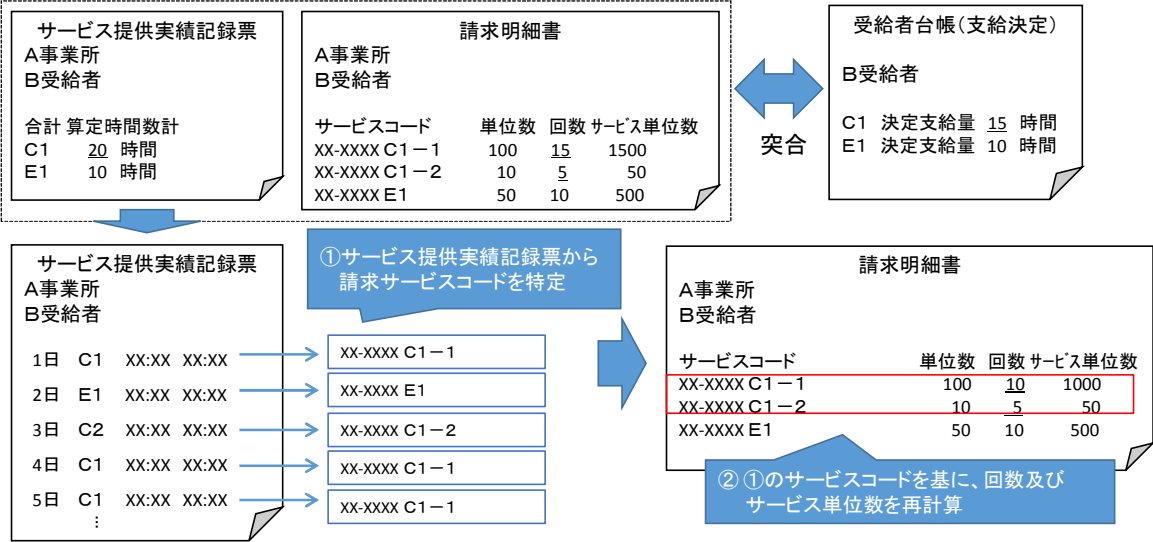
図表 3-33 査定対象のエラーコード

No	エラーコード	エラーメッセージ	主なチェック内容	警告件数 (平成 27 年度)
1	EG27	サービス提供量が決定支給量を超えています	受給者台帳（支給決定情報）の決定支給量が設定されている場合、サービス提供量が決定支給量以下であること。	21,829
2	EG60	サービス提供日数が原則の日数を超えています	受給者台帳（支給決定情報）の決定支給量が設定されていない場合、障害福祉サービス等の通所系サービスについて、サービス提供量が原則の日数以下であること。	26,543
3	EG62	サービス提供日数が当該月の日数を超えています	受給者台帳（支給決定情報）の決定支給量が設定されていない場合、障害福祉サービス等の入所系サービスについて、サービス提供量が当該月の日数以下であること。	6,564
4	EG65	サービス提供日数が当該月の日数を超えています	受給者台帳（支給決定情報）の決定支給量が設定されていない場合、障害児支援の入所系サービスについて、サービス提供量が当該月の日数以下であること。	199
5	EG68	サービス提供量の合計が決定支給量を超えています	サービス提供量の総和が決定支給量の総和以下であること。	445

(4) 査定の方法

請求明細書のサービス提供量と受給者台帳の決定支給量を比較し、サービス提供量が決定支給量を超えている場合、査定を行うことが考えられる。障害者総合支援の場合、決定支給量を基に査定した後、報酬の回数及びサービス単位数を再計算する必要があり、サービス提供実績記録票に記載されたサービス提供内容から請求サービスコードを特定し、回数及びサービス単位数の再計算を行うこととなる。

図表 3-34 査定のイメージ

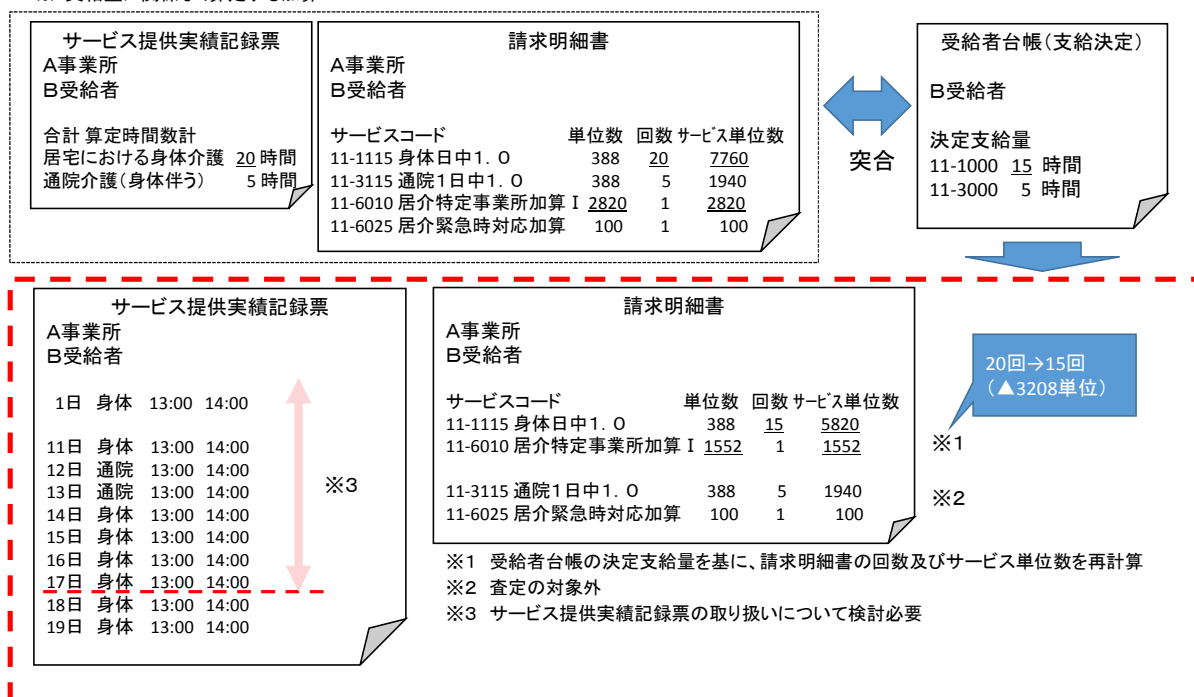


査定の例として、「例1：居宅介護（居宅における身体介護）の場合」と「例2：生活介護の場合」について示すと以下のとおりとなる。

図表 3-35 例1：居宅介護（居宅における身体介護）の場合

決定サービスコード		請求サービスコード	
居宅介護身体介護決定	11-1000	・居宅における身体介護	11-1111～11-2364
		・利用者負担上限額管理加算 ※	11-5010
		・特定事業所加算	11-6010～11-6013
		・特別地域加算	11-6015
		・初回加算 ※	11-6020
		・緊急時対応加算 ※	11-6025
		・喀痰吸引等支援体制加算 ※	11-6100
		・福祉専門職員等連携加算 ※	11-6105
		・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	11-6710
		・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	11-6665
		・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	11-6670
		・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ	11-6675
		・福祉・介護職員処遇改善特別加算	11-6685

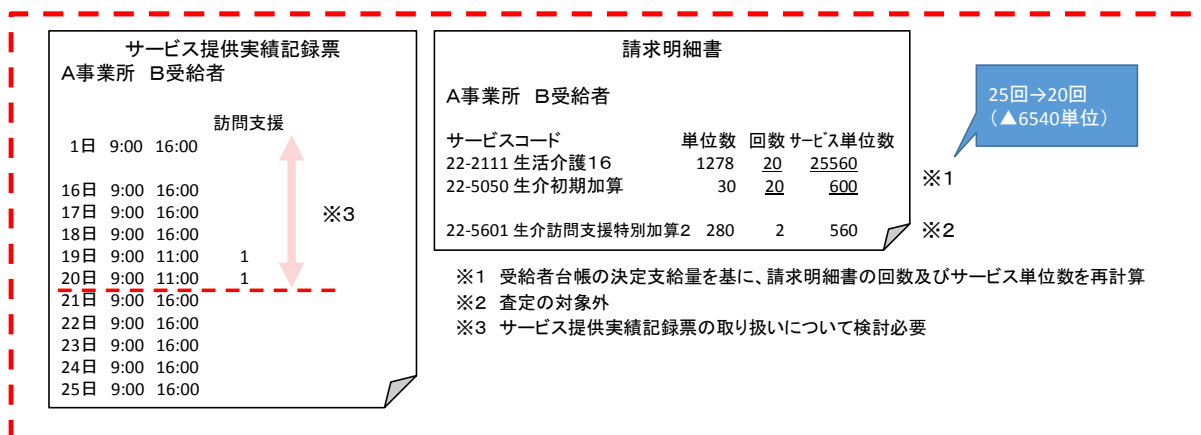
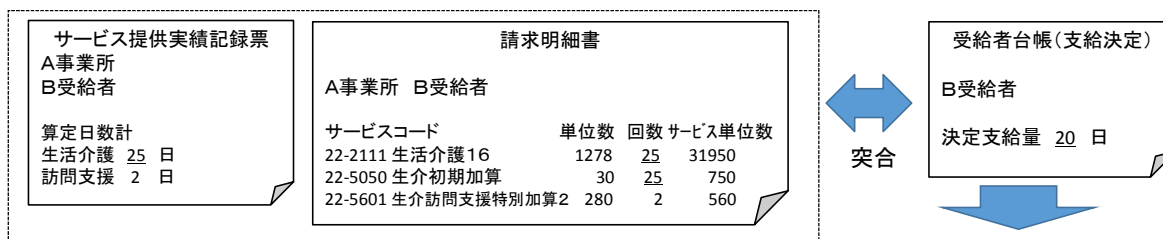
※ 支給量に関係なく算定する加算



図表 3-36 例 2：生活介護の場合

決定サービスコード		請求サービスコード	
生活介護基本決定 生活介護経過措置 対象者決定	22-1000	・生活介護サービス費	22-1111～22-2408
	22-2000		22-2511～22-2808
			22-3119～22-3412
			22-3519～22-3812
			22-8001～22-8910
			22-9001～22-9910
			22-1551～22-1556
		・基準該当生活介護(Ⅰ)(Ⅱ)	22-5010
		・利用者負担上限額管理加算 ※	22-5050
		・初期加算	22-5060
		・視覚・聴覚言語支援体制加算	22-5070
		・食事提供体制加算	22-5600、22-5601
		・訪問支援特別加算 ※	
		⋮	⋮

※ 支給量に関係なく算定する加算



(5) 査定導入に向けての懸案事項

査定の導入に向けての懸案事項は以下のとおりである。

① 査定された場合のサービス提供実績記録票の取り扱いについて

- ・ 査定により請求明細書の回数を修正した結果、サービス提供実績記録票の内容と差異が生じる可能性がある。
それにより、市町村等に提供する二次審査用資料について、請求明細書とサービス提供実績記録票に不整合がある状態になること、またはサービス提供実績記録票を基に集計している各種統計情報に不整合が生じることになることから、サービス提供実績記録票についても請求明細書と同様に修正が必要となる。
- ・ ただし、システム上、受給者台帳の決定支給量から、サービス提供実績記録票を正しく修正することはできないため、サービス提供実績記録票を修正するための方法を定める必要がある。
- ・ サービス提供実績記録票を修正する上での方法（案）として、以下のいずれかの方法が考えられる。

【案 1】

- ・ 月初から順に給付実績がある日を削除していく

【案 2】

- ・ 月末から順に給付実績がある日を削除していく

② 決定支給量管理の精緻化について

- ・ 障害福祉サービスの居宅介護や短期入所等、市町村によっては、月毎の支給量変動に応じて支給決定処理を行う事務処理を簡素化するため、各市町村の判断により決定支給量を 30.4 等とし、支給決定している場合がある。
その場合、月によっては、決定支給量を超過する場合があるが、市町村の審査において支払対象としている。このような現状を踏まえ、査定を導入するにあたっては、決定支給量のあり方を明確にし、市町村等における運用の統一化について検討する必要がある。

③ 査定の導入時期について

- ・ 査定の導入にあたっては、新たな仕組みの追加となるため、サービス提供事業所、市町村等、国保連合会が混乱をきたすことがないように、十分な周知期間等を設けた上で、導入する必要がある。

また、査定の導入に対し、本研究会における各委員からの意見を以下に示す。

図表 3-37 査定の導入に対する委員からの意見

No	概要	内容
1	査定対象となる範囲について	現在の対応（案）では、査定対象となる範囲（※）が少なく、メリットよりもデメリットが大きいのではないかと。 ※単一の事業所のみがサービスを提供しており、サービス提供量が決定支給量を超過している請求情報（ただし、一次審査において決定支給量超過以外のエラー、または警告が発生している請求情報は査定対象外）
2	市町村等による個別確認の必要性について	平成18年9月28日付障障発0928001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取り扱いに係る事務処理等について」（平成24年3月30日障障発0330第1号改正現在）の2(2)③において、「心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、『原則の日数』を超えて利用することができるものとする。」という規定があるため、一律査定するのではなく、市町村等が個々の状況を確認する必要があるのではないかと。
3	障害者総合支援における査定の方法について	介護保険における請求明細書と給付管理票との突合による調整だけでも、現状事業所の理解が十分に得られていない。したがって、現在の対応（案）にあるようなサービス提供実績記録票まで含めた調整を行う仕組みを、事業所はなかなか理解できないのではないかと。
4	市町村等の決定支給量管理の状況について	決定支給量管理に関する市町村等の運用としては、月30日を基準に支給決定を行い、月31日の日付は国保連合会の事務点検で警告となっても支払を行っているか、月30日と月31日を厳密に区別して支給決定を行っているかの2種類に大別される。しかし、現在後者はほとんど無いと認識しており、このような運用は、受給者証も支給決定内容で都度発行しなおす必要があることも踏まえ、事実上不可能である市町村等が多いのではないかと。
5	事務負担等の増加について	メリットに比べ負担が多いのではないかと。 ・市町村等の台帳不備により事業所の再審査申立の処理が発生し、事業所の負担が増える恐れがあるのではないかと。 ・市町村等に対してシステム改修費の負担が増える。

その他、委員からは、複数の事業所がサービスを提供している場合に査定対象外になる等、査定対象となる範囲が限定されていることによるサービス提供事業所の混乱や、市町村等にシステム改修が発生することを踏まえると、査定の導入については費用対効果に疑問が残り、賛同しかねるという意見があった。

3.4 一次審査結果資料等の作成

3.4.1 一次審査結果資料の作成

国保連合会における審査機能の追加に伴い、国保連合会による一次審査の結果を市町村等へ提供するため、新たに一次審査結果資料を作成することが適当である。

国保連合会による一次審査の結果として作成する「一次審査結果資料」は、以下のとおりのもので考えられる。

なお、一次審査結果資料の作成に向けては、二次審査を効率的に実施できるようにするため、一次審査結果資料に出力する項目やメッセージ内容について、既存の審査用資料の内容を基に、所要の見直しを行う必要がある。

図表 3-38 一次審査結果資料の構成

No	資料名	内容
1	一次審査結果票 (現：事務点検結果票)	国保連合会での一次審査結果（正常、返戻（予定）、警告）の件数及び給付費等の情報
2	返戻（予定）一覧表 (現：エラー一覧表)	国保連合会の一次審査において、審査結果が返戻（予定）となった請求情報の一覧情報
3	警告一覧表	国保連合会の一次審査において、審査結果が警告、または警告（重度）となった請求情報の一覧情報
4	審査対象明細表【新規】	市町村等の二次審査において審査対象となる（支払とするか返戻とするかを判断する）請求情報の詳細情報 ※審査対象となる請求情報としては、支払対象となる請求情報（請求明細書、計画相談支援給付費請求書等）の一次審査結果が警告となった請求情報を対象とする。また、関連する請求情報については、一次審査結果に関わらず併せて出力する。
5	支給量オーバーチェックリスト	決定支給量が超過している対象者にかかる請求情報の詳細情報
6	時効却下リスト	請求時効となる過誤申立書情報の一覧情報
7	請求時効該当確認リスト	消滅時効に該当する各種請求情報の一覧情報
8	査定一覧表【新規】※	国保連合会の一次審査において、審査結果が査定となった請求情報の一覧情報
9	再審査一覧表【新規】※	サービス提供事業所からの再審査申立を受けて国保連合会にて再審査を行った結果、容認または原審どおり（一次審査結果のとおり）となった請求情報の一覧情報

※査定の導入に向けて作成する場合の一次審査結果資料（「査定一覧表」及び「再審査一覧表」）の内容については、別途、検討を行う必要がある。

(1) 一次審査結果票

市町村等が、国保連合会での一次審査結果（正常、返戻（予定）、警告）の件数及び給付費等の情報を確認するために使用するもので、帳票名称を現行の「事務点検結果票」から「一次審査結果票」に変更し、項目名称を「エラー件数」から「返戻（予定）件数」に変更する。

図表 3-39 一次審査結果票のレイアウトイメージ

(ID:R11420)
障害者総合支援

一 次 審 査 結 果 票
平成28年 6月受付分

市町村番号 131016
市町村名 千代田区

障害福祉サービス費等

〇〇〇国民健康保険団体連合会

帳票名称及び項目名称の見直し

	受付件数	正常件数 (内警告件数)	返戻(予定)件数	給付費		自治体助成分 請求額	高額障害福祉 サービス費
給付費 (共同生活除く)	31,046	(30,097 4,304)	949	4,038,865,015		0	
給付費 (共同生活)	2,034	(1,855 253)	79	377,430,490		0	
		(3,384)	96	4,416,295,505			

略

(2) 返戻(予定) 一覧表

市町村等が返戻(予定)となった請求情報の内容を把握するために使用するもので、返戻(予定) 一覧表の返戻内容の出力欄について、よりわかりやすいメッセージを出力可能とするよう拡張し、また、明細欄のその他項目のレイアウト等についても併せて見直しを行うことが考えられる。

図表 3-40 返戻(予定) 一覧表のレイアウトイメージ

(ID:RXXXXX)
障害者総合支援

返 戻 (予 定) 一 覧 表
平成28年 6月受付分

平成28年 6月19日 1頁
〇〇〇国民健康保険団体連合会

延記載市町村番号 131016
延記載市町村名 千代田区

障害福祉サービス費

受給者証 番号	受給者氏名	事業所番号	事業所名	種 別	サービス 提供年月	サービス 種類	単位数	備考
エラーコード	内 容							
1300000100	PT85	1310000011	事業所A		平成28年 4月	07		
1300000100	EJ15	1310000011	事業所A		平成28年 4月	2,579		

発生しているエラーコードの判定レベルに応じて、「警告(重度)」である場合は「重度」、警告である場合は「警告」と表示する。
なお、「エラー」である場合は「空白」とする。

返戻内容出力欄の拡張

【補足:返戻(予定)一覧表の出力対象の見直しについて】
現行の「エラー一覧表」においては、判定レベルが「エラー」であるエラーコードのみを出力対象としているが、「返戻(予定)一覧表」においては、国保連合会における一次審査の結果、「エラー」が1件でも発生している場合、二次審査の対象外であることから、当該請求情報で発生している他のコード(判定レベルが「警告(重度)」及び「警告」のコードも含む)についても併せて出力するように見直しを検討している。

※ 種別 : サ…サービス提供実績記録票、請…請求書、明…請求明細書、利…利用者負担上限額管理結果票、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書

(3) 警告一覧表

市町村等が警告となった請求情報の内容を確認するために使用するもので、警告内容の出力欄を拡張し、さらに現行の警告一覧表に備考欄を追加し、同一の請求に対するその他資料(支給量オーバーチェックリスト及び審査対象明細表)の出力内容との関連付けができるよう関連番号を出力することが考えられる。

図表 3-41 警告一覧表のレイアウトイメージ

(ID:RXXXXX) 障害者総合支援 警告一覧表 平成28年 6月19日 1頁
〇〇〇国民健康保険団体連合会

証記載市町村番号 131016 証記載市町村名 千代田区 障害福祉サービス費 平成28年 6月受付分

受給者証番号	受給者氏名	事業所番号	事業所名	種別	サービス提供年月	サービス種類	単位数	備考
警告コード	内 容							
1300000100	ジキョウのり	1310000011	事業所 A	明	平成28年 4月		29,384	警-00001
警告	PP09	※支給量：請求明細書の「合計・総費用額」と上限額管理結果票の「総費用額」が一致しません						
1300000100	ジキョウのり	1310000011	事業所 A	明	平成28年 4月		22	警-00001
警告	PB07	※受付：処遇改善加算に係る事業所の届出が「無し」であるため、処遇改善加算は算定できません						

※ 種別：サ…サービス提供実績記録票、請…請求書、明…請求明細書、利…利用者負担上限額管理結果票、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書

発生しているエラーコードの判定レベルに応じて、「警告(重度)」である場合は「重度」、「警告」の場合は、「警告」と表示する。

警告内容出力欄の拡張

その他資料との関連付け

(4) 審査対象明細表【新規】

市町村等の二次審査において審査対象となる（支払とするか返戻とするかを判断する）請求情報のみを確認するための資料として、「審査対象明細表」を新たに追加することが考えられる。

審査対象となる請求情報としては、一次審査結果が警告となった請求明細書、または計画相談支援給付費請求書等を対象とする。また、関連する実績記録票や上限額管理結果票については、一次審査結果に関わらず併せて出力する。

図表 3-42 審査対象明細表のレイアウトイメージ

(ID:RXXXXX) 障害者総合支援 審査対象明細表 平成28年 6月19日 1頁
〇〇〇国民健康保険団体連合会

証記載市町村番号 131016 証記載市町村名 千代田区 障害福祉サービス費 平成28年 6月受付分

事業所番号 1310000011 事業所名 事業所 A

受給者証番号 1300000100 受給者氏名 ジキョウのり

サービス提供年月 平成28年 4月 一次審査結果

単位数 123,456

コード	サービスレコード	様式1	様式2	項目名称1	項目値1	項目名称2	項目値2	補足1	補足2	一次審査結果
PP09	※支給量：請求明細書の「合計・総費用額」と上限額管理結果票の「総費用額」が一致しません	明	基本	合計・総費用額	50,000	総費用額	40,000			警告(重度)
PB07	※受付：処遇改善加算に係る事業所の届出が「無し」であるため、処遇改善加算は算定できません	明	22	請求明細書	サービスコード	226710	生介処遇改善加算 I			警告
明細	事業所台帳(サービス)	処遇改善加算の有無					無し			
PT65	受付：実績記録票内で「送迎加算(復)」と「欠席時対応加算」が同日に設定されている日が存在します	サ	30701	実績記録票	送迎加算(復)					返戻
明細	実績記録票	サービス提供の状況				8	次席(欠席時対応加算)			
EJ15	受付：上限額管理結果票内の「合計・総費用額」の金額と「総費用額」の金額の合計が一致しません	利	基本	合計・総費用額	50,000	総費用額の合計	51,100			返戻

※ 種別：サ…サービス提供実績記録票、請…請求書、明…請求明細書、利…利用者負担上限額管理結果票、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書

関連番号で警告一覧表との関連付けが効率的に行えるようにする。

二次審査の際の参考情報として、関連する請求情報の一次審査結果を表示する。エラー等が複数発生している場合は、「返戻」、「警告(重度)」、「警告」の順で審査結果を表示する。

審査対象明細表の新規追加

(5) 支給量オーバーチェックリスト

市町村等が決定支給量等を超過している請求情報を確認するために使用するもので、現行の支給量オーバーチェックリストに対して、以下の見直しを行うことが考えられる。

図表 3-43 支給量オーバーチェックリストの見直し内容

No	見直し概要	見直し内容	期待される効果
1	帳票出力単位の見直し	明細情報で出力していた「受給者証番号」及び「受給者氏名」の項目を基本情報に移動し、帳票の出力単位を「証記載市町村番号」及び「受給者証番号」単位で改ページし、出力する。	従来のように1枚の帳票内で複数の受給者の情報が混在せず、受給者毎に出力されるようになるため、確認がしやすくなる。
2	新規出力項目の追加	事業所毎の「受付年月」、「一次審査結果」、「契約支給量」を新たに追加する。 ※「受付年月」の追加は、No3の対応によるもの	「支給量オーバーチェックリスト」は、契約支給量を超過した場合も出力されるため、契約支給量との比較が帳票上で確認できるようになる。 また、一次審査結果（「警告」、または「警告（重度）」）がわかるようになることで、市町村等において特に確認が必要となるものを重点的に確認できるようになる。
3	支払済情報の追加	既に支払済となった同一サービス提供年月の給付支給量についても出力する。	既に支払済となった給付支給量（サービス提供実績）を併せて参照できるようになることで、該当の受給者が同一サービス提供年月に利用した全体の給付支給量が把握しやすくなる。
4	合計情報の追加	受給者及び決定サービスコード毎の各項目の合計行として、「給付支給量」や「契約支給量」等の合計を出力する。	決定サービスコード毎に合計した「給付支給量」や「契約支給量」等の確認がしやすくなる。
5	既存出力項目の削除	「サービス実日数」及び「支給量単位区分」を削除する。 ※新規項目の追加に伴う、必要性の低いと想定される項目を削除	支給量オーバーを確認する上で必要性の高い内容のみ出力することで、二次審査で見べき項目が絞られ、確認がしやすくなる。

図表 3-44 支給量オーバーチェックリストのレイアウトイメージ

平成28年 6月19日 1頁
〇〇〇国民健康保険団体連合会

支 給 量 オ ー バ ー チ ェ ッ ク リ ス ト
平成28年 6月受付分

1. 帳票出力単位の見直し

証記載番号 証記載市町村名
131016 千代田区

受給者証番号 受給者名
1300000100 ジュウゴウ

除給証サービス費

2. 新規出力項目の追加

関連No. サービス 提供年月	決定サービスコード 決定サービス名	受付年月	事業所番号 事業所名	一次 審査結果	給付 支給量	契約 支給量	決定 支給量	給付 単位数
第-00002 平成28年 4月	221000 生活介護基本決定	平成28年 5月	1310000011 事業所 A	支払済	7.00	7.00		3,657
		平成28年 6月	1310000012 事業所 B	警告	18.00	15.00		20,312
					25.00	22.00	22.00	23,968
第-00002 平成28年 4月	321000 施設入所支援基本決定	平成28年 6月	1310000011 事業所 A	警告	21.00	20.00		9,060
		平成28年 6月	1310000012 事業所 B	警告	10.00	10.00		4,530
					31.00	30.00	30.00	13,580

3. 支払済情報の追加

4. 合計情報の追加

5. 既存出力項目の削除

関連番号で警告一覧表との関連付けが効率的に行えるようにする。

(6) エラーメッセージの見直しについて

返戻等一覧表等を受領した事業所、市町村、または都道府県において、エラーメッセージだけではエラー原因の特定が難しく、市町村等審査事務実態調査においてもエラー原因の特定が容易となるようエラーメッセージをわかりやすくして欲しい等の意見が多く挙げられている。そこで、エラーメッセージの文字数制限を拡張し、以下の見直しを行うことが考えられる。

図表 3-45 エラーメッセージ見直しの方針

No	見直し概要	見直し内容	期待される効果
1	エラーメッセージの文字数制限の拡張	現在、出力している帳票レイアウトでは、メッセージの文字数を 32 文字以内としているが、帳票レイアウトを見直すことにより、エラーメッセージの文字数を拡張する。	事業所においては、返戻等一覧表等 に出力されるメッセージがわかり やすくなることで、エラー原因が特 定しやすくなり、エラーへの迅速な 対応（請求情報の修正、市町村等へ の台帳の修正依頼等）が行えるよ うになる。
2	エラーメッセージの見直し	No1 の対応と併せて、エラーメッセージから原因が特定しやすくなるよう、以下の方針に基づいて見直す。 ※なお、エラーへの対処方法はメッセージには記載せず、今後提供予定のマニュアル等を参照してもらうこととする。 ①請求情報内での複数項目、請求情報間や台帳との突合等、どの項目を比較してエラーとなっているのかをエラーメッセージに組み込む。 ②メッセージ内の項目名、設定値について、項目としての区切りが明示的にわかるよう、鍵カッコ（「」）で括る。 ③原因が特定しにくい不透明な表現について、メッセージからエラー原因が特定できるように表現を見直す。 例）処遇改善加算の算定要件を満たしていません ⇒処遇改善加算にかかる事業所の届出が「無し」であるため、処遇改善加算は算定できません	また、エラー原因を事業所が理解できるようになることで、次回以降の請求情報の精度が向上する。 市町村及び都道府県においては、審査用資料等に出力されるメッセージがわかりやすくなることで、二次審査や事業所からの問い合わせ等の際に、エラー原因が特定しやすくなる。

図表 3-46 見直し後のエラー原因の特定イメージ

(ID:RXXXXX)
障害者総合支援

審査対象明細表

平成28年 6月受付分
障害福祉サービス費

平成28年 6月19日 1頁
〇〇〇国民健康保険団体連合会

関連No. 警-00001

証記載市町村番号	131016	証記載市町村名	千代田区								
事業所番号	1310000011	事業所名	事業所 A								
受給者証番号	130000100	受給者氏名	ジキョウ								
サービス提供年月	平成28年 4月	一次審査結果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>明細書</td><td>資格: 警告 (重度)</td><td>相談支援</td><td>-</td></tr> <tr> <td>上限管理</td><td>受付: 返戻</td><td>実績記録</td><td>資格: 返戻</td></tr> </table>	明細書	資格: 警告 (重度)	相談支援	-	上限管理	受付: 返戻	実績記録	資格: 返戻
明細書	資格: 警告 (重度)	相談支援	-								
上限管理	受付: 返戻	実績記録	資格: 返戻								
単位数	123.456										

コード	種別	サービス レコード	項目名称 1 項目名称 2	項目値 1 項目値 2	補足 1 補足 2	一次審査 結果
PP09	※支給量: 請求明細書の「合計・総費用額」と上限管理結果票の「総費用額」が一致しません					
明	基本	請求明細書	合計・総費用額	50,000		警告 (重度)
		上限管理結果票	総費用額	40,000		
PB07	※受付: 処遇改善加算に係る事業所の届出が「無し」であるため、処遇改善加算は算定できません					
明	22	請求明細書	サービスコード	226710	生介処遇改善加算 I	警告
	明細	事業所台帳 (サービス)	処遇改善加算の有無	1	無し	
PT85	受付: 実績記録票内で「送迎加算 復」と「欠席時対応加算」が同日に設定されている日が存在します					
サ	0701	実績記録票	送迎加算 復			返戻
	明細	実績記録票	サービス			
EJ15	受付: 上限管理結果票内の「合計・総費用額」と請求明細書の「合計・総費用額」の合計が一致しません					
利	基本	上限管理結果票	合計・総費用額			
		請求明細書	合計・総費用額			

エラーメッセージからエラー原因がわかりやすくなるように見直し、さらにエラーとなった請求情報の項目、参照した台帳情報の登録値等を併せて出力することでエラー原因を特定しやすくする。

例: PB07の場合、エラーメッセージから該当加算にかかる届出が「無し」の事業所では、該当加算が算定できないことがわかり、請求されたサービスコード、該当加算に係る事業所台帳の登録内容を併せて確認できるようにすることで、請求内容と台帳の登録内容のどちらが正しいのか判断しやすくなる。

※ 種別 : サ…サービス提供実績記録票、請…請求書、明…請求明細書、利…利用者負担上限管理結果票、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書

(7) 一次審査結果資料の作成方針のまとめ

一次審査結果資料の作成方針や現行帳票の見直し有無等を整理すると、以下のとおりである。

図表 3-47 一次審査結果資料の作成方針

No	資料名	見直し有無 (○：見直し対象 －：見直し対象外)		見直し概要
		名称	レイアウト	
1	一次審査結果票 (現：事務点検結果票)	○	－	「一次審査結果票」に帳票名称を変更する。 - 出力項目の名称を「エラー件数」から「返戻（予定）件数」に変更する。
2	返戻（予定）一覧表 (現：エラー一覧表)	○	○	「エラー一覧表」について、「返戻（予定）一覧表」に帳票名称を変更する。 「審査対象明細表」を新たに追加する。 「警告一覧表」について、同一の請求に対するその他資料（「審査対象明細表」、「支給量オーバーチェックリスト」）との関連付けが行えるよう、関連番号を出力する。
3	警告一覧表	－	○	
4	審査対象明細表【新規】			
5	支給量オーバーチェックリスト	－	○	「受付年月」、「一次審査結果」及び「契約支給量」を新たに追加する。 「サービス実日数」及び「支給量単位区分」を削除する。 - 前月以前に支払済となった同一サービス提供年月の「給付支給量」についても出力対象とする。 また、「給付支給量」、「契約支給量」等の合計についても確認できるよう出力する。
6	時効却下リスト	－	－	変更なし
7	請求時効該当確認リスト	－	－	
8	査定一覧表【新規】			詳細は別途、検討
9	再審査一覧表【新規】			詳細は別途、検討

※処理結果票、点検エラーリスト（支払、台帳）についても、「返戻（予定）一覧表」及び「警告一覧表」の見直し方針に基づき見直しを行うことが考えられる。

3.4.2 審査事務にかかる事務処理マニュアルの作成

国保連合会から市町村等へ提供される一次審査結果資料の見方、一次審査で発生する警告及びエラーの原因や対応方法、さらには二次審査の観点等を市町村等の担当者が理解し、審査事務にかかる事務処理を円滑に実施することを目的に、審査事務にかかる事務処理マニュアルの作成が必要であると考えられる。

審査事務にかかる事務処理マニュアルには、以下のような内容を掲載することが考えられる。

図表 3-48 審査事務にかかる事務処理マニュアルの掲載内容

No	項目	内容
1	審査事務にかかる事務処理の概要について	審査事務にかかる事務処理の概要（事務処理の実施主体、処理概要、事務処理フロー、処理日程等）について説明する。
2	一次審査結果資料について	国保連合会から市町村等へ提供される一次審査結果資料の種類、内容、見方について説明する。
3	一次審査で発生する警告及びエラーの原因や対処方法について	国保連合会の一次審査で発生する警告及びエラーの内容、原因、対処方法について説明する。
4	二次審査の観点について	市町村等で実施する二次審査の観点（利用者負担上限月額の整合性チェック等、国保連合会の一次審査で警告、または警告（重度）となった請求情報の確認観点）について説明する。
5	過誤処理について	過誤処理（台帳過誤及び請求明細書取消）の概要や過誤申立の方法について説明する。
6	再審査処理について	査定を導入した場合の再審査処理の概要や再審査申立の方法について説明する。 ※査定の導入について討議の内容を踏まえ、説明内容は別途、検討を行う。

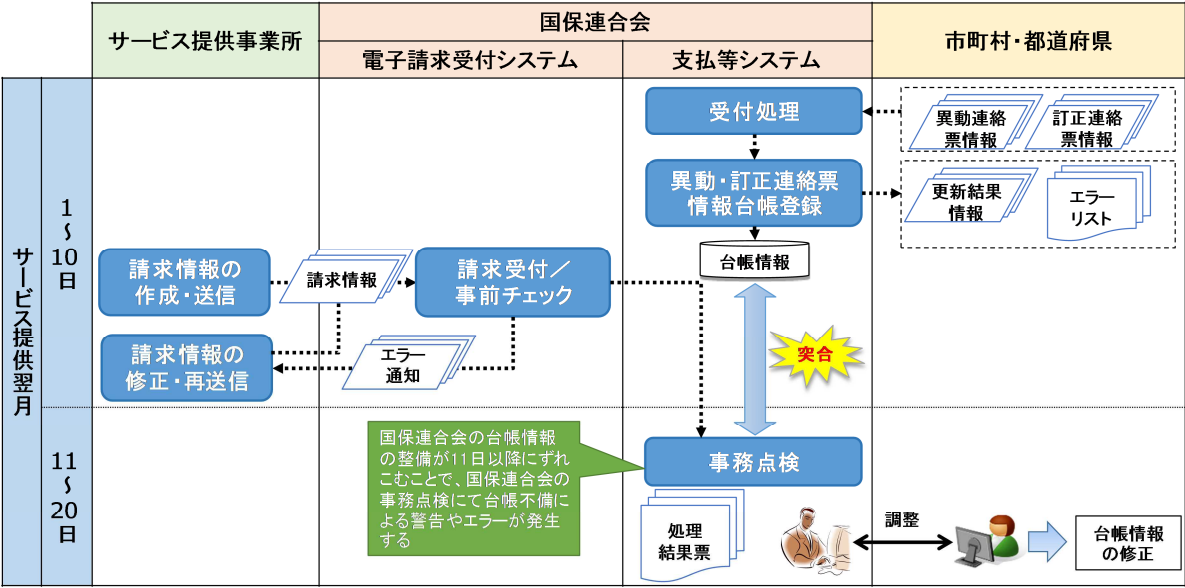
3.5 台帳情報整備の改善

3.5.1 台帳整備の現状と問題点

障害福祉サービス等における給付費等の請求に対して国保連合会で行う事務点検では、サービス提供事業所のサービス提供体制の確認や受給者の資格の確認を行うため、都道府県等は事業所台帳を、市町村等は受給者台帳を 1～10 日の間に整備している。

また、国保連合会ではサービス提供事業所より提出された請求情報に対して、請求受付後（11 日以降）に実施する事務点検において、各種台帳情報と機械的に突合を行っている。その結果として出力される処理結果票を基に、必要に応じて市町村・都道府県と調整を行い、審査前までに台帳情報を整備している。

図表 3-49 台帳整備と事務点検の関係



平成 27 年度の台帳情報の異動・訂正処理の件数を集計すると、以下のとおりである。

図表 3-50 平成 27 年度の台帳情報の異動・訂正処理の状況

◆受給者台帳の異動・訂正処理件数(平成27年度)

取扱時期	異動情報(件)	割合	訂正情報(件)	割合
1～10日	7,419,731	91.2%	2,230,160	89.3%
11～20日	594,666	7.3%	211,383	8.5%
21～31日	120,470	1.5%	55,855	2.2%
合 計	8,134,867		2,497,398	

◆事業所台帳の異動・訂正処理件数(平成27年度)

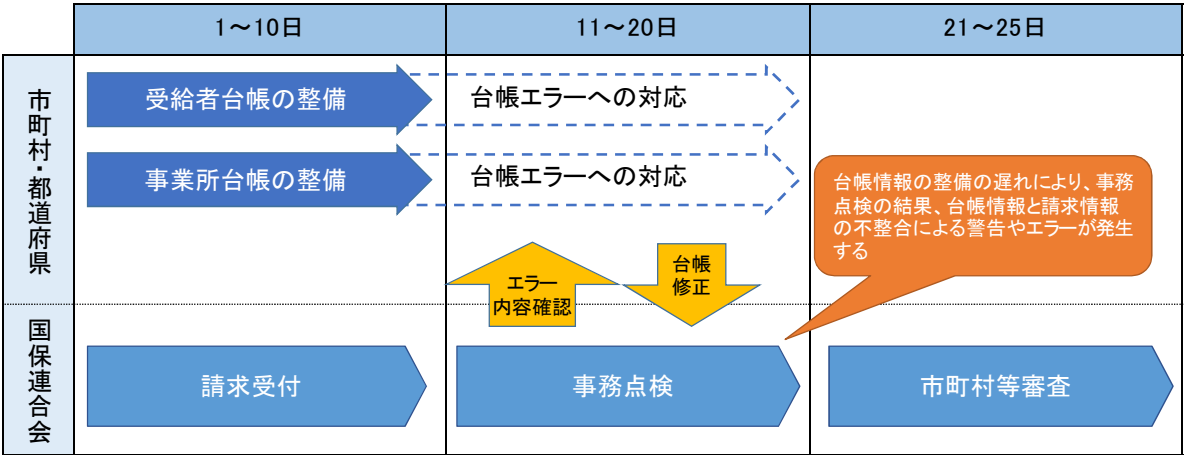
取扱時期	異動情報(件)	割合	訂正情報(件)	割合
1～10日	221,635	64.9%	37,461	52.6%
11～20日	49,593	14.5%	30,188	42.4%
21～31日	70,030	20.5%	3,513	4.9%
合 計	341,258		71,162	

受給者台帳については、約 90%の異動・訂正処理が 1～10 日に行われている。一方、事業所台帳については、約 65%の異動処理が 1～10 日に行われており、訂正処理については約 40%が 11～20 日に行われている。

事業所台帳については、整備期限（10 日）までに十分に整備が行えていない状況であり、台帳情報の整備が進まない原因の一つとして、台帳情報を請求情報と突き合わせてみないとエラーの原因がわからない、という意見が挙げられている。

請求情報の受付期限（10 日）までに国保連合会の台帳情報を整備しきれないため、国保連合会における事務点検において、台帳情報と請求情報の不整合による警告やエラーが発生している状況がある。

図表 3-51 台帳整備の処理日程

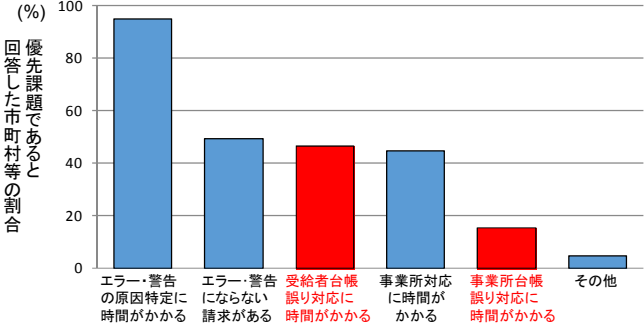


「市町村等審査事務実態調査」の結果、効果的・効率的な審査事務の実現に向けた優先課題として、約半数の市町村等が「受給者台帳誤りによる対応に時間がかかること」を挙げている。主な理由として、市町村等で管理している受給者台帳情報と国保連合会に登録されている受給者台帳情報に相違があり、市町村等において国保連合会で登録されている受給者台帳情報を参照できないため、国保連合会に確認した上で異動連絡票情報や訂正連絡票情報を作成している。しかし、作成した受給者台帳情報がエラーとなり、エラーの解消に向けて複数回情報連携を行っているため時間がかかるという現状がある。

また、約 15%の市町村等が「事業所台帳誤りによる対応に時間がかかること」を挙げているが、受給者台帳情報同様、国保連合会で登録されている事業所台帳情報を参照することができないため調整に時間を要しているといった実態がある。

なお、一部の国保連合会では、要望があった市町村に対する受給者台帳の提供や、市町村等が国保連合会に登録されている台帳情報や請求情報を参照できる独自システムを構築して対応している。

図表 3-52 効果的・効率的な審査事務の実現に向けた優先課題（複数回答）



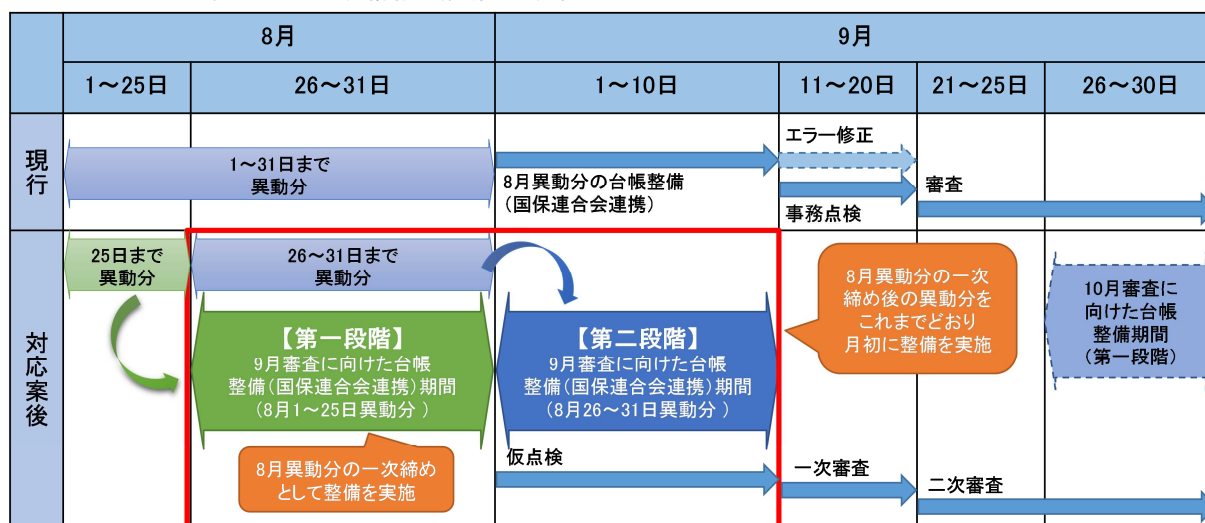
出典：国民健康保険中央会「市町村等審査事務実態調査報告書」平成 28 年 10 月 27 日

3.5.2 台帳情報整備期間の前倒し

国保連合会における一次審査を効率的・効果的に実施するためには、各種台帳情報を確実に整備する必要がある。したがって、台帳誤り等を早期に解消することで、一次審査でのエラー対応や審査期間中の作業負荷の低減を図るため、市町村・都道府県による台帳情報整備を、以下のスケジュールで前倒しして実施することが考えられる。

- ① 市町村等審査終了後（26～31日頃）、翌月分の請求に向けて台帳情報を整備する。
- ② ①以後、当該月内で発生した異動（26～31日の異動）分については、翌月1～10日にかけて台帳情報を整備する。
- ③ ①にて、なお残る台帳誤りによるエラーが発生した場合も、翌月1～10日にかけて修正する。

図表 3-53 台帳情報整備期間の前倒し後の流れ（8月～9月による例示）



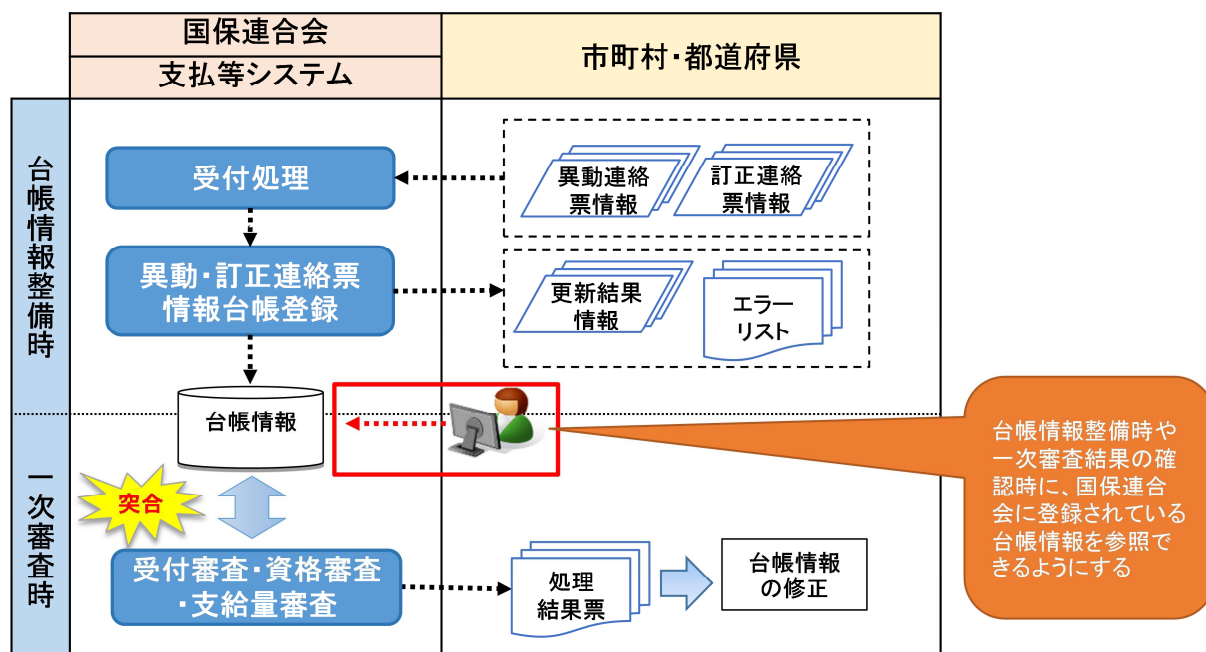
なお、台帳情報整備期間の前倒しについては、本研究会において委員から、自治体の業務量増加に繋がる、自治体のシステム改修に伴う予算の確保が必要などの意見があった。

3.5.3 台帳情報等参照機能の追加

台帳情報整備時のエラー、または事務点検による警告やエラーへの対応を円滑に実施できるようにするため、市町村や都道府県においても、国保連合会に登録されている台帳情報や請求情報を参照できる仕組みを構築することが考えられる。

ただし、システムの構築にあたっては、市町村・都道府県と国保連合会間のシステム構成が適切なものとなるよう設計すること。

図表 3-54 台帳情報等参照機能の概要



3.5.4 台帳整備にかかる事務処理マニュアルの作成

国保連合会に登録する各種台帳情報の整備方法、台帳整備で発生するエラーの原因や対応方法等について市町村等の担当者が理解し、台帳整備にかかる事務処理を円滑に実施することを目的に、台帳整備にかかる事務処理マニュアルの作成が必要であると考えられる。

台帳整備にかかる事務処理マニュアルには、以下のような内容を掲載することが考えられる。

図表 3-55 台帳整備にかかる事務処理マニュアルの掲載内容

No	項目	内容
1	台帳整備にかかる事務処理の概要について	台帳整備にかかる事務処理の概要（事務処理の実施主体、処理概要、事務処理フロー、処理日程等）について説明する。
2	台帳情報の登録処理について	受給者（事業所）異動／訂正連絡票情報の概要や作成方法、国保連合会への送信方法、送信結果の確認方法について説明する。
3	エラーの原因や対処方法について	受給者（事業所）異動／訂正連絡票情報を国保連合会の支払等システムで点検し、エラーが発生した際のエラーの内容、原因、対処方法について説明する。 また、エラー発生時に市町村等が受信する「受給者（事業所）台帳受付点検エラーリスト」の見方についても説明する。
4	台帳情報の参照について	国保連合会に登録されている台帳情報の参照方法について説明する。 ※台帳情報等参照機能追加後に作成する。

3.6.1 自治体・国保連合会新規担当職員等への研修

給付費等の審査を担当する職員は、厚生労働省等から示される報酬告示・通知等の各種資料、国保連合会による担当者説明会や普段の業務の中での疑義照会、または前任職員からの引継ぎ等により、障害福祉サービス等の制度概要や改正内容、審査事務の流れ等業務を行う上で必要となる知識を習得している。

[illegible]

- 小規模自治体（市、町村（広域））においては、事前チェックや審査を1人で担当している割合が高い。
- 異動等に伴う担当者の引継ぎが十分とはいえず、業務知識を習得するまでに時間を要している。

Figure 1: Average number of staff involved in disaster relief services and disaster victim support services.

The figure consists of two bar charts. The left chart shows the average number of staff involved in disaster relief services, and the right chart shows the average number of staff involved in disaster victim support services. Both charts compare the average number of staff across different administrative levels: 政令市 (Prefectural City), 中核市 (Core City), 特別区 (Special Ward), 市 (City), and 町村(広域) (Municipality/Wide-area Municipality).

The Y-axis represents the average number of staff (平均職員数) in units of 人 (Person). The X-axis represents the administrative level (障害福祉サービスに係る事務の平均職員数 for the left chart, and 障害児支援に係る事務の平均職員数 for the right chart).

The legend indicates the following categories for the staff involved:

- 給付事務全般 (Overall payment services) - Blue
- 事前チェック (Pre-check) - Orange
- 審査 (Review) - Grey
- 事後チェック (Post-check) - Yellow

An annotation box highlights that the pre-check and review tasks are typically handled by one person (事前チェックや審査を平均1人強で担当).

障害福祉サービスに係る事務の平均職員数	政令市	中核市	特別区	市	町村(広域)
給付事務全般	4.8	4.1	4.2	2.6	1.5
事前チェック	2.7	2.1	2.8	1.4	1.2
審査	4.5	3.0	3.4	1.6	1.1
事後チェック	2.8	2.6	3.1	1.3	1.1

障害児支援に係る事務の平均職員数	都道府県	政令市	中核市	特別区	市	町村(広域)
給付事務全般	4.0	3.6	3.5	3.6	2.1	1.5
事前チェック	2.6	2.1	1.9	2.8	1.2	1.1
審査	1.9	3.2	2.2	2.9	1.1	1.1
事後チェック	2.1	2.2	2.5	3.0	1.2	1.1

そこで、異動等により新規で担当することになった職員等に対し、制度の全体概要、各種台帳情報の整備方法、給付費等の請求から支払までの事務の流れ等、障害者総合支援にかかる給付事務を行う上で必要となる業務知識の習得を目的とした研修の実施が考えられる。

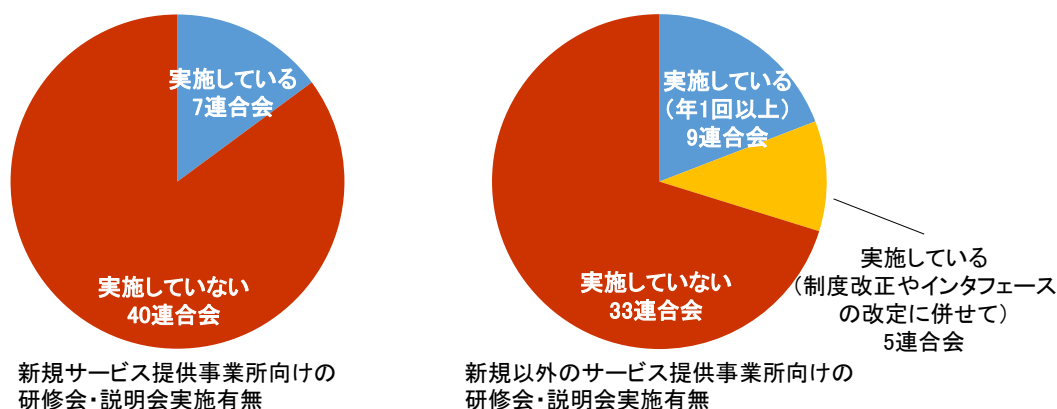
一方、国保連合会には、サービス提供事業所や自治体からの問合せが多く寄せられ、その対応に多くの時間が割かれているのが実態である。問合せ内容もエラー内容に関する確認や請求方法等の手順や手続き、電子証明書や簡易入力システムの操作など多方面に渡っている。市町村等審査事務実態調査では、担当者レベルでの勉強会や参考事例集の作成などの要望も挙がっている。今後、国保連合会の一次審査の実施に伴い、国保連合会の役割も拡大・強化されていくことから、国保連合会の職員向けの研修を強化していくことも必要と考える。

3.6.2 事業者への研修

サービス提供事業所に対して集団指導等を行っている市町村等もあるものの、多くは研修等を実施していない。また、サービス提供事業所の請求事務の担当者が専任ではないことが多く、担当者変更時の引継ぎも不十分であるといった指摘がある。

新規サービス提供事業所向けの研修会・説明会を実施している国保連合会は約 15%であり、新規以外のサービス提供事業所向けの研修会・説明会を実施している国保連合会は約 30%という状況である。

図表 3-58 国保連合会でのサービス提供事業所向け研修会・説明会実施状況



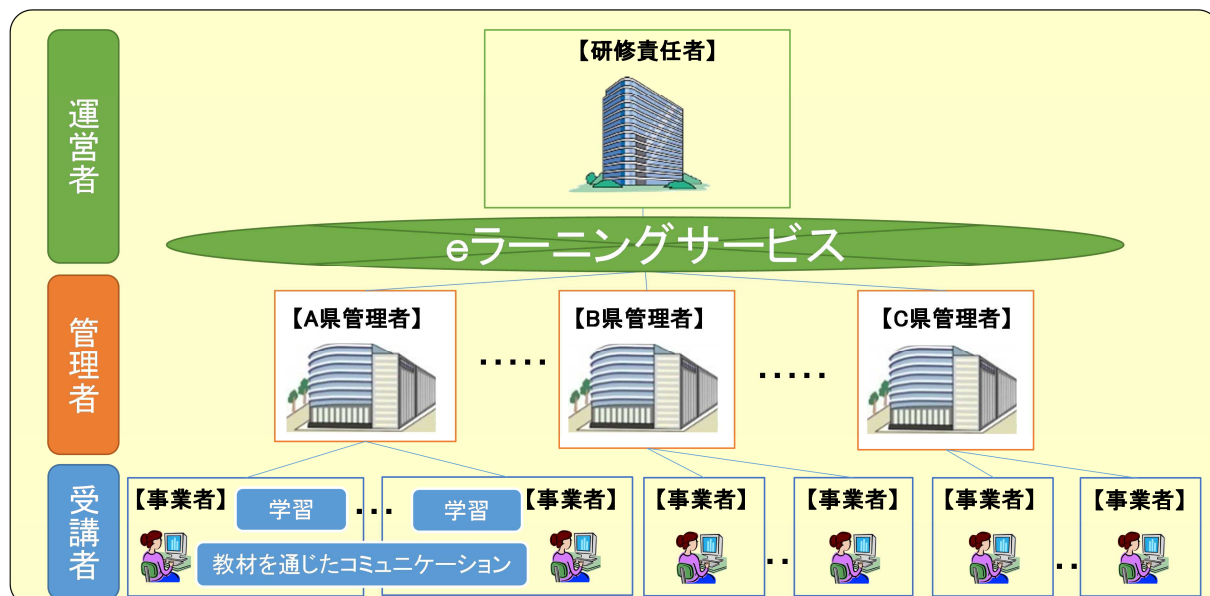
出典：国民健康保険中央会「市町村等審査事務実態調査報告書」平成 28 年 10 月 27 日

そこで、制度内容や請求方法に関する事業者の理解度を向上させ、請求情報作成時のミスを減らし、一次審査での警告やエラーの発生を未然に防止するため、事業者向けの研修の実施が考えられる。

その際、受講者の理解度に合わせた研修が可能で、進捗の管理も容易であることから、eラーニングによる研修が有効な手段として考えられる。

eラーニングによる研修のイメージを、以下に示す。

図表 3-59 eラーニングによる研修のイメージ



4. 新たな審査支払事務のあり方（まとめ）

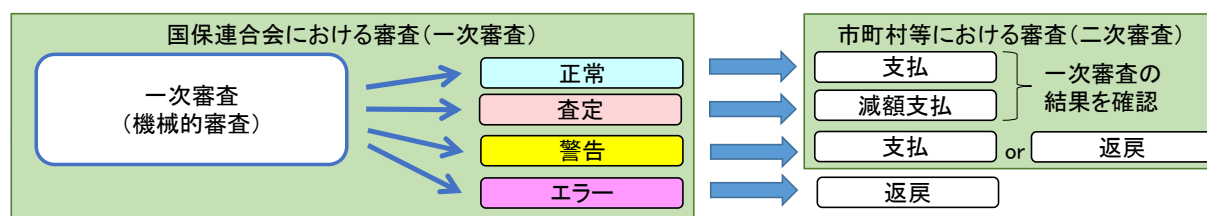
4.1 国保連合会と市町村等の審査の基準（役割分担）

障害福祉サービス等の給付費等にかかる審査支払事務のあり方について検討した結果、以下の整理が適当と考えられる。

国保連合会は市町村等での審査を支援するため、支払等システムにて「事務点検」を実施しているが、新たな審査支払事務においては、国保連合会にて新たに「一次審査（機械的審査）」を行い、一次審査における受付審査、資格審査及び支給量審査にて、問題ないと判定された請求情報については、正常とする。決定支給量を超えてサービスが提供されているものは、査定により、決定支給量の範囲で支払を行う。また、各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないもの（エラー）については、国保連合会の審査による返戻として処理する。

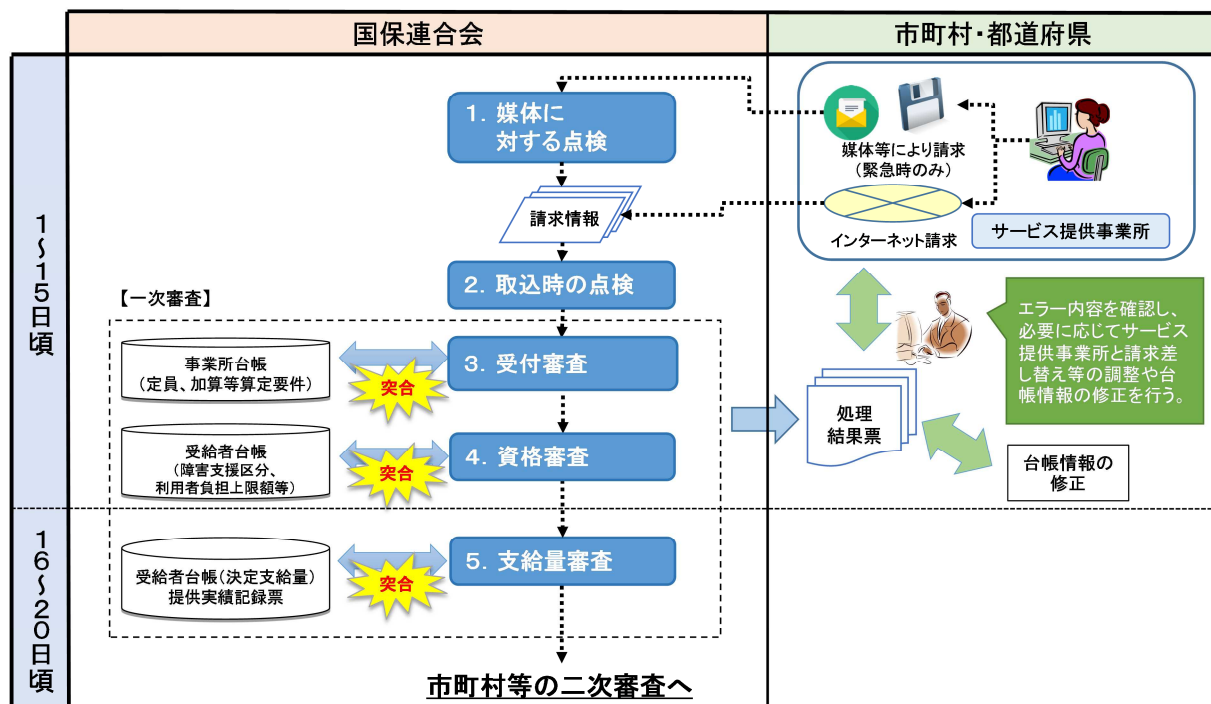
一次審査の結果、機械的には判断がつかないもの（例えば、同一日、同一時間帯のサービス利用チェックや訪問系サービスの算定時間の妥当性チェック等）については警告とし、市町村等における審査（二次審査）において、支払とするか返戻とするかの判断を行う。一次審査で査定や正常と判断された場合も、二次審査で確認を行う。

図表 4-1 国保連合会と市町村等の審査の範囲

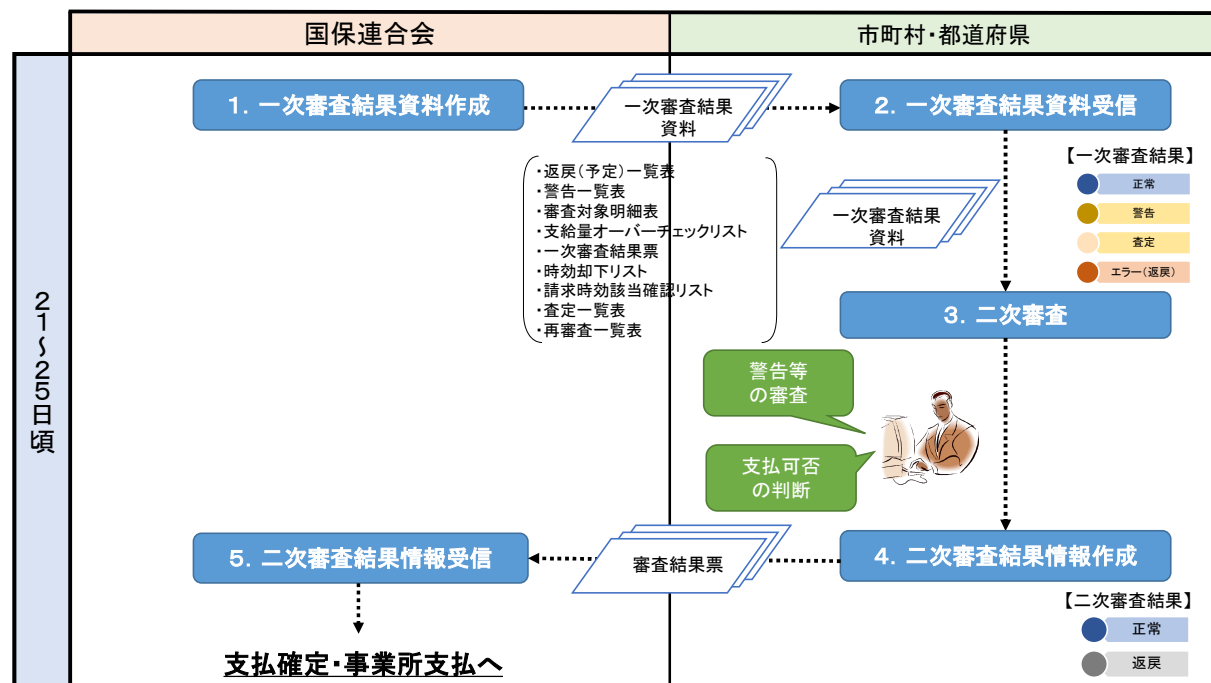


国保連合会における一次審査の流れと、市町村等における二次審査の流れを示すと以下のとおりとなる。

図表 4-2 国保連合会における一次審査の流れ



図表 4-3 市町村等における二次審査の流れ



4.2 新たな審査支払事務の全体概要

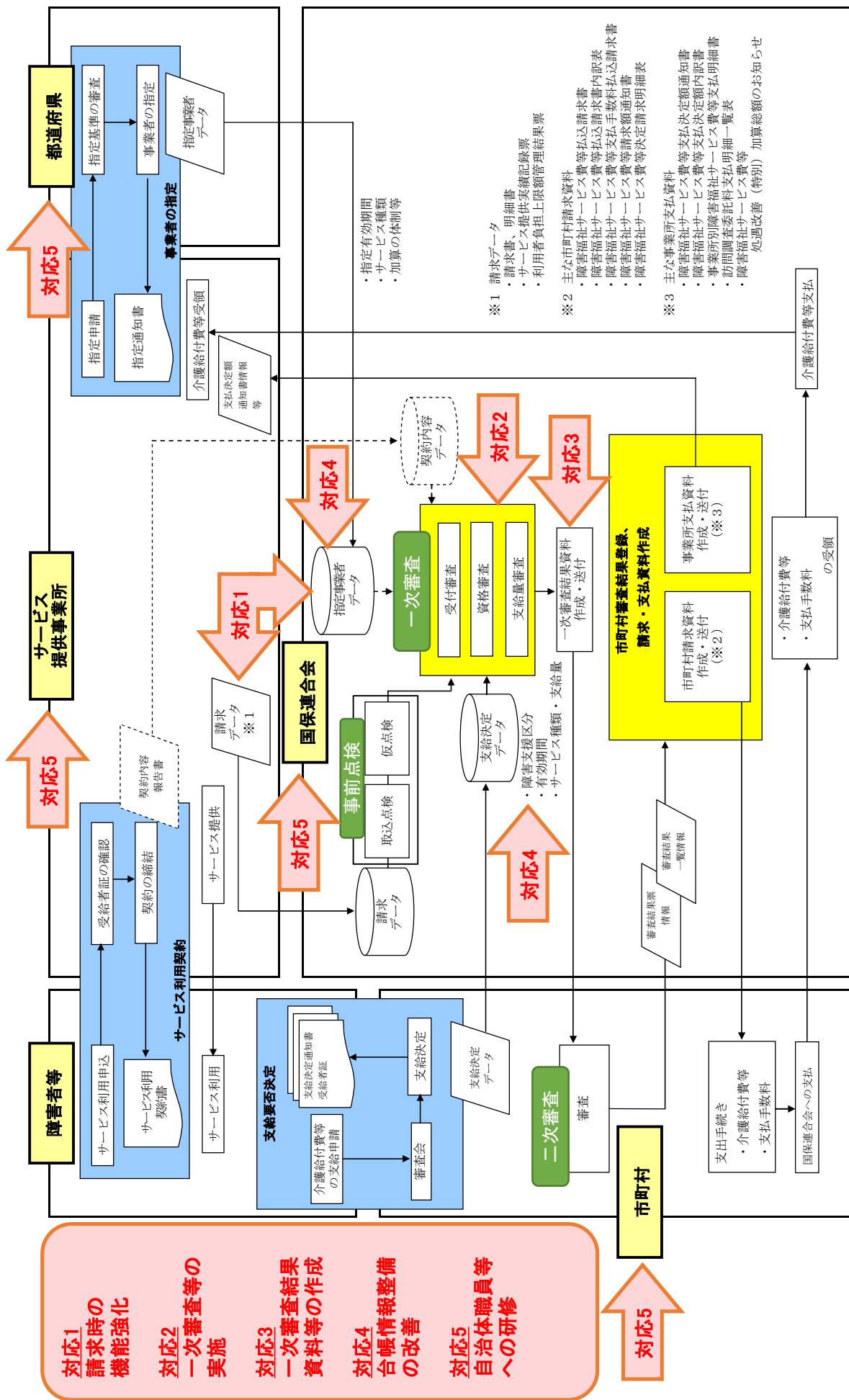
新たな審査支払事務について、以下のとおり整理した。

国保連合会において一次審査（機械的審査）を行い、市町村等では一次審査結果資料を基に、二次審査を実施する。一次審査の前に実施する点検を事前点検とし、仮点検をこの事前点検に位置づける。

新たな審査支払事務において、障害福祉サービス等にかかる給付費等の審査をより効果的・効率的に実施できるようにするため、以下の5つのポイントで対応を行う。

- 対応1 請求時の機能強化
- 対応2 一次審査等の実施
- 対応3 一次審査結果資料等の作成
- 対応4 台帳情報整備の改善
- 対応5 自治体職員等への研修

図表 4-4 新たな審査支払事務の全体概要



新たな審査支払事務の実施に向けて、「3.1 基本的な考え方」等に基づく具体的な対応案は以下のとおりと考えられる。

図表 4-5 審査機能強化に向けた具体的な内容

対応1 請求時の機能強化	
1-1 請求時の点検機能強化	国保連合会の一次審査(機械的審査)で発生する警告やエラーを未然に防止するため、サービス提供事業所が利用する簡易入力システム、取込送信システムについて、点検機能を強化する。
1-2 事業所台帳情報参照機能の追加	サービス提供事業所で請求情報に対する警告やエラーの原因を特定しやすくするため、国保連合会に登録されている事業所台帳情報を参照できるようにする。
対応2 一次審査等の実施	
2-1 仮点検の活用	一次審査が円滑に運用するまでの間、国保連合会での一次審査で発生する警告やエラーの件数を抑えるため、仮点検を活用することで、請求情報の誤りを早期に発見できる。
2-2 一次審査の実施	国保連合会において新たに一次審査を実施する。一次審査における受付審査、資格審査及び支給量審査にて、問題ないと判定された請求情報については、正常とする。また、各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないものについては、国保連合会の審査による返戻として処理する。 また、警告からエラーへの段階的な移行や、よりきめ細かくチェックできるようチェック内容の見直し、さらには市町村等において特に確認が必要となる警告を「警告(重度)」として区別する。
2-3 点検内容の拡充	現在、国保連合会の事務点検で実施できていないチェックのうち、機械的にチェック可能なものについて、チェック内容を拡充し、一次審査を的確に実施できるようにする。
2-4 査定の導入	障害者総合支援においても新たに査定を導入することが考えられる。 ただし、査定を導入するにあたっては、決定支給量のあり方を明確にして、市町村等における運用の統一化を図る等の諸課題について検討する必要がある。
対応3 一次審査結果資料等の作成	
3-1 一次審査結果資料の作成	国保連合会による一次審査の結果を市町村等へ提供するため、新たに「一次審査結果資料」を作成する。 さらに、市町村等における二次審査を効率的に実施できるようにするため、一次審査結果資料に出力する項目やメッセージ内容について、既存の審査用資料の内容を基に見直しを行う。
3-2 審査事務にかかる事務処理マニュアルの作成	国保連合会から市町村等へ提供される一次審査結果資料の見方、一次審査で発生する警告及びエラーの原因や対応方法、さらには二次審査の観点等を記載した、審査事務にかかる事務処理マニュアルを作成する。

対応4 台帳情報整備の改善

4-1 台帳情報整備期間の前倒し

台帳誤り等を早期に解消することで、一次審査でのエラー対応や審査期間中の作業負担の低減を図るため、市町村・都道府県による台帳情報整備を前倒して実施する。

4-2 台帳情報等参照機能の追加

台帳整備で発生するエラー、または事務点検による警告やエラーへの対応を円滑に実施できるようにするため、市町村や都道府県においても、国保連合会に登録されている台帳情報を参照できるようにし、さらに登録や修正ができる仕組みを構築する。
また、事業所からの請求情報についても参照できるようにする。

4-3 台帳整備にかかる事務処理マニュアルの作成

国保連合会に登録する各種台帳情報の整備方法、台帳整備で発生するエラーの原因や対応方法等を記載した、市町村や都道府県向けの台帳整備にかかる事務処理マニュアルを作成する。

対応5 自治体職員等への研修

5-1 自治体・国保連合会新規担当職員等への研修

自治体・国保連合会の新規担当職員等に対し、制度の全体概要、各種台帳情報の整備方法、給付費等の請求から支払までの事務の流れ等、障害者総合支援にかかる給付事務を行う上で必要となる業務知識の習得を目的とした研修を実施する。

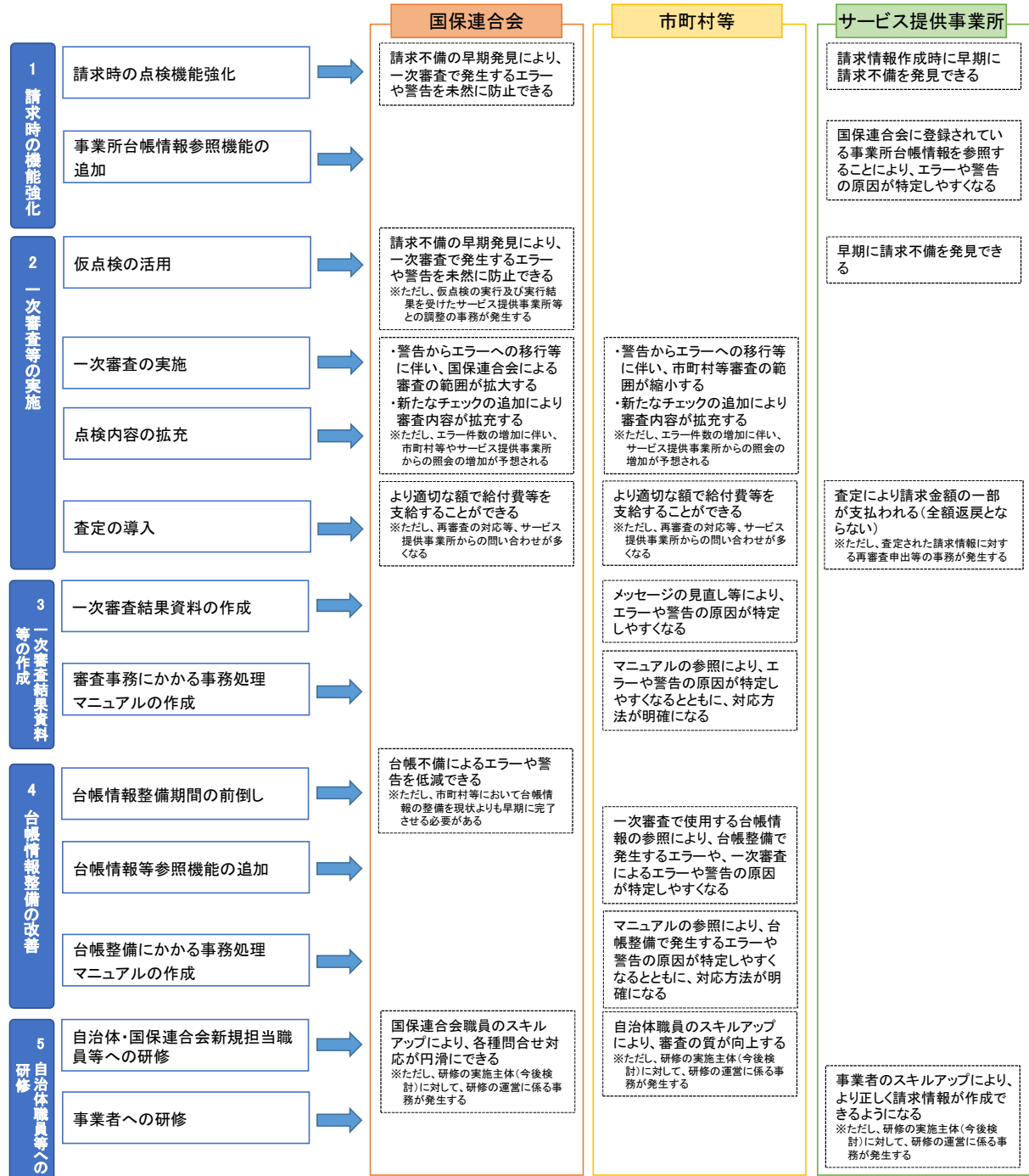
5-2 事業者への研修

制度内容や請求方法に関する事業者の理解度を向上させ、請求情報作成時のミスを減らし、一次審査での警告やエラーの発生を未然に防止するため、事業者向けの研修を実施する。（例えば、eラーニング等）

4.3 新たな審査支払事務の実施に伴う効果等

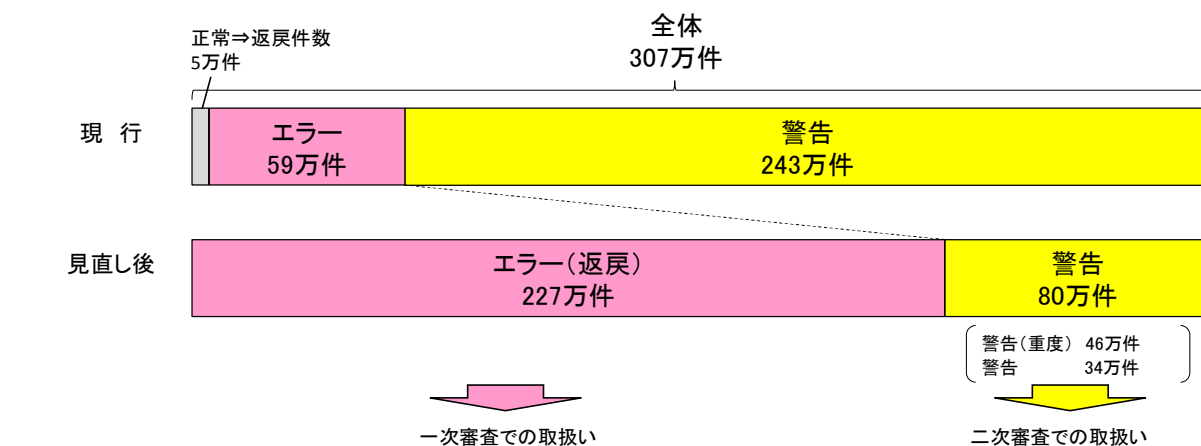
新たな審査支払事務の実施に向けた対応を行うことによる想定される効果及び影響として、以下のようなことが考えられる。

図表 4-6 新たな審査支払事務の実施に向けた対応に伴い想定される効果等



なお、警告からエラーに移行した後、国保連合会の一次審査で取扱うエラー（返戻）件数、市町村等の二次審査で取扱う警告件数は以下のとおりである。

図表 4-7 警告コードの見直し後のエラー・警告件数の推計（再掲）



※エラー・警告について、平成 27 年 4 月受付～平成 28 年 3 月受付分を基に集計

4.4 新たな審査支払事務の実施に向けた対応スケジュール策定時の留意点

新たな審査支払事務の実施に向けては、システム面、運用面への影響が大きいため、以下の点に留意し、平成30年度を起点として、段階的に行う必要があると考えられる。

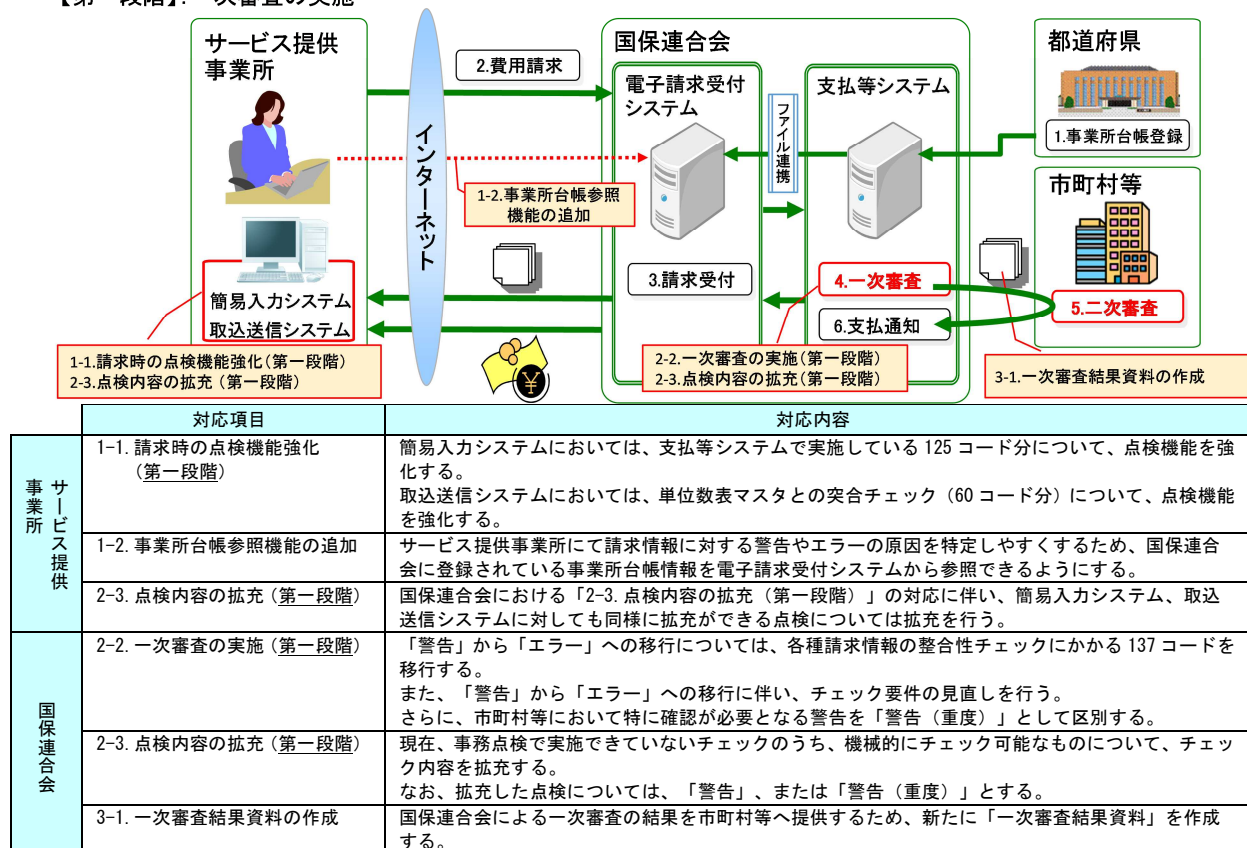
図表 4-8 新たな審査支払事務の実施に向けた対応スケジュールの考え方

No	対応項目	留意点	実施時期（予定）		
			第一段階	第二段階	第三段階
1	請求時の機能強化	請求時の点検機能強化については、国保連合会における審査開始に向け、審査開始前での実施を検討する必要がある。 また、一度に点検機能強化を実施すると、サービス提供事業所の請求事務への影響が大きくなるため、段階的に実施していく必要がある。	○	○	
2	一次審査等の実施	「警告」から「エラー」への移行については、サービス提供事業所、市町村、国保連合会等への影響が大きいため、段階的な移行を検討する必要がある。 査定の導入にあたっては、諸課題について検討する必要がある、新たな仕組みとなることから、十分な準備期間を確保する必要がある。	○ [エラーへの移行]	○ [エラーへの移行]	○ [査定の導入]
3	一次審査結果資料等の作成	一次審査結果資料については、第一段階からの実施が必要である。 審査事務にかかる事務処理マニュアルについては、一次審査の実施における第一段階に初版、第二段階に改版する必要がある。	○ [一次審査結果資料] [マニュアル初版]	○ [マニュアル改版]	
4	台帳情報整備の改善	台帳情報整備期間の前倒しについては、第一段階からの実施を検討（第一段階における実施前に、制度、運用の見直し及び周知を行う必要がある）。 台帳情報等参照機能については、機器等の増設が必要と考えられるため第三段階での実施を検討する。 台帳整備にかかる事務処理マニュアルについては、第一段階に初版作成が必要であるが、台帳整備に万全を期するため、提供の前倒しを検討する必要がある。	○ [台帳整備の前倒し] [マニュアル初版]		○ [台帳情報等参照機能] [マニュアル改版]
5	自治体職員等への研修	自治体・国保連合会新規担当職員等への研修、事業者への研修ともに第一段階からの実施を検討（ただし、国保連合会の審査開始に向け、実施の前倒しが望まれる）。	○		

新たな審査支払事務の実施に向けたシステム対応（予定）について、以下の段階的な改修が考えられる。

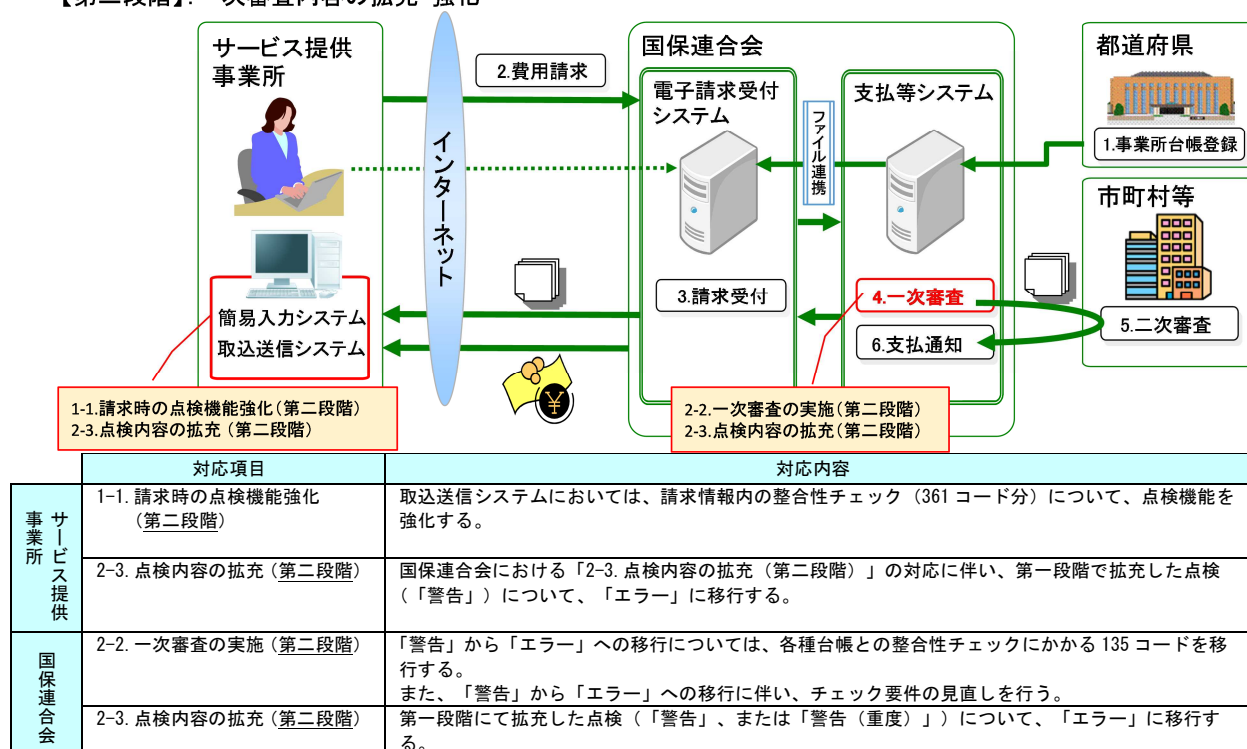
図表 4-9 障害者総合支援給付にかかる第一段階でのシステム対応（予定）

【第一段階】：一次審査の実施



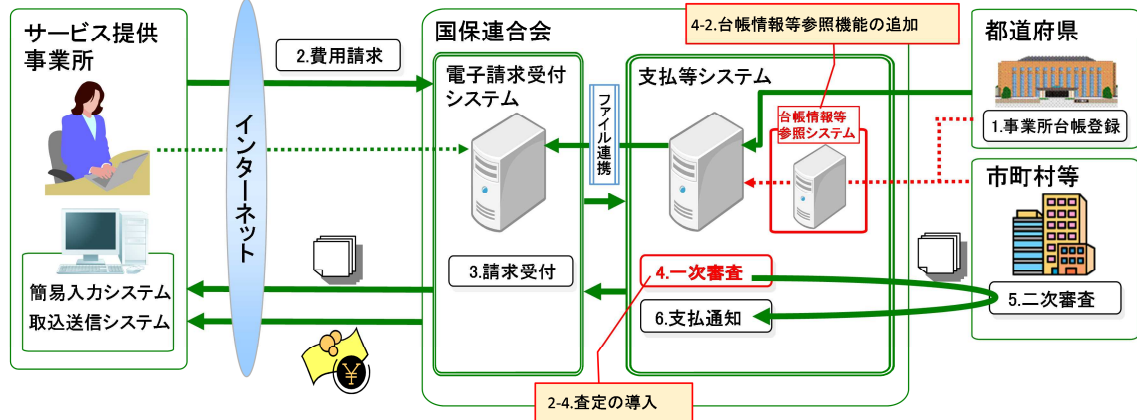
図表 4-10 障害者総合支援給付にかかる第二段階でのシステム対応（予定）

【第二段階】：一次審査内容の拡充・強化



図表 4-11 障害者総合支援給付にかかる第三段階でのシステム対応（予定）

【第三段階】：機器更改を踏まえた対応



対応項目		対応内容
国保連合会	2-4. 査定の導入	障害者総合支援においても新たに査定を導入することが考えられる。 ただし、査定を導入するにあたっては、決定支給量のあり方を明確にして、市町村等における運用の統一化を図る等の諸課題について検討する必要がある。
	4-2. 台帳情報等参照機能の追加	台帳整備で発生するエラー、または一次審査による警告やエラーへの対応を円滑に実施できるようにするため、市町村や都道府県においても、国保連合会に登録されている台帳情報を参照できるようにし、さらに登録や修正ができる仕組みを構築する。 また、事業所からの請求情報についても参照できるようにする。

4.5 新たな審査支払事務に向けた関係機関の対応

新たな審査支払事務に向けた段階的な実施において、関係機関で必要な対応は以下のよう
なことが考えられる。

図表 4-12 新たな審査支払事務の実施における段階的な移行

	第一段階に向けて	第二段階に向けて	第三段階に向けて
厚生労働省	関係機関への周知		
	各種規則・通知等の整備		
都道府県 市町村	台帳情報整備		
	事務処理マニュアルの確認		
	自治体職員向け研修受講		
	サービス提供事業所への指導・周知		
サービス提供 事業所	事業者向け研修受講		
国保連合会	市町村等との実施に向けた調整		
	国保連合会職員向け研修受講		
	サービス提供事業所への周知		
国保中央会	システム改修		

4.6 新たな審査支払事務の実施に向けた今後の主要検討課題

新たな審査支払事務の実施に向けては、以下の主要検討課題について留意し、対応を進める必要がある。

4.6.1 確実な台帳情報整備の実施

国保連合会における一次審査（機械的審査）では、事業所から提出された請求情報と都道府県・市町村から提供された事業所台帳や受給者台帳との突合を行っているが、正しい審査が行われるためには、これらの台帳情報が確実に整備されていることが不可欠である。

市町村等審査事務実態調査では、台帳情報の不備が指摘され、国保連合会の事務点検で台帳整備に苦慮している現状が明らかになった。国保連合会の一次審査の実施にあたって、都道府県・市町村におかれては、一次審査が開始されるまでの間に確実な台帳情報の整備に努める必要がある。

4.6.2 サービス提供事業所への情報提供と十分な周知

請求時の機能強化により、簡易入力システムや取込送信システムの点検機能が強化され、さらに国保連合会に登録されている自事業所の台帳情報が参照できるようになる。これらの機能が効果を発揮するためには、利用するサービス提供事業所の請求担当者がその使い方を十分理解している必要がある。事業者研修とともに、各機能のリリース時期に対応して説明会等の開催も併せて検討していくことも必要ではないかと考える。

また、国保連合会での一次審査の実施に伴い、「警告」から「エラー」への移行や点検内容の拡充が図られる。特に「警告」から「エラー」への移行にあたっては、従来は警告となっても支払が行われていれば、警告となっていること自体がサービス提供事業所では把握できていないことが多い。そこで、エラーに移行する警告については、予め該当のサービス提供事業所に予告することも有効な方策と考える。これにより、本来は誤りである請求であることを認識して、正しい請求情報を作成していくように指導していくことができる。

4.6.3 ヘルプデスクの体制強化

審査事務や台帳整備にかかる事務処理マニュアルの作成、さらに自治体職員への研修、事業者への研修を充実することによって、基本的な事項の問い合わせは減少させることができるものと考えるが、平成30年4月からは制度改正や報酬改定も予定されており、簡易入力システムや取込送信システム、国保連合会の支払等システムの機能やインタフェース、一次審査結果資料等の帳票、エラーの内容等に対して、事業者や自治体、関係するシステムベンダからの問い合わせが集中することが予想される。従来のヘルプデスクの体制に加え、問い合わせに的確に対応するために、運用が安定するまでヘルプデスクの体制を強化していくことも検討していく必要がある。

4.6.4「警告」から「エラー」への段階的な移行

国保連合会での一次審査の実施に伴い、チェック項目の見直し・追加を図ることが考えられる。これまで「警告」としていたものについて、平成30年度以降段階的に「エラー」に移行することを想定している。「警告」から「エラー」への移行に関しては、事前にサービス提供事業所等に周知を図ることとしているが、サービス提供事業所の支払に直接的に影響する問題でもあり、該当の警告コードあるいはエラーの発生状況を継続してモニタリングしながら、具体的な実施時期や移行する警告コードについては、サービス提供事業所や関係自治体等で混乱が生じないように注意深く検討していく必要がある。

4.6.5 支給量管理の統一化を前提とした査定の導入

決定支給量超過となった請求情報について、エラーへの移行に加え、査定を導入することも含め国保連合会の一次審査を議論した。本研究会においては、単一の事業所のみで査定を行う前提のため、効果が少ないのではないかといった意見や、査定の導入に伴うサービス提供事業所等の事務負担や自治体のシステム改修費の増加に対する懸念など、多くの意見が出された。

また、支給量管理の運用が市町村等によって異なることが指摘され、支給量超過を状況によって一部容認している市町村等があることなどから、支給量超過分を機械的に査定することに問題が生じる可能性があることが懸念されている。国保連合会で実施する一次審査（機械的審査）では、市町村等の支給決定や利用者の状態等の個別事情を考慮して判断することは困難であり、査定の導入にあたっては、支給量管理の在り方を明確にし、市町村等における運用の統一化を図る等の諸課題について十分に検討する必要がある。

4.6.6 国保連合会の体制強化等

国保連合会による一次審査の実施に伴い、サービス提供事業所や自治体からの照会対応等、国保連合会で取扱う事務が増えるため、国保連合会における体制強化が必要と考えられる。

また、新たな審査支払事務の実施は、数多くの関係機関のシステムに大きな影響をもたらすものである。このため、厚生労働省においては、本研究会で示された提言が実現されるよう予算の確保に努める。

4.7 新たな審査支払事務の実施に向けた具体的な検討事項

前項の主要検討課題を含め、新たな審査支払事務の実施に向けて、平成 29 年度以降、引き続き以下の事項を検討する必要がある。

図表 4-13 新たな審査支払事務の実施における段階的な移行

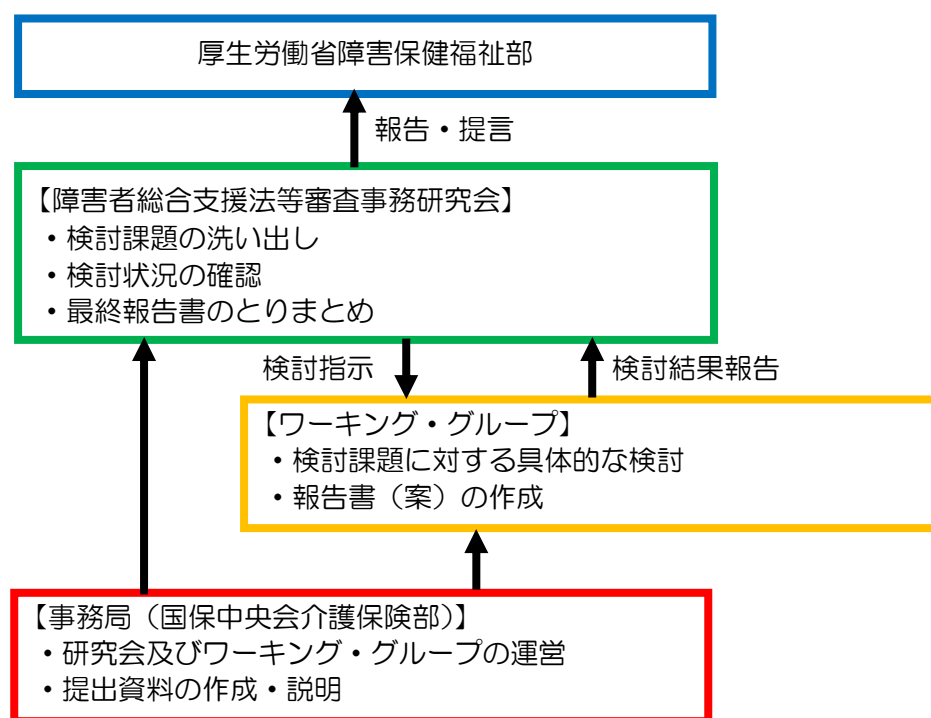
対応項目	対応内容	検討事項	内容	H30. 4 施行に向け検討
1	請求時の機能強化	請求時の点検機能強化について	サービス提供事業所が利用する簡易入力システム、取込送信システムの点検機能を強化するにあたり、具体的なチェック内容を検討する。	●
2		事業所台帳情報参照機能の内容について	サービス提供事業所向けの事業所台帳情報参照機能について、表示イメージや運用フロー等を検討する。	●
3	一次審査等の実施	一部制度の取扱いについて	制度上の取扱いの確定後に対応方針を検討することとなったチェック内容（契約情報にかかるチェック等）について、制度上の取扱い及びチェックの対応方針を検討する。	●
4		警告からエラーへの移行について	平成 30 年度の制度改正や報酬改定の影響を考慮し、警告からエラーへの移行時期や円滑な移行に向けた対策等を検討する。	●
5		点検の拡充内容について	支払等システムの点検内容の精緻化に向け、具体的なチェック内容を検討する。	●
6		支給量管理のあり方について	支給量管理の運用について、市町村等によって運用が異なる現状を踏まえ、運用の統一化に向けて、厚生労働省が中心となり、支給量管理のあり方を検討する。	
7	一次審査結果資料等の作成	一次審査結果資料の内容について	市町村等向けの一次審査結果資料について、出力項目やメッセージ内容等を検討する。	●
8		事務処理マニュアルの作成について	市町村や都道府県向けの審査事務及び台帳整備にかかる事務処理マニュアルについて、具体的な記載内容を検討し、作成する。	●
9	台帳情報整備の改善	台帳情報等参照機能の追加に向けたシステム構成について	市町村や都道府県において、国保連合会に登録されている台帳情報や請求情報を参照できる仕組みを構築するため、市町村・都道府県と国保連合会間の適切なシステム構成や業務要件等を検討する。	
10	自治体職員等への研修	自治体職員等向けの研修内容について	自治体職員やサービス提供事業所の請求担当者向けの研修について、研修の実施主体、形態（集合研修、e ラーニング等）及び研修内容等を検討する。	●

参考 1：障害者総合支援法等審査事務研究会について

(1) 審査機能追加に向けた検討体制

障害者総合支援法等における国保連合会への審査機能追加に向けては、以下の検討体制で行った。本研究会では、審査機能追加に向けた検討課題を洗い出し、具体的な検討結果を踏まえ最終報告書の取りまとめを行う。また、本研究会で挙げた検討課題に対し、より詳細な内容について検討を進めるため、ワーキング・グループを設置した。

図表 参-1-1 審査機能追加に向けた検討体制



(2) 本研究会の委員構成

本研究会の委員構成は、以下のとおり。

図表 参-1-2 研究会委員名簿

氏名	所属
(都道府県代表)	
西脇 誠一郎	東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課長
(市町村代表)	
渋谷 浩一	千葉県船橋市障害福祉課課長補佐
清水 信行	東京都奥多摩町福祉保健課長
蔵野 和男	大阪府大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課長
(国民健康保険団体連合会代表)	
門間 博幸	宮城県国民健康保険団体連合会事務局長
宮崎 重一	千葉県国民健康保険団体連合会事務局長
国枝 義一	岐阜県国民健康保険団体連合会事務局長
田中 喜男	大阪府国民健康保険団体連合会事務局長
三橋 松男	徳島県国民健康保険団体連合会事務局長
池田 哲也	福岡県国民健康保険団体連合会事務局長
(学識経験者)	
◎ 生田 正幸	関西学院大学人間福祉学部教授
金本 昭彦	保健医療福祉情報システム工業会保健福祉システム部会福祉システム委員長
(厚生労働省)	
○ 朝川 知昭	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(国民健康保険中央会)	
鎌澤 輝久	国民健康保険中央会審議役

◎座長 ○座長代理

ワーキング・グループの委員構成は、以下のとおり。

図表 参-1-3 ワーキング・グループ委員名簿

氏名	所属
(都道府県代表)	
有原 正俊	東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課統括課長代理
(市町村代表)	
篠原 謙斗	千葉県船橋市障害福祉課主事
岡部 優一	東京都奥多摩町福祉保健課福祉係長
藤田 浩一	大阪府大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課担当係長
(国民健康保険団体連合会代表)	
松園 香	新潟県国民健康保険団体連合会介護保険課介護係主任
平崎 美幸	福井県国民健康保険団体連合会業務課介護保険室主任
望月 洋之	静岡県国民健康保険団体連合会業務部介護保険課障害者総合支援係長
曾根 尚紀	大阪府国民健康保険団体連合会介護保険室介護保険課第1係総括主査
(学識経験者)	
◎ 生田 正幸	関西学院大学人間福祉学部教授
金本 昭彦	保健医療福祉情報システム工業会保健福祉システム部会福祉システム委員長
(厚生労働省)	
○ 川久保 重之	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課課長補佐
(国民健康保険中央会)	
室伏 正人	国民健康保険中央会介護保険部障害者給付課長
高野 敬司	国民健康保険中央会介護保険部障害者給付課参事
高橋 亨	国民健康保険中央会介護保険部障害者給付課課長代理

◎座長 ○座長代理

(3) 開催経緯

平成 28 年 5 月から 12 月にかけて、研究会及びワーキング・グループ（WG）を開催した。会議開催経緯を、以下に示す。

図表 参-1-4 障害者総合支援法等審査事務研究会開催経緯

会議名	開催時期	議 題
【第 1 回】 勉強会 (勉強会・WG 合同会議)	5 月 26 日(木)	(1)障害者総合支援法及び児童福祉法の改正法案について (2)障害福祉サービス等における給付費等の審査事務の現状と課題 (3)今後の進め方
【第 2 回】 第二回ワーキング	7 月 13 日(水)	(1)審査機能強化に向けた論点整理 (2)国保連合会における事務点検について (3)市町村等審査事務実態調査について
【第 3 回】 第三回ワーキング	9 月 15 日(木)	(1)事業所の請求事務について (2)点検内容の精緻化について (3)市町村等の審査事務について (4)各種台帳情報の整備について (5)審査機能追加に向けた中間整理（案）
【第 4 回】 第二回研究会	10 月 27 日(木)	(1)市町村等審査事務実態調査報告 (2)国保連合会における審査機能追加に向けた中間整理（案）
【第 5 回】 第四回ワーキング	11 月 11 日(金)	(1)審査機能追加に向けた検討状況について (2)請求時の点検機能強化について (3)国保連合会と市町村等の審査の基準（役割分担）について (4)査定の導入について (5)一次審査結果資料の作成について (6)事務処理マニュアルの作成について (7)台帳情報整備期間の前倒しについて
【第 6 回】 第三回研究会 (研究会・WG 合同会議)	12 月 15 日(木)	(1)障害者総合支援法等審査事務研究会報告書（案）について (2)新たな審査支払事務の実施に向けた検討事項の整理について

参考 2：一次審査の実施に向けた警告コードに対する対応方針

国保連合会における一次審査の実施に向けた警告コードに対する対応方針について整理すると、図表 参-2-1 のとおりとなる。

なお、平成 27 年度の実績として 1 件以上発生している警告コード（302 コード）の内、平成 28 年 10 月サービス提供分の請求に対して、点検を実施している警告コード（293 コード）を対象にしている。

なお、本対応方針及びエラーへの移行時期は現時点での整理であり、今後、平成 30 年 4 月の制度改正や報酬改定に向けた検討において、各報酬の算定要件等に変更が生じた場合、見直しが必要である。

図表 参-2-1 一次審査の実施に向けた警告コードに対する対応方針

No	チェック分類	警告コード	警告内容	発生 順位	発生件数	返戻率	対応方針		エラーへの 移行時期	備考
							チェック要件 の見直し	対応後の判定レベル		
1 A:	帳票の存在チェック	PP20	※支給量・明細書に該当する上限額管理結果票が届いていません	1	173,554	25%	有	エラーまたは警告(重度)	第二段階	
2 A:	帳票の存在チェック	PP15	※支給量・明細書のサービスに該当する実績記録票がありません	9	62,998	9.7%	有	エラーまたは警告(重度)	第一段階	
3 A:	帳票の存在チェック	EE26	※受付・請求サービスコードに対する契約情報が存在しません	32	24,513	18.9%	－	警告	－	※
4 A:	帳票の存在チェック	PP70	※支給量・明細書のサービスに該当する様式18-1がありません	100	2,514	8.8%	有	エラーまたは警告(重度)	第一段階	
5 A:	帳票の存在チェック	EE31	※受付・明細情報に一致するサービス種類が日数情報に存在なし	231	53	100.0%	－	エラー	第一段階	
6 A:	帳票の存在チェック	PP71	※支給量・明細書のサービスに該当する様式18-2がありません	241	41	26.8%	有	エラーまたは警告(重度)	第一段階	
7 A:	帳票の存在チェック	PP68	※支給量・共同生活援助の様式18-1がありません	263	14	21.4%	－	エラー	第一段階	
8 B:	決定支給量のチェック	EG28	※資格・契約支給量が決定支給量を超えています	2	135,927	3.4%	有	警告	－	※
9 B:	決定支給量のチェック	EG38	※資格・サービス実績量が決定支給量を超えています	5	90,490	5.5%	有	エラー	第二段階	
10 B:	決定支給量のチェック	EN09	※資格・請求明細書のサービス提供量が契約支給量を超えています	6	79,910	5.8%	－	警告	－	※
11 B:	決定支給量のチェック	PP40	※支給量・サービス提供量が契約支給量を超えています	15	44,837	3.3%	有	警告	－	※
12 B:	決定支給量のチェック	PP04	※支給量・サービス提供量、契約支給量の合計が決定支給量を超過	27	26,966	17.5%	有	エラー	第二段階	※
13 B:	決定支給量のチェック	EG27	※資格・サービス提供量が決定支給量を超えています	34	21,829	15.9%	有	エラー	第二段階	
14 B:	決定支給量のチェック	EL08	※資格・利用日数が支給決定された日数を超えています	73	5,969	12.1%	有	エラー	第二段階	
15 B:	決定支給量のチェック	PP05	※支給量・サービス量の契約量超過、総サービス量決定支給量超過	89	3,675	25.9%	－	エラー	第二段階	※
16 B:	決定支給量のチェック	PP06	※支給量・サービス量は契約量以内、総サービス量決定支給量超過	92	3,229	19.4%	－	エラー	第二段階	※
17 B:	決定支給量のチェック	EG68	※資格・サービス提供量の合計が決定支給量を超えています	162	445	9.2%	有	エラー	第二段階	
18 B:	決定支給量のチェック	PP72	※支給量・支給決定期間中の算定可能回数を超えています	296	2	50.0%	－	エラー	第二段階	
19 C:	サービス提供量等のチェック	EG40	※資格・算定時間数が1回当たりの最大提供量を超えています	8	64,505	4.4%	－	エラー	第二段階	
20 C:	サービス提供量等のチェック	EG60	※資格・サービス提供日数が原則の日数を超えています	29	26,543	4.7%	有	エラー	第二段階	
21 C:	サービス提供量等のチェック	PP03	※支給量・合計算定時間数が実績記録票と明細書で不一致	58	8,404	27.3%	－	エラー	第一段階	
22 C:	サービス提供量等のチェック	EG62	※資格・サービス提供日数が当該月の日数を超えています	68	6,564	6.7%	－	エラー	第二段階	
23 C:	サービス提供量等のチェック	PP61	※支給量・授業の終了後に行う場合の回数が実績記録票と明細で不一致	98	2,619	20.7%	－	エラー	第一段階	
24 C:	サービス提供量等のチェック	EL14	※受付・入院日数が実日数を超えています	109	1,910	6.2%	－	エラー	第二段階	
25 C:	サービス提供量等のチェック	PP62	※支給量・休業日に行う場合の回数が実績記録票と明細で不一致	110	1,898	16.6%	－	エラー	第一段階	
26 C:	サービス提供量等のチェック	PP14	※支給量・利用日数が原則日数の総和を超過しています	119	1,383	3.0%	－	エラー	第二段階	
27 C:	サービス提供量等のチェック	EE34	※受付・利用日数管理票・原則日数総和が各月原則日数の合計超過	123	1,240	1.6%	－	エラー	第二段階	
28 C:	サービス提供量等のチェック	EG16	※資格・本体と加算の回数合計が当該月の日数を超えています	127	1,138	8.5%	－	エラー	第二段階	
29 C:	サービス提供量等のチェック	EL29	※受付・日数情報の利用日数がサービス利用日数を超えています	130	1,119	11.3%	－	エラー	第一段階	
30 C:	サービス提供量等のチェック	PP10	※支給量・合計算定日数(日)が実績記録票と明細書で不一致	141	819	33.8%	－	エラー	第一段階	
31 C:	サービス提供量等のチェック	EG21	※資格・本体と加算の回数合計が当該月の日数-2日を超過	149	635	12.9%	－	エラー	第二段階	
32 C:	サービス提供量等のチェック	EL12	※受付・日数合計が当該月の日数を超えています	153	590	9.8%	－	エラー	第一段階	
33 C:	サービス提供量等のチェック	EL15	※受付・外泊日数が実日数を超えています	177	246	10.6%	－	エラー	第一段階	
34 C:	サービス提供量等のチェック	EG65	※資格・サービス提供日数が当該月の日数を超えています	180	199	8.5%	－	エラー	第二段階	
35 C:	サービス提供量等のチェック	PP59	※支給量・合計算定日数(日)が正しく設定されていません	184	196	10.2%	－	エラー	第一段階	

No	チェック分類	警告 コード	警告内容	発生 順位	発生件数	返戻率	対応方針		エラーへの 移行時期	備考
							チェック要件 の見直し	対応後の判定レベル		
36	C: サービス提供量等のチェック	PT80	※受付: 欠席時対応加算が算定可能回数を超えています	185	194	45.9%	—	エラー	第一段階	
37	C: サービス提供量等のチェック	PP30	※支給量: 通所型(回数)が実績記録票と明細書で不一致	202	119	32.8%	—	エラー	第一段階	
38	C: サービス提供量等のチェック	EL11	※受付: 利用日数が実日数を超えています	215	70	100%	—	エラー	第一段階	
39	C: サービス提供量等のチェック	PP36	※支給量: 重度包括支援の単位数が実績記録票と明細書で不一致	239	43	0.0%	—	エラー	第一段階	
40	C: サービス提供量等のチェック	PS90	※受付: 家庭連携加算が算定可能回数を超えています	245	38	97.4%	—	エラー	第一段階	
41	C: サービス提供量等のチェック	PS88	※受付: 帰宅時支援加算が算定可能回数を超えています	251	28	67.9%	—	エラー	第一段階	
42	C: サービス提供量等のチェック	PT26	※受付: 入院時支援特別加算が算定可能回数を超えています	253	22	86.4%	—	エラー	第一段階	
43	C: サービス提供量等のチェック	EL10	※受付: 当月の利用日数が当該月の日数を超えています	254	20	90.0%	—	エラー	第一段階	
44	C: サービス提供量等のチェック	PP48	※支給量: 合計算定回数計が実績記録票と明細書で不一致	262	14	42.9%	—	エラー	第一段階	
45	C: サービス提供量等のチェック	PA33	※受付: 移動介護加算の算定可能回数を超えています	281	4	0.0%	—	エラー	第一段階	
46	C: サービス提供量等のチェック	PT27	※受付: 訪問支援特別加算が算定可能回数を超えています	286	4	100.0%	—	エラー	第一段階	
47	C: サービス提供量等のチェック	EL23	※受付: 入院日数が当該月の日数を超えています	287	3	33.3%	—	エラー	第一段階	
48	C: サービス提供量等のチェック	EL24	※受付: 外泊日数が当該月の日数を超えています	298	1	0.0%	—	エラー	第一段階	
49	C: サービス提供量等のチェック	PU04	※受付: 体験利用加算が算定可能回数を超えています	305	1	100.0%	—	エラー	第一段階	
50	C: サービス提供量等のチェック	PU05	※受付: 体験宿泊加算が算定可能回数を超えています	306	1	100.0%	—	エラー	第一段階	
51	D: 事業所台帳等との整合性チェック	PB16	※受付: 地方公共団体、国立施設は送迎加算を算定できません	3	131,300	2.3%	有	エラー	第二段階	
52	D: 事業所台帳等との整合性チェック	PB22	※受付: 処遇改善加算のキャリアパスの算定区分が一致しません	4	99,406	12.0%	—	エラー	第二段階	
53	D: 事業所台帳等との整合性チェック	PA31	※受付: 定員区分の算定要件を満たしていません	7	73,623	8.3%	有	エラーまたは警告(重度)	第二段階	
54	D: 事業所台帳等との整合性チェック	PB21	※受付: 処遇改善加算の加算率が不正です	10	60,159	6.4%	—	エラー	第二段階	
55	D: 事業所台帳等との整合性チェック	PB19	※受付: 地方公共団体、国立施設は送迎加算(重度)を算定できません	12	50,348	3.6%	有	エラー	第二段階	
56	D: 事業所台帳等との整合性チェック	PB28	※受付: 福祉専門職員配置等加算の算定要件が一致しません	13	50,122	12.3%	—	エラー	第二段階	
57	D: 事業所台帳等との整合性チェック	PA12	※受付: 地方公共団体が設置する指定事業所ではありません	14	45,362	1.4%	有	エラー	第二段階	
58	D: 事業所台帳等との整合性チェック	PJ70	※受付: 指導員加配加算の算定要件が一致しません	18	39,446	9.7%	—	エラー	第二段階	
59	D: 事業所台帳等との整合性チェック	PJ47	※受付: 指導員加配加算の算定要件を満たしていません	19	38,251	8.4%	有	エラーまたは警告(重度)	第二段階	
60	D: 事業所台帳等との整合性チェック	PA69	※受付: 人員配置体制加算の算定要件を満たしていません	21	34,351	4.2%	有	エラーまたは警告(重度)	第二段階	※
61	D: 事業所台帳等との整合性チェック	PB53	※受付: 開所時間減算の請求でありません	22	33,155	1.8%	有	エラーまたは警告(重度)	第二段階	
62	D: 事業所台帳等との整合性チェック	PJ45	※受付: 児童発達支援管理責任者専任加算の要件を満たしていません	23	31,092	3.9%	—	エラー	第二段階	
63	D: 事業所台帳等との整合性チェック	PB46	※受付: 台帳の夜間支援専任加算対象利用者数と不一致の請求です	25	28,499	6.1%	有	エラーまたは警告(重度)	第二段階	
64	D: 事業所台帳等との整合性チェック	PJ01	※受付: 定員区分の算定要件を満たしていません	26	27,644	3.8%	有	エラーまたは警告(重度)	第二段階	
65	D: 事業所台帳等との整合性チェック	PJ61	※受付: 処遇改善加算のキャリアパスの算定区分が一致しません	31	24,914	10.6%	—	エラー	第二段階	※
66	D: 事業所台帳等との整合性チェック	PJ72	※受付: 開所時間減算の請求でありません	35	21,547	4.6%	有	エラーまたは警告(重度)	第二段階	
67	D: 事業所台帳等との整合性チェック	PJ62	※受付: 福祉専門職員配置等加算の算定要件が一致しません	39	17,700	11.4%	—	エラー	第二段階	
68	D: 事業所台帳等との整合性チェック	PB48	※受付: 送迎加算の算定要件が一致しません	41	16,572	7.8%	有	エラー	第二段階	
69	D: 事業所台帳等との整合性チェック	PA02	※受付: 人員配置区分の算定要件を満たしていません	42	16,008	11.6%	有	エラーまたは警告(重度)	第二段階	
70	D: 事業所台帳等との整合性チェック	PJ71	※受付: 有資格者配置されている事業所ではありません	46	14,801	11.1%	—	エラー	第二段階	

No	チェック分類	警告コード	警告内容	発生順位	発生件数	返戻率	対応方針		エラーへの移行時期	備考
							チェック要件の見直し	対応後の判定しべル		
71	D:事業所台帳等との整合性チェック	EE19	※受付: 利用日数特例の対象期間が事業所台帳と一致しません	54	11,262	2.3%	—	エラー	第二段階	
72	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB07	※受付: 処遇改善加算の算定要件を満たしていません	57	8,794	14.9%	—	エラー	第二段階	
73	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB60	※受付: 常勤看護職員等配置加算の算定要件を満たしていません	60	8,133	5.2%	—	エラー	第二段階	
74	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB03	※受付: 栄養士配置による減算区分と一致していません	70	6,212	100%	—	エラー	第二段階	
75	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ73	※受付: 閉所時間による減算区分と一致していません	79	4,573	4.8%	有	エラーまたは警告(重度)	第二段階	※
76	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ04	※受付: 定員超過による減算の請求でありません	82	4,327	5.3%	—	エラー	第二段階	
77	D:事業所台帳等との整合性チェック	PS98	※受付: 処遇改善加算の対象外の事業所です	83	4,199	7.6%	—	エラー	第二段階	
78	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ56	※受付: 処遇改善加算の算定要件を満たしていません	85	3,903	13.6%	—	エラー	第二段階	
79	D:事業所台帳等との整合性チェック	PA80	※受付: 栄養士配置加算基準の算定要件を満たしていません	88	3,681	10.1%	有	エラーまたは警告(重度)	第二段階	
80	D:事業所台帳等との整合性チェック	PA24	※受付: 大規模住居等減算の請求でありません	91	3,376	6.3%	—	エラー	第二段階	
81	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ03	※受付: 地方公共団体が設置する指定事業所ではありません	93	3,088	0.5%	—	エラー	第二段階	
82	D:事業所台帳等との整合性チェック	PA03	※受付: 送迎加算の算定要件を満たしていません	94	2,896	9.4%	—	エラー	第二段階	
83	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB54	※受付: 閉所時間による減算区分と一致していません	101	2,460	2.7%	有	エラーまたは警告(重度)	第二段階	※
84	D:事業所台帳等との整合性チェック	EE28	※受付: 利用日数に係る特例の届出がありません	103	2,192	5.7%	—	エラー	第二段階	
85	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB36	※受付: 配置医減算の請求でありません	105	2,057	11.6%	—	エラー	第二段階	
86	D:事業所台帳等との整合性チェック	PA28	※受付: 入院・外泊時加算の算定要件を満たしていません	108	1,952	1.0%	—	エラー	第二段階	
87	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB05	※受付: 送迎加算(重度)の算定要件を満たしていません	111	1,832	8.0%	—	エラー	第二段階	
88	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB23	※受付: 処遇改善特別加算の加算率が不正です	114	1,733	9.1%	—	エラー	第二段階	
89	D:事業所台帳等との整合性チェック	PA87	※受付: 夜勤職員配置体制加算の算定要件を満たしていません	115	1,668	1.1%	有	エラーまたは警告(重度)	第二段階	
90	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB08	※受付: 処遇改善特別加算の算定要件を満たしていません	116	1,503	15.6%	—	エラー	第二段階	
91	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ36	※受付: 栄養士配置定員区分の算定要件を満たしていません	118	1,421	2.7%	有	エラーまたは警告(重度)	第二段階	
92	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB50	※受付: 就労定着支援体制加算12月未満の算定要件を満たしてません	120	1,378	10.1%	—	エラー	第二段階	
93	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB41	※受付: 夜間支援等体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たしていません	121	1,364	13.8%	—	エラー	第二段階	
94	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ55	※受付: 特別支援加算の算定要件を満たしていません	122	1,289	14.0%	—	エラー	第二段階	
95	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB17	※受付: 医療連携体制加算の算定要件を満たしていません	124	1,218	2.0%	—	エラー	第二段階	
96	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ51	※受付: 延長支援加算の算定要件を満たしていません	125	1,207	26.1%	—	エラー	第二段階	
97	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB42	※受付: 夜間支援等体制加算(Ⅲ)の算定要件を満たしていません	128	1,135	7.9%	—	エラー	第二段階	
98	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB56	※受付: 就労移行・定着実績がない場合の区分と一致していません	132	1,046	16.2%	—	エラー	第二段階	
99	D:事業所台帳等との整合性チェック	PA99	※受付: 重度障害児支援加算の算定要件を満たしていません	133	1,029	9.9%	—	エラー	第二段階	
100	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB51	※受付: 就労定着支援体制加算24月未満の算定要件を満たしてません	134	1,006	8.8%	—	エラー	第二段階	
101	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ49	※受付: 指導員等欠員の請求ではありません	136	965	19.0%	—	エラー	第二段階	
102	D:事業所台帳等との整合性チェック	PA82	※受付: 栄養マネジメント加算の算定要件を満たしていません	140	819	2.1%	—	エラー	第二段階	
103	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB40	※受付: 夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定要件を満たしていません	144	748	10.7%	—	エラー	第二段階	
104	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB52	※受付: 就労定着支援体制加算36月未満の算定要件を満たしてません	146	702	15.0%	—	エラー	第二段階	
105	D:事業所台帳等との整合性チェック	PA26	※受付: 定員超過による減算の請求でありません	147	692	10.8%	—	エラー	第二段階	

No	チェック分類	警告コード	警告内容	発生順位	発件数	返戻率	対応方針		エラーへの移行時期	備考
							チェック要件の見直し	対応後の判定レベル		
106	D:事業所台帳等との整合性チェック	PA30	※受付:生活訓練利用期間に応じた請求でありませ	150	629	6.5%	—	エラー	第一段階	
107	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB02	※受付:看護職員配置加算の算定要件を満たしていません	151	621	16.7%	—	エラー	第二段階	
108	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ50	※受付:重度障害児支援加算の算定要件を満たしていません	160	467	4.3%	—	エラー	第二段階	
109	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ57	※受付:処遇改善特別加算の算定要件を満たしていません	165	377	32.4%	—	エラー	第二段階	
110	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB06	※受付:緊急短期入所体制確保加算の算定要件を満たしていません	171	295	31.2%	—	エラー	第二段階	
111	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ35	※受付:栄養士配置加算基準の算定要件を満たしていません	173	282	5.3%	—	エラー	第二段階	
112	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ16	※受付:移行準備支援体制加算(Ⅰ)対象外の事業所です	174	270	28.5%	—	エラー	第二段階	
113	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ76	※受付:専門訪問支援体制がある事業所ではありません	176	248	10.9%	—	エラー	第二段階	
114	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB30	※受付:移行準備支援体制加算(Ⅰ)の算定要件を満たしていません	178	242	16.5%	—	エラー	第二段階	
115	D:事業所台帳等との整合性チェック	EE38	※受付:A型事業者減免額が事業所台帳の登録値と一致しません	183	196	2.0%	—	エラー	第二段階	
116	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB55	※受付:重度障害者支援加算(強度行動)算定要件を満たしていません	187	181	43.1%	—	エラー	第二段階	
117	D:事業所台帳等との整合性チェック	PA94	※受付:児童発達支援管理責任者専任加算の要件を満たしていません	188	177	5.6%	有	エラーまたは警告(重度)	第二段階	
118	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB29	※受付:延長支援加算の算定要件を満たしていません	189	171	27.5%	—	エラー	第二段階	
119	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB12	※受付:喀痰吸引等支援体制加算の算定要件を満たしていません	199	169	18.9%	—	エラー	第二段階	
120	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB04	※受付:処遇改善実績がない場合の区分と一致していません	196	139	1.4%	—	エラー	第二段階	
121	D:事業所台帳等との整合性チェック	PA01	※受付:施設等の区分の算定要件を満たしていません	198	130	15.4%	—	エラー	第二段階	
122	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ74	※受付:保育職員加配加算の算定要件を満たしていません	200	127	28.3%	—	エラー	第二段階	
123	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ42	※受付:人工内耳装用児支援加算の算定要件を満たしていません	214	71	69.0%	有	エラーまたは警告(重度)	第二段階	
124	D:事業所台帳等との整合性チェック	EE43	※受付:事業所台帳に該当の日中支援事業所番号が存在しません	216	69	85.5%	—	エラー	第二段階	
125	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ37	※受付:栄養マネジメント加算の算定要件を満たしていません	217	68	4.4%	—	エラー	第二段階	
126	D:事業所台帳等との整合性チェック	PA97	※受付:心理担当職員配置加算の算定要件を満たしていません	219	65	4.6%	有	エラーまたは警告(重度)	第二段階	
127	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ40	※受付:心理改善加算の算定要件を満たしていません	220	63	19.0%	—	エラー	第二段階	
128	D:事業所台帳等との整合性チェック	PA96	※受付:看護師配置加算の算定要件を満たしていません	227	57	3.5%	—	エラー	第二段階	
129	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB61	※受付:緊急短期入所受入加算について開始年月以外の請求です	232	53	20.8%	—	エラー	第一段階	
130	D:事業所台帳等との整合性チェック	PA95	※受付:職業指導員加算の算定要件を満たしていません	234	49	6.1%	—	エラー	第二段階	
131	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB59	※受付:重度障害児支援加算(強度行動)算定要件を満たしていません	236	46	37.0%	—	エラー	第二段階	
132	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ43	※受付:看護師配置加算の算定要件を満たしていません	237	46	73.9%	—	エラー	第二段階	
133	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB18	※受付:重度障害者支援加算算定要件を満たしていません	247	32	0.0%	—	エラー	第二段階	
134	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB37	※受付:処遇改善加算の主たる事業所施設区分が一致しません	248	32	3.1%	—	エラー	第二段階	
135	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ41	※受付:職業指導員加算の算定要件を満たしていません	252	23	13.0%	—	エラー	第二段階	
136	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ18	※受付:夜間支援体制加算(Ⅱ)対象外の事業所です	270	11	0.0%	—	エラー	第二段階	
137	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ05	※受付:入院・外泊時加算の算定要件を満たしていません	275	6	83.3%	—	エラー	第二段階	
138	D:事業所台帳等との整合性チェック	PJ77	※受付:重度障害児支援加算(強度行動)算定要件を満たしていません	284	4	25.0%	—	エラー	第二段階	
139	D:事業所台帳等との整合性チェック	EF19	※受付:事業所台帳・サービス情報に指定有効期間が未登録です	293	2	100.0%	有	警告(重度)	—	
140	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB01	※受付:小規模グループケア加算の算定要件を満たしていません	301	1	0.0%	—	エラー	第二段階	

No	チェック分類	警告コード	警告内容	発生順位	発件数	返戻率	対応方針 チェック要件の見直し	エラーへの移行時期	備考
141	D:事業所台帳等との整合性チェック	PB13	※受付:緊急短期入所受入加算の算定要件を満たしていません	302	1	0.0%	エラー	第二段階	
142	E:受給者の要件チェック	EG61	※資格:該当サービスが支給決定有効期間外の契約です	16	43,912	3.6%	警告	—	※
143	E:受給者の要件チェック	EG50	※資格:明細情報の日付が決定支給期間外です	33	21,879	8.7%	エラー	第二段階	
144	E:受給者の要件チェック	PB35	※資格:受給者の障害支援区分が算定要件を満たしていません	36	21,211	28.1%	エラーまたは警告(重度)	第二段階	
145	E:受給者の要件チェック	EG87	※資格:受給者台帳記載の障害支援区分と一致しません	40	16,589	10.6%	エラー	第二段階	
146	E:受給者の要件チェック	EG63	※資格:契約内容に該当する支給決定が存在しません	44	15,353	2.0%	警告	—	※
147	E:受給者の要件チェック	EG22	※資格:サービス終了年月日が決定支給期間より以降です	76	5,061	36.5%	エラー	第二段階	
148	E:受給者の要件チェック	EG96	※資格:初回加算が決定支給期間の開始年月以外で算定されています	95	2,826	12.3%	エラー	第二段階	
149	E:受給者の要件チェック	PJ24	※資格:受給者の食事提供加算の算定要件を満たしていません	113	1,762	19.5%	エラー	第二段階	
150	E:受給者の要件チェック	PA56	※資格:受給者の旧法障害程度区分が算定要件を満たしていません	139	837	28.9%	エラー	第二段階	
151	E:受給者の要件チェック	EG24	※資格:受給者台帳記載の障害程度区分と一致しません	172	288	7.3%	エラー	第二段階	
152	E:受給者の要件チェック	PB44	※資格:受給者が高齢又は重度の障害者ではありません	191	157	34.4%	エラー	第一段階	
153	E:受給者の要件チェック	PJ44	※資格:障害児施設区分の算定要件を満たしていません	203	117	27.4%	エラー	第二段階	
154	F:同一日の複数加算算定時の制約チェック	PT79	※受付:食事提供加算の算定が不正です	11	50,720	4.1%	エラーまたは警告(重度)	第二段階	※
155	F:同一日の複数加算算定時の制約チェック	PU13	※受付:移行準備支援体制加算の算定が不正です	24	30,333	2.0%	エラーまたは警告(重度)	第一段階	※
156	F:同一日の複数加算算定時の制約チェック	PT44	※受付:施設外支援の算定が不正です	38	19,155	6.7%	エラーまたは警告(重度)	第一段階	※
157	F:同一日の複数加算算定時の制約チェック	PT33	※受付:入院・外泊時加算とサービス提供状況の関係が不正です	96	2,803	8.7%	エラー	第一段階	
158	F:同一日の複数加算算定時の制約チェック	PT46	※受付:食事提供加算とサービス提供状況の関係が不正です	166	362	9.1%	エラーまたは警告(重度)	第二段階	※
159	F:同一日の複数加算算定時の制約チェック	PT38	※受付:入院時支援特別加算なのにサービス提供状況が入院でない	179	205	15.1%	エラー	第一段階	
160	F:同一日の複数加算算定時の制約チェック	PS85	※受付:入院または外泊時に地域移行加算が設定されています	193	143	16.1%	警告(重度)	—	
161	F:同一日の複数加算算定時の制約チェック	PU35	※受付:入院または外泊時に自立生活支援加算が設定されています	229	55	27.3%	警告(重度)	—	
162	F:同一日の複数加算算定時の制約チェック	EF21	※受付:集中支援加算と退院・退所月加算は併給できません	246	32	40.6%	エラー	第二段階	
163	F:同一日の複数加算算定時の制約チェック	PT39	※受付:自活訓練加算とサービス提供の状況の関係が不正です	257	19	15.8%	警告(重度)	—	
164	F:同一日の複数加算算定時の制約チェック	PU09	※受付:送迎加算 復設定時に提供形態が「通所型」ではありません	265	13	46.2%	エラー	第一段階	
165	F:同一日の複数加算算定時の制約チェック	PU08	※受付:送迎加算 往設定時に提供形態が「通所型」ではありません	267	12	33.3%	エラー	第一段階	
166	G:利用者負担上限月額等の整合性チェック	PP09	※支給量:総費用額が上限額管理結果と明細書で不一致	17	42,809	4.8%	警告(重度)	—	
167	G:利用者負担上限月額等の整合性チェック	EJ98	※受付:管理結果額が上限月額①より少なく設定されています	20	36,394	6.3%	エラー	第一段階	
168	G:利用者負担上限月額等の整合性チェック	EG37	※資格:障害児支援受給者台帳の利用者負担上限月額と不一致	30	25,226	17.8%	エラー	第二段階	
169	G:利用者負担上限月額等の整合性チェック	EG26	※資格:受給者台帳記載の利用者負担上限月額と一致しません	37	20,618	41.0%	警告(重度)	—	
170	G:利用者負担上限月額等の整合性チェック	PP01	※支給量:上限額管理結果が上限額管理結果と明細書で不一致	49	12,573	9.6%	エラーまたは警告(重度)	第二段階	
171	G:利用者負担上限月額等の整合性チェック	EG29	※資格:上限額管理対象外受給者の上限額管理結果に値があります	52	11,336	98.2%	エラーまたは警告(重度)	第二段階	
172	G:利用者負担上限月額等の整合性チェック	PP12	※支給量:管理結果利用者負担が管理結果と明細書で不一致	53	11,289	12.3%	エラーまたは警告(重度)	第一段階	
173	G:利用者負担上限月額等の整合性チェック	EN02	※資格:上限額管理が無がなしで管理結果額に値があります	61	7,926	99.4%	エラーまたは警告(重度)	第二段階	
174	G:利用者負担上限月額等の整合性チェック	PP02	※支給量:利用者負担額が上限額管理結果と明細書で不一致	64	7,280	2.3%	エラーまたは警告(重度)	第一段階	
175	G:利用者負担上限月額等の整合性チェック	PJ25	※資格:利用者負担上限額管理加算の算定要件を満たしていません	74	5,758	75.1%	エラー	第二段階	

No	チェック分類	警告コード	警告内容	発生順位	発生件数	返戻率	対応方針		エラーへの移行時期	備考
							チェック要件の見直し	対応後の判定レベル		
176	G:利用者負担上限月額等の整合性チェック	PA40	※資格:利用者上限月額管理加算の算定要件を満たしていません	102	2,323	49.5%	有	エラー	第二段階	
177	G:利用者負担上限月額等の整合性チェック	EJ28	※受付:上限額管理事業所の項番が1になっていません	131	1,068	0.0%	有	エラー	第一段階	
178	H:その他帳票内の整合性チェック	PS30	※受付:算定時間数の計算値が不正です	28	26,679	9.7%	有	エラーまたは警告(重度)	第一段階	
179	H:その他帳票内の整合性チェック	EL04	※受付:サービス終了年月日とサービス提供年月の関係が不正です	43	15,889	5.7%	有	エラー	第一段階	
180	H:その他帳票内の整合性チェック	EL07	※受付:開始年月日と終了年月日の関係に誤りがあります	45	15,034	4.0%	有	エラー	第一段階	
181	H:その他帳票内の整合性チェック	PS87	※受付:入院または外泊時に光熱水費の単価が提供されています	48	12,898	3.8%	有	警告(重度)	—	
182	H:その他帳票内の整合性チェック	PS86	※受付:入院または外泊時に夕食が提供されています	65	7,079	3.4%	有	警告(重度)	—	
183	H:その他帳票内の整合性チェック	PT53	※受付:入院または外泊時に朝食が提供されています	66	7,070	3.2%	有	警告(重度)	—	
184	H:その他帳票内の整合性チェック	PT54	※受付:入院または外泊時に昼食が提供されています	67	7,005	3.2%	有	警告(重度)	—	
185	H:その他帳票内の整合性チェック	EL09	※受付:モニタリング日の年月がサービス提供年月と一致しません	78	4,689	31.1%	有	エラー	第一段階	
186	H:その他帳票内の整合性チェック	EL06	※受付:契約終了年月日とサービス提供年月より以前です	80	4,442	5.2%	有	エラー	第一段階	
187	H:その他帳票内の整合性チェック	EL03	※受付:サービス開始年月日とサービス提供年月より以降です	87	3,777	11.4%	有	エラー	第一段階	
188	H:その他帳票内の整合性チェック	EL57	※受付:明細の日付が利用開始日より前日付です	99	2,560	8.5%	有	エラー	第一段階	
189	H:その他帳票内の整合性チェック	PS39	※受付:食費の単価が正しく設定されていません	104	2,103	14.5%	有	エラー	第一段階	
190	H:その他帳票内の整合性チェック	EL05	※受付:契約開始年月日とサービス提供年月より以降です	112	1,771	17.2%	有	エラー	第一段階	
191	H:その他帳票内の整合性チェック	EL19	※受付:利用日数特別の期間が3ヶ月以上1年以内ではありません	135	1,005	4.2%	有	エラー	第一段階	
192	H:その他帳票内の整合性チェック	EE35	※受付:モニタリング日が記載されていません	137	919	44.1%	有	エラー	第一段階	
193	H:その他帳票内の整合性チェック	PS84	※受付:初期加算・当月算定日数(日)が不正です	138	917	13.6%	有	エラー	第一段階	
194	H:その他帳票内の整合性チェック	EL56	※受付:サービス提供年月が利用日数の特例対象期間外です	155	550	1.8%	有	エラー	第一段階	
195	H:その他帳票内の整合性チェック	EL54	※受付:退所日がサービス提供年月の翌月以降です	159	467	4.5%	有	エラー	第一段階	
196	H:その他帳票内の整合性チェック	PT47	※受付:訪問支援特別加算(算定時間数)の算定が不正です	168	325	22.8%	有	エラー	第一段階	
197	H:その他帳票内の整合性チェック	PS84	※受付:施設外支援 累計が180日を超えています	182	197	2.5%	有	エラー	第一段階	
198	H:その他帳票内の整合性チェック	PS51	※受付:入所時特別支援加算・当月算定日数(日)が不正です	197	135	15.6%	有	エラー	第一段階	
199	H:その他帳票内の整合性チェック	EL75	※受付:退居日がサービス提供年月の翌月以降です	199	129	10.1%	有	エラー	第一段階	
200	H:その他帳票内の整合性チェック	PS79	※受付:その他サービス合計時間数が明細情報合計と不一致	204	101	0.0%	有	エラー	第一段階	
201	H:その他帳票内の整合性チェック	PU37	※受付:重度包括:共同生活援助合計日数が明細情報合計と不一致	205	101	0.0%	有	エラー	第一段階	
202	H:その他帳票内の整合性チェック	PS75	※受付:重度包括:実績単位数が重度包括:支給決定量超過	206	92	0.0%	有	エラー	第一段階	
203	H:その他帳票内の整合性チェック	PS28	※受付:開始時間が不正または形式に誤りがあります	207	84	4.8%	有	エラー	第一段階	
204	H:その他帳票内の整合性チェック	PS33	※受付:終了時間が不正または形式に誤りがあります	208	83	4.8%	有	エラー	第一段階	
205	H:その他帳票内の整合性チェック	PT61	※受付:家庭連携加算(算定時間数)の算定が不正です	209	83	16.9%	有	エラー	第一段階	
206	H:その他帳票内の整合性チェック	PT30	※受付:移動が同一日の最終行に設定されていません	213	80	16.3%	有	エラー	第一段階	
207	H:その他帳票内の整合性チェック	PS66	※受付:訪問型 1時間未満(回)が明細合計と一致しません	222	59	3.4%	有	エラー	第一段階	
208	H:その他帳票内の整合性チェック	PS67	※受付:訪問型 1時間以上(回)が明細合計と一致しません	225	58	3.4%	有	エラー	第一段階	
209	H:その他帳票内の整合性チェック	PT34	※受付:派遣人数が2人を超えています	235	47	55.3%	有	エラーまたは警告(重度)	第一段階	
210	H:その他帳票内の整合性チェック	PU12	※受付:移行準備支援加算(Ⅰ) 累計が180日を超えています	238	46	15.2%	有	警告(重度)	—	

No	チェック分類	警告コード	警告内容	発生順位	発生件数	返戻率	対応方針		エラーへの移行時期	備考
							チェック要件の見直し	対応後の判定レベル		
211 H: その他帳票内の整合性チェック		EL63	※受付・退院・退所日がサービス提供年月と一致しません	242	40	10.0%	有	警告(重度)	—	
212 H: その他帳票内の整合性チェック		EE47	※受付・A型事業者減免が免除の場合に上限月額調整と不一致	243	38	10.5%	—	エラー	第二段階	
213 H: その他帳票内の整合性チェック		EE57	※受付・A型事業者減免額が上限月額調整と一致しません	255	19	0.0%	—	エラー	第二段階	
214 H: その他帳票内の整合性チェック		PJ64	※受付・有期・有目的期間について開始年月日から90日以内	259	17	17.6%	—	エラー	第一段階	
215 H: その他帳票内の整合性チェック		PJ65	※受付・有期・有目的期間(90日以内)の算定可能回数を超過	261	14	28.6%	—	エラー	第一段階	
216 H: その他帳票内の整合性チェック		EL21	※受付・入所中算定日とサービス提供年月の關係に誤りがあります	264	13	46.2%	—	エラー	第一段階	
217 H: その他帳票内の整合性チェック		EL74	※受付・入居中算定日とサービス提供年月の關係に誤りがあります	271	8	0.0%	—	エラー	第一段階	
218 H: その他帳票内の整合性チェック		PT76	※資格・重度包括・実績単位数(単位)が明細情報合計と不一致	273	7	0.0%	—	エラー	第二段階	
219 H: その他帳票内の整合性チェック		PS83	※受付・重度包括・1日計が重度包括・単位数の集計と不一致です	276	6	0.0%	—	エラー	第一段階	
220 H: その他帳票内の整合性チェック		PJ66	※受付・有期・有目的期間について開始年月日から91日以上経過	282	4	100.0%	—	エラー	第一段階	
221 H: その他帳票内の整合性チェック		PJ67	※受付・有期・有目的期間(180日以内)の算定可能回数を超過	283	4	50.0%	—	エラー	第一段階	
222 H: その他帳票内の整合性チェック		PJ78	※受付・有期・有目的期間について開始年月日から180日以内	285	4	0.0%	—	エラー	第一段階	
223 H: その他帳票内の整合性チェック		PJ68	※受付・有期・有目的期間について開始年月日から181日以上経過	289	3	0.0%	—	エラー	第一段階	
224 H: その他帳票内の整合性チェック		PJ69	※受付・有期・有目的期間(181日以上)の算定可能回数を超過	303	1	0.0%	—	エラー	第一段階	
225 I: 補足給付のチェック		EG72	※資格・特定障害者特別給付費・算定日額が補足給付額未満	47	14,174	8.8%	—	エラー	第二段階	
226 I: 補足給付のチェック		PS48	※受付・各小計 光熱水費の小計値が明細合計と一致しません	50	11,917	7.3%	—	エラー	第一段階	
227 I: 補足給付のチェック		EG71	※資格・補足給付有効期間外の受給者です	51	11,394	29.5%	—	エラー	第二段階	
228 I: 補足給付のチェック		EG73	※資格・受給者台帳記載の補足給付額未満です	55	10,894	13.2%	—	エラー	第二段階	
229 I: 補足給付のチェック		EG70	※資格・補足給付対象外の受給者です	56	9,194	6.0%	—	エラー	第二段階	
230 I: 補足給付のチェック		PS47	※受付・各小計 食費の小計値が明細合計と一致しません	63	7,284	10.8%	—	エラー	第二段階	
231 I: 補足給付のチェック		PS40	※受付・光熱水費の単価が正しく設定されていません	71	6,197	4.3%	—	エラー	第一段階	
232 I: 補足給付のチェック		PP16	※支給量・実算算定額が実績記録と明細書で不一致	72	6,042	4.7%	—	エラー	第一段階	
233 I: 補足給付のチェック		EG67	※資格・受給者台帳記載の補足給付額を超えています	77	4,953	30.2%	—	エラー	第二段階	
234 I: 補足給付のチェック		EG30	※資格・特定障害者特別給付費・算定日額が補足給付額を超過	81	4,345	26.2%	—	エラー	第二段階	
235 I: 補足給付のチェック		EG74	※資格・特定入所障害児食費等給付費・算定日額が補足給付額未満	143	760	8.0%	—	エラー	第二段階	
236 I: 補足給付のチェック		EG75	※資格・補足給付額(円/日)が補足給付額(日額)未満です	145	722	9.3%	—	エラー	第二段階	
237 I: 補足給付のチェック		PP51	※支給量・特定障害者特別給付費・給付費請求額の合計が上限額を超過	148	680	28.5%	—	エラー	第二段階	
238 I: 補足給付のチェック		EG32	※資格・補足給付額(円/日)が補足給付額(日額)を超過	170	300	27.0%	—	エラー	第二段階	
239 I: 補足給付のチェック		EG14	※資格・特定入所障害児食費等給付費・算定日額が補足給付額を超過	175	268	16.8%	—	エラー	第二段階	
240 I: 補足給付のチェック		PS49	※受付・実費合計額(円)の計算値が不正です	194	141	1.4%	—	エラー	第一段階	
241 I: 補足給付のチェック		PT55	※受付・補足給付適用の有無と補足給付額の關係が不適切です	292	3	33.3%	—	エラー	第一段階	
242 J: 各種加算要件等のチェック		PA72	※受付・初回加算がサービス開始年月以外で算定されています	59	8,184	8.4%	—	エラー	第一段階	
243 J: 各種加算要件等のチェック		PP11	※支給量・送迎加算の回数が実績記録と明細書で不一致	62	7,585	13.7%	—	エラー	第一段階	
244 J: 各種加算要件等のチェック		PA41	※資格・食事提供体制加算の算定要件を満たしていません	69	6,268	54.0%	—	エラー	第二段階	
245 J: 各種加算要件等のチェック		PA60	※受付・初期加算のサービス開始年月日が不正です	75	5,594	5.8%	—	エラー	第一段階	

No	チェック分類	警告コード	警告内容	発生 順位	発生件数	返戻率	対応方針		エラーへの 移行時期	備考
							チェック要件 の見直し	対応後の判定レベル		
246 J:各種加算要件等のチェック	PA81	※受付:短期利用加算のサービス開始年月日が不正です	84	4,177	6.0%	エラー	—	エラー	第一段階	
247 J:各種加算要件等のチェック	PA61	※受付:入所時特別支援加算のサービス開始年月日が不正です	86	3,870	3.9%	エラー	—	エラー	第一段階	
248 J:各種加算要件等のチェック	PP28	※支給量:初期加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	90	3,440	9.4%	エラー	—	エラー	第一段階	
249 J:各種加算要件等のチェック	PP22	※支給量:食事提供加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	97	2,824	20.2%	エラー	—	エラー	第一段階	※
250 J:各種加算要件等のチェック	PP65	※支給量:夜間支援等体制加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	106	2,043	9.4%	エラー	—	エラー	第一段階	
251 J:各種加算要件等のチェック	PP46	※支給量:欠席時対応加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	107	2,022	14.1%	エラー	—	エラー	第二段階	
252 J:各種加算要件等のチェック	PU39	※受付:夜間支援等体制加算(Ⅱ)対象外の事業所です	117	1,456	13.1%	エラー	—	エラー	第一段階	
253 J:各種加算要件等のチェック	PP39	※支給量:移動介護分の回数が実績記録票と明細書で不一致	126	1,197	23.1%	エラー	—	エラー	第二段階	
254 J:各種加算要件等のチェック	PU40	※受付:夜間支援等体制加算(Ⅲ)対象外の事業所です	129	1,133	7.9%	エラー	—	エラー	第二段階	
255 J:各種加算要件等のチェック	PU38	※受付:夜間支援等体制加算(Ⅰ)対象外の事業所です	142	801	9.0%	エラー	—	エラー	第二段階	
256 J:各種加算要件等のチェック	PP24	※支給量:帰宅時支援加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	152	596	7.4%	エラー	—	エラー	第一段階	
257 J:各種加算要件等のチェック	PS56	※受付:初期加算・30日目(年月日)の日付が不正です	154	582	11.2%	エラー	—	エラー	第一段階	
258 J:各種加算要件等のチェック	PP64	※支給量:移行準備支援体制加算Ⅱの回数が実績記録と明細書で不一致	156	522	2.1%	エラー	—	エラー	第一段階	
259 J:各種加算要件等のチェック	PP38	※支給量:日中支援加算回数が実績記録票と明細書で不一致	157	513	9.7%	エラー	—	エラー	第一段階	
260 J:各種加算要件等のチェック	PP66	※支給量:入院、外泊時に受託居宅介護サービスの提供があります	158	494	3.6%	有	警告(重度)	—	—	
261 J:各種加算要件等のチェック	PP23	※支給量:入院時支援特別加算回数が実績記録票と明細書で不一致	161	457	12.0%	エラー	—	エラー	第一段階	
262 J:各種加算要件等のチェック	PP13	※支給量:家庭連携加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	163	401	8.5%	エラー	—	エラー	第一段階	
263 J:各種加算要件等のチェック	PP41	※支給量:明細書の入院、外泊時加算回数が実績記録票を超過	164	388	6.7%	エラー	—	エラー	第一段階	
264 J:各種加算要件等のチェック	PP32	※支給量:入所時特別支援加算日数が実績記録票と明細書で不一致	169	316	7.3%	エラー	—	エラー	第一段階	
265 J:各種加算要件等のチェック	PP18	※支給量:訪問支援特別加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	181	198	15.2%	エラー	—	エラー	第一段階	
266 J:各種加算要件等のチェック	PP52	※支給量:体験利用加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	192	151	10.6%	エラー	—	エラー	第一段階	
267 J:各種加算要件等のチェック	PP63	※支給量:移行準備支援体制加算Ⅰの回数が実績記録と明細書で不一致	195	140	15.7%	エラー	—	エラー	第一段階	
268 J:各種加算要件等のチェック	PP56	※支給量:退院・退所月加算が実績記録票と明細書で不一致	201	122	10.7%	エラー	—	エラー	第一段階	
269 J:各種加算要件等のチェック	PB57	※受付:福祉専門職員等連携加算のサービス開始年月日が不正です	210	82	36.6%	エラー	—	エラー	第一段階	
270 J:各種加算要件等のチェック	PP17	※支給量:地域移行加算が実績記録票と明細書で不一致	211	81	11.1%	エラー	—	エラー	第一段階	
271 J:各種加算要件等のチェック	PP57	※支給量:緊急時支援の回数が実績記録票と明細書で不一致	212	81	12.3%	エラー	—	エラー	第一段階	
272 J:各種加算要件等のチェック	PT64	※受付:地域移行加算の日付が入所中・退所後算定日と不一致	218	67	22.4%	エラー	—	エラー	第一段階	
273 J:各種加算要件等のチェック	PP35	※支給量:訪問型1時間以上(回数)が実績記録票と明細書で不一致	221	63	9.5%	エラー	—	エラー	第一段階	
274 J:各種加算要件等のチェック	PP25	※支給量:自立生活支援加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	223	58	24.1%	エラー	—	エラー	第一段階	
275 J:各種加算要件等のチェック	PP53	※支給量:体験宿泊加算Ⅰの回数が実績記録票と明細書で不一致	224	58	1.7%	エラー	—	エラー	第一段階	
276 J:各種加算要件等のチェック	PS99	※受付:入所時特別支援加算・30日目の日付が不正です	226	58	1.7%	エラー	—	エラー	第一段階	
277 J:各種加算要件等のチェック	PP26	※支給量:夜間支援体制加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	228	55	0.0%	エラー	—	エラー	第一段階	
278 J:各種加算要件等のチェック	PP54	※支給量:体験宿泊加算Ⅱの回数が実績記録票と明細書で不一致	230	54	22.2%	エラー	—	エラー	第一段階	
279 J:各種加算要件等のチェック	PT31	※受付:重度包括・適用単価が算定値と一致しません	233	51	0.0%	エラー	—	エラー	第一段階	
280 J:各種加算要件等のチェック	PB58	※受付:行動障害支援連携加算のサービス開始年月日が不正です	240	41	53.7%	エラー	—	エラー	第一段階	

No	チェック分類	警告コード	警告内容	発生順位	発生件数	返戻率	対応方針		エラーへの移行時期	備考
							チェック要件の見直し	対応後の判定レベル		
281	J:各種加算要件等のチェック	EL30	※受付:地域移行加算の退所後算定日が退所日と同日です	244	38	38.8%	有	警告(重度)	—	
282	J:各種加算要件等のチェック	PP55	※支給量:集中支援加算の算定要件の回数を満たしていません	256	19	31.6%	—	エラー	第一段階	
283	J:各種加算要件等のチェック	PP34	※支給量:訪問型1時間未満(回数)が実績記録票と明細で不一致	260	16	18.8%	—	エラー	第一段階	
284	J:各種加算要件等のチェック	PU36	※受付:自立生活支援加算の日付が入居中・退居後算定日と不一致	266	13	23.1%	—	エラー	第一段階	
285	J:各種加算要件等のチェック	EL22	※受付:地域移行加算の退所後算定日が正しい日付ではありません	268	11	45.5%	—	エラー	第一段階	
286	J:各種加算要件等のチェック	PP69	※支給量:受託居宅介護サービスの提供日が様式18-1にありません	272	8	0.0%	—	エラー	第一段階	
287	J:各種加算要件等のチェック	EL72	※受付:自立生活支援加算の退居後算定日が正しい日付ではありません	280	4	25.0%	—	エラー	第一段階	
288	J:各種加算要件等のチェック	EL58	※受付:退所後算定日と退所日の関係に誤りがあります	288	3	33.3%	—	エラー	第一段階	
289	J:各種加算要件等のチェック	PP31	※支給量:自活訓練加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	290	3	0.0%	—	エラー	第一段階	
290	J:各種加算要件等のチェック	EL77	※受付:自立生活支援加算の退居後算定日が退居日と同日です	294	2	0.0%	有	警告(重度)	—	
291	J:各種加算要件等のチェック	EL20	※受付:入所中算定日と退所日の関係に誤りがあります	297	1	0.0%	—	エラー	第一段階	
292	J:各種加算要件等のチェック	EL73	※受付:入居中算定日と退居日の関係に誤りがあります	299	1	0.0%	—	エラー	第一段階	
293	J:各種加算要件等のチェック	EL76	※受付:退居後算定日と退居日の関係に誤りがあります	300	1	100.0%	—	エラー	第一段階	

※ 厚生労働省に対して取扱い等を確認中であり、回答内容により対応方針の見直しが発生する可能性があるチェック

発行

公益社団法人 国民健康保険中央会

平成 28 年 12 月 28 日

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1-11-35 全国町村会館内

TEL 03-3581-6821 (代表)